

第 14 回東アジア市民社会フォーラム
- 障がい者の自立生活のための市民ボランティア活動 -
(2023 年 10 月 8 ～10 日開催)

報告書

2024 年 3 月

- 主催：公益財団法人 公益法人協会
- 協力：公益財団法人 トヨタ財団
公益財団法人 笹川平和財団
公益財団法人 住友財団
公益財団法人 庭野平和財団
公益財団法人 三菱財団

第 14 回東アジア市民社会フォーラム
- 障がい者の自立生活のための市民ボランティア活動 -
(2023 年 10 月 8 ～10 日開催)

報告書

2024 年 3 月

- 主催：公益財団法人 公益法人協会
- 協力：公益財団法人 トヨタ財団
公益財団法人 笹川平和財団
公益財団法人 住友財団
公益財団法人 庭野平和財団
公益財団法人 三菱財団

主 催



日本側主催団体



中国側主催団体



目次

1. 開会挨拶	1
1.1 ナム・ヨンチャン 韓国ボランティアフォーラム会長、法務法人クラス代表弁護士	1
1.2 ワン・シヤンジ 中国国際民間組織協力促進会副理事長兼事務局長	3
1.3 山岡 義典 東アジア市民社会フォーラム実行委員会 委員長	4
2. 基調講演	6
2.1 障がい者の自立支援のための韓国のボランティア活動	6
チェ・イルソプ ソウル大学社会福祉学科名誉教授、韓国ボランティアフォーラム顧問	
2.2 中華人民共和国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点	20
チャン・ワンホン 武漢大学法学部 教授	
2.3 日本の障がい者支援の制度的変遷とサービス体系、障がい者支援事業等の現状	43
藤井 衛 東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員、元高齢者福祉・障害者福祉 専門員	
3. 事例報告	60
3.1 市民の会による虐待被害者保護支援事例集	60
イ・ジョンジャ 人権と文化芸術研究所代表、元市立西大門聴覚障害者福祉館長	
3.2 市民社会組織による子育て支援～保護終了児の自立に向けたくビビル アンダック>の役割～	74
コ・テオン 済州特別自治道持続可能発展協議会常任議長、元済州島ボランティア センター長、元ハンマウム奉仕団創立者	
3.3 創立以来の使命に忠実であり続ける - 障害者相互扶助組織の利点の活用	82
ジウ・リプン 武漢太陽の家協同センター理事長	
3.4 心安らかな家における障害者児童サービスの取り組みと事業展開	90
ソン・ホンソン 広州市黄埔区心安らかな家理事長	
3.5 リアン文京の地域活動ーリアン de つながるプロジェクト	106
山内 哲也 社会福祉法人武蔵野会リアン文京施設長	
3.6 異言語 Lab.の活動86	122
菊永 ふみ 一般社団法人異言語 Lab.代表理事	
4. 閉会挨拶	145
山岡 義典 東アジア市民社会フォーラム実行委員会 委員長	145

プログラム

日時:2023年11月09日(木)

場所:済州パレスホテル(済州特別自治道済州市三道二東塔洞路9)



司会進行:チョン・ジョンファ 三育大学
社会福祉学科 教授

開会挨拶

09:15-09:20 (韓国)ナム・ヨンチャン 韓国ボランティアフォーラム会長、法務法人クラス代表弁護士

09:20-09:25 (中国)ワン・シャンジ 中国国際民間組織協力促進会 副理事長兼事務局長

09:25-09:30 (日本)山岡 義典 東アジア市民社会フォーラム実行委員会 委員長

基調講演

09:30-10:10 (韓国)障がい者の自立支援のための韓国のボランティア活動

チェ・イルソプ ソウル大学社会福祉学科名誉教授、韓国ボランティアフォーラム顧問

10:10-10:50 (中国)中国の障がい者ボランティア活動の支援:困難と対策

チャン・ワンホン 武漢大学法学部 教授

10:50-11:30(日本)日本の障がい者支援の制度的変遷とサービス体系、障がい者支援事業等の現状

藤井 衛 東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員、元高齢者福祉・障害者福祉
専門員

事例報告

13:00-13:20 (韓国)市民の会による虐待被害者保護支援事例集

イ・ジョンジャ 人権と文化芸術研究所代表、元市立西大門聴覚障害者福祉館長

13:20-13:40 (韓国)市民社会組織による子育て支援～保護終了児の自立に向けた<ビビルアンダック>の役割～

ユ・テオン 済州特別自治道持続可能発展協議会常任議長、元済州島ボランティアセンター長、元ハンマウム奉仕団創立者

13:40-14:00 (中国)創立以来の使命に忠実であり続ける - 障害者相互扶助組織の利点の活用

ジウ・リプン 武漢太陽の家協同センター理事長

14:00-14:20 (中国)心安らかな家における障害者児童サービスの取り組みと事業展開

ソン・ホンソン 広州市黄埔区心安らかな家理事長

14:20-14:40 (日本)リアン文京の地域活動ーリアン de つながるプロジェクト

山内 哲也 社会福祉法人武蔵野会リアン文京施設長

14:40-15:00 (日本)異言語 Lab.の活動

菊永 ふみ 一般社団法人異言語 Lab.代表理事

パネルディスカッション(15:00-15:50)

閉会挨拶(15:50-16:00)

第14回東アジア市民社会フォーラム実行委員会（日本）名簿

(五十音順、敬称略)

	参加者	所属
1	雨宮 孝子	(公財)公益法人協会 理事長
2	伊井野雄二	(特活)赤目の里山を育てる会 代表理事
3	伊藤 道雄	(特活)アジア・コミュニティ・センター21 代表理事
4	楠田 健太	東京藝術大学 准教授、ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事
5	栗林知絵子	(認定特活)豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 代表理事
6	白石 喜春	(公財)公益法人協会調査部主任、ボランティア活動国際研究会(JIVRI)理事長
7	鈴木 勝治	(公財)公益法人協会 特別顧問
8	鈴木 幸夫	(公財)知床自然大学院大学設立財団 理事
9	高宮 洋一	城西国際大学講師(前教授)
10	多田 昌弘	(公財)公益法人協会 調査部顧問
11	長沼 良行	(公財)公益法人協会 常務理事
12	方 真 雅	日本社会事業大学大学院博士課程
13	藤井 衛	元高齢者福祉・障害者福祉専門員
14	本多 史朗	(公財)助成財団センター プログラム・アソシエイト
15	山岡 義典	委員長、(特活)市民社会創造ファンド 理事長、(公財)助成財団センター 会長、ボランティア活動国際研究会(JIVRI) 理事

付 記

本報告書は、韓国が制作したフォーラムのビデオ映像から書き起こしたものです。従って、話し言葉中心になっておりますが、一部書き言葉に変更している箇所もありますので、ご了承のほどお願いいたします。また、録音不明瞭の部分は割愛しております。

1. 開会挨拶

司会進行： チョン・ジョンファ
三育大学 社会福祉学科 教授

それでは、2023 年第 14 回東アジア市民社会フォーラムを開始させていただきます。参加者の皆様、大きな拍手をお願い致します。(拍手)

コロナ・パンデミックの後、私たち東アジア市民社会フォーラムは、今回、韓国で 3 年ぶりに、またパンデミック後、初めて対面で開催することになりました。

私たちの美しい都市、そして私たちの国際都市済州島で、中国、日本、韓国が一緒になって開催することができ、この 3 か国の参加者の皆さんを心から歓迎します。

それでは、今から東アジア市民社会ボランティア国際フォーラムを始めたいと思います。今日のアジェンダは、はじめに3カ国の代表者からご挨拶いただき、その後基調講演、事例報告、パネルディスカッション、質疑応答、最後に閉会挨拶という流れで進めていきたいと思います。

まず、韓国ボランティアフォーラム(KVF)のナム・ヨンチャン会長から挨拶をさせていただきます。宜しくお願い致します。



1.1 韓国挨拶

ナム・ヨンチャン(Young-Chan Nam)

韓国ボランティアフォーラム会長、法務法人クラス代表弁護士

皆さん、おはようございます。本日お集まりの皆様を心から歓迎いたします。心より歓迎申し上げます。韓国ボランティア・フォーラム会長のナム・ヨンチャンです。

この美しい韓国の済州島で、第 14 回「東アジア市民社会・ボランティア国際フォーラム」を開催させていただくことになりました。世界的な COVID-19 の大流行により、韓国、中国、日本で毎年開催されていた国際フォーラムは、過去 3 年間、オンラインによるウェブフォーラムとして開催されてきました。しかし、思いやりの心や助けの手が



ら生まれるボランティア活動の価値のように、皆様の温かさを直接感じることでできるオフラインのフォーラムは、より貴重なものだと思います。この重要なフォーラムに足を運んで下さったお一人お一人に、深い感謝と心からの歓迎を申し上げます。

近年、COVID-19のパンデミックにより世界中が影響を受け、中国、日本、韓国でのボランティア活動はやや停滞気味です。今回の国際フォーラムが、ボランティアの価値を再認識し、日中韓のボランティア活動を活性化させる契機となることを願っています。

ボランティアとは、思いやりや寛容さ、連帯感といった社会的価値を大切にしている人々が自発的に行う活動である。それは、私たちの社会における共同体意識を維持するための最も効果的な手段であります。

自発的かつ利他的な活動は、市民社会にとって不可欠なセーフティネットを提供し、政府や公的機関の能力を超えた問題に取り組むと同時に、地域社会の統合を促進し、健全な社会を促進致します。

本フォーラムのテーマは「障がい者の生活を支えるボランティア活動」です。障がい者は社会の一員であり、誰もが身体的・精神的な障がいの危険にさらされる可能性があります。適切かつ効果的な支援を通じて、障がい者が社会の中で他の人々と同じように生活できるようにすることが重要です。障がい者支援は、政府、公的機関、さらには市民社会からの早急な支援を必要とする最も重要な分野のひとつです。

市民社会からのボランティア活動や貢献は、公的支援では十分に対応できない可能性のある障がい関連の問題に対して、効果的かつ適切な解決策を提供します。このフォーラムが、市民社会が障がい者を支援する方法におけるさまざまな課題を明らかにし、議論する一助となり、3カ国間で経験を共有できることを願っています。

本フォーラムのプレゼンテーションやディスカッションの準備に尽力し、成功裏の開催に貢献した3カ国の関係者に感謝致します。彼らの献身と奉仕は、「東アジア市民社会とボランティア国際フォーラム」の成功と影響に貢献することでしょう。また、JACOの雨宮理事長、CANGOの王向毅会長、そして本フォーラムを有意義なものとし、成功させるために尽力されている参加者の皆様に敬意と感謝の意を表したいと思います。このフォーラムが今後も発展し、存続していくことを確信しています。

ご滞在中、濟州島の美しさ、美味しい料理、そして濟州島の人々の温かい心をお楽しみいただければ幸いです。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。次に、中国側の代表者からご挨拶いただきます。中国国際民間組織協力促進会の副理事長、ワン・シャンジさん、挨拶を宜しくお願い致します。大きな拍手でお迎えください。

1.2 祝辞(中国)

ワン・シャンジ(Wang Xiangyi)

中国国際民間組織協力促進会 副理事長兼事務局長

賓客の皆様、同僚の皆様、ご列席の皆様、ご友人の皆様、こんにちは。濟州島で皆さんにお会いできて大変嬉しく思います。私たちが事実上一堂に会するのは、疫病の流行以来初めてのことです。この3年間、私たちはあらゆる困難を乗り越え、前進を止めることなく、共に努力してきました。

中国国際民間組織協力促進会を代表し、東アジア市民社会フォーラム創設者の一人として、本フォーラムの成功を心からお祝い申し上げるとともに、本フォーラムの開催に尽力された韓国ボランティア・フォーラムの関係者の皆様に深く感謝申し上げます！

国際交流の経験に鑑みれば、市民社会は人々の福祉を向上させ、社会の変化と発展を促し、社会の団結と統合を高める上で重要な役割を果たしています。

中国、日本、韓国は幅広いコンセンサスと共通の目標を享受しています。国際情勢がどのように変化しようとも、協力の初心と共通の志に変わりはありません。今回のフォーラムのテーマは、「障がい者の生活を支えるボランティア活動」です。本フォーラムの開催により、「障がい者グループの福祉を守るための政策や制度、障がい者グループの成長と発展を支えるための市民社会の努力と貢献について、中国、日本、韓国の間で経験交流が深まり、三者間の友好交流を促進する上で、本プラットフォームのユニークな役割が十分に発揮されることが期待されます。

私たちは皆、異なる国同士の人と人との交流と相互学習を促進するための提唱者であり、行動者です。平等・相互学習・寛容・対話という文明の理念を堅持し、人と人との交流と相互学習を三国間の友好を高める架け橋とし、三国の市民社会の進歩を促進し、市民社会の健全で持続可能な発展の絆を維持することは、三国の市民社会の力が互いに出会い、学び合う中でより輝きを増すことを確実に促進します。

2009年に東京でフォーラムがスタートしてから10年以上が経ちました。この場をお借りして、これまでのフォーラムを支えて下さった関係機関や関係各位に心より感謝申し上げます。CANGOはプラットフォームとして、今後も東アジア市民社会フォーラムの開催を支援し、日中韓の人的交流に貢献し続け、東アジアにおける人的交流の架け橋の役割を果たして参ります。

最後になりましたが、本フォーラムのご成功を祈念し、皆様にご挨拶申し上げます。また来年、中国で開催される第15回東アジア市民社会フォーラムでお会いできることを楽しみにしています。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。次に、日本を代表して参加していただいた日本代表、山岡義典実行委員長からご挨拶をお願いいたします。大きな拍手でお迎えください。



1.3 祝辞(日本)

山岡 義典(Yoshinori Yamaoka)

東アジア市民社会フォーラム実行委員会 委員長

韓国の各地から集まれた皆さま、中国から参加された皆さま、おはようございます。日本から昨日初めて済州島に来たばかりの山岡でございます。

この済州島で4年振りに皆さんと再開できたことを、大変嬉しく思っています。前回お会いしてから3回のオンライン交流をもちましたが、やはり交わりの点では制約といえますか、限界があったように思います。

リアル再開の今回のテーマは、「障がい者の自立生活」ということです。そのために政府や自治体の役割は大きいですし、また就労という場面を考えると産業界の受け入れ態勢も重要になってきます。

しかし、一人一人の日常生活の在り方に係ることですから、最も身近な立場にある市民社会組織の役割こそが、重要になってきます。行政の谷間を埋めるとか企業と協働することも重要ですが、それ以上に、これまで気付かなかった新しい対応、すなわち先駆的で創造的な領域を開拓するという点で、市民社会には他にはない大きな役割があると思っています。

その様な市民社会組織の取組みとして、私自身はこれまで3つの立場を重視してきました。一つは市民的立場が欠かせないことは当然であります。関係領域の専門的立場が無ければリアリティを欠く対応になってしまいます。そして何よりも、支援先と思いがちな当事者の立場が必要です。それぞれの立場のどこに重点を置くかは活動の性格によっても様々ですが、この3つの立場が共鳴しあいながら、あるいは緊張感をもって対話していくことが持続性のある活動には大切だと思います。そのことによって、広く社会や行政や産業界への説得力ある働きかけもできると考えています。

社会的な背景や制度的な背景は、韓国・中国・日本とそれぞれに異なるでしょうが、以上のような視点も含めて議論ができればと考えます。

このようなフォーラムを企画し準備してこられた韓国、とりわけ済州島の現地の関係組織や関係者の皆さまに深く感謝申し上げます。

今日は、それぞれの国における基調報告と事例報告を楽しみにしています。この分野での貴重な情報共有の機会にいたしましょう。

(司会)

3カ国の代表者から祝辞と挨拶をいただきました。これから基調講演を、韓国、中国、日本の順に、三人の方に発表していただきます。

韓国からはチェ・イルソク教授が発表してくださいませ。チェ・イルソク教授はソウル大学社会福祉学科の名誉教授です。韓国ボランティアフォーラムの顧問でもあります。ちょっと立ち上がってご挨拶をお願いします。



二番目の基調講演は、中国の武漢大学法学部のチャン・ワンホン教授です。チャン・ワンホン教授、ちょっと立ち上がっていただけますか。失礼いたしました。チャン・ワンホン教授はオンラインで発表されるそうです。

三番目は日本の藤井衛先生です。元高齢者福祉・障害者福祉専門員であり、東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員でもあります。藤井衛先生、ちょっと立ち上がっていただいて、挨拶いただけますか。

ありがとうございます。それでは、これから韓国のチェ・イルソク教授から基調講演をいただきます。宜しくお願い致します。



第14回東アジア市民社会フォーラムの会場の様子

2. 基調講演

2.1 障がい者の自立支援のための韓国のボランティア活動

チェ・イルソプ(Ilsub Choi)

ソウル大学社会福祉学科名誉教授、韓国ボランティアフォーラム顧問

こんにちは。資料集をご覧ください。今日の私の発表では、韓国の障がい者に対する一般的なサービスに関する事、そしてボランティアに関する事を述べさせていただきますが、まず障がい者福祉の実態から少し見ていきたいと思えます。

皆さんがよくご存知のように、一般的に障がいというのは、身体的、精神的な欠損によって、私たちが日常生活や社会生活に不都合を持つこと、そのように規定していますが、時代や社会環境によってその概念が

変化しています。したがって、一国の社会文化的、そして政治的な環境や状況によって異なって定義されているので、私たちが障がいの概念を厳密に規定することは難しいということを申し上げたいと思えます。

発表時間は30分が与えられましたが、20分以内に発表してほしいと司会者側から要請があったので、20分以内でお話ししたいと思えます。

私たち韓国の障がい者に関しては、障がい者福祉法が、後にもお話ししますような様々な法律の中で、最も基本的で代表的な法律です。その法律で、障がい者に対する概念をこのように定義しています。

障がい者は、身体的、精神的な障がいにより、長期間にわたって、日常生活または社会生活に相当な制約を受ける者、そう定義しています。ここで私たちが身体的障がいというのは、ご存知のように、主な外部身体機能の障がいや内部臓器の障がいなどを指し、精神障がいというのは発達障がいや精神疾患に発展する障がいを指します。したがって、障がいの定義は、身体的・精神的障がいという医学的原因によって、日常生活や社会生活で制約を受けている状態であると私たちは言うことができます。

障がいのカテゴリーはいくつかあります。障がいの形態は、皆さんがよくご存知のように、ほとんどの国がそうですが、韓国では当初は障がい者のカテゴリーを、遅滞障がい、視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、精神遅滞障がいなど、最も基本的な5つをこのように挙げていましたが、時代が経ち、社会環境が変化すると、その範囲がますます拡大しました。そして、次に10種類になり、今日ではこれが15種類になりました。

さて、その表を見ると、肢体、視覚、聴覚、言語、知的、自閉性、脳病変、精神、腎臓、心臓、呼吸器、肝、顔面、腸瘻尿瘻、それから癲癇、このように15種類も出ています。このように表1を最近政府が発表しました。



他の国もそうでしょうが、私たち韓国では、自閉症の問題については保健福祉部が主管にしています。それで保健福祉部が、昨年末出した資料によると、私たちの韓国での障がい者人口は265万2860人で総人口の5.24%です。皆さん、資料に524%と書いてありますが、実際の全人口より多くの障がい者の数があるはずがないですよ。5.24%の間違いです。

私たちは、1989年度から障がい者登録制度を実施しています。この制度は二つの役割を果たします。

なぜ登録を受けるかという、一つ目は、障がい者福祉法で規定されている障がい者を確認する証明として、登録を受ければあなたは障がい者です、こう見ることができるわけです。

二つ目は、障がい者福祉サービスを利用できるような権利を与えるという目的があります。先ほど申し上げたように、障がい者登録の現状は5.24%のようですし、また、障がい者の程度を私たちは、以前は、ひどくない軽度、それから重度・非常に重度、このように障がいの程度を2段階に分けています。

ですから、ひどい程度が98万余りであれば、ひどくない程度が167万程度ということになります。性別では男性が女性より少し頻度が高く、障がいタイプ別では、最も一般的な障がい、知的障がい、肢体障がい、精神障がい、聴覚障がい、腎臓障がいなど、その順に頻度が高いことが示されています。補足すると、韓国ではここ数年、障がい者の認定に関する行政訴訟が増加しています。おそらく日本や中国でもそういう事例があると思いますが、障がいの概念を社会的・政治的な概念に転換する必要があるという、障がい者福祉専門官や専門家の要請がどんどん増えているという話になります。

先ほど少しお話したように、障がい者に関する福祉のための法律はいくつかあります。それが6つあるのですが、一番基本的なのが障がい者福祉法で、この法律は1981年に制定されたもので、昔は心身障がい者福祉法と呼んでいましたが、全面改正されて今は障がい者福祉法になったという経緯があります。私たちが、障がい者が人間としての尊厳と権利を保障するための国や自治体などの責任を明らかにし、障がい発生の予防や障がい者の医療、教育、職業制度や生活環境の改善などに関する事業を定めて、障がい者の社会統合に寄与することを目的としてこのような法律を作りました。

それ以外にも障がい者に関する法律はいくつかありますが、代表的なものだけ申し上げます。障がい者に対する特殊教育法です。これは1977年末に公布されたもので、韓国の障がい者教育を公平に保障するようになり、全国の都道府県に公立特殊学校や特殊学級が設置されるなど、特殊教育発展の起爆剤とも言える法的根拠となりました。

次に、3つ目の法律は、障がい者差別禁止及び権利救済等に関する法律です。この法律は、すべての生活領域において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がいを理由とする差別を受けた者の権利を効果的に救済することにより、障がい者の完全な社会参加と平均的権利の実現を通じて、人間としての尊厳と価値を実現することを目的としています。この法律では、差別の形態は、直接差別、間接差別、正当な便宜供与・正当な便宜供与具備の差別、広告の差別に分けています。

ですから、私たちが差別を禁止し、その人たちの障がいに応じた権利を持って就職するような法律です。この法律にはいくつかの意義があります。第一に、障がい者当事者主義に立脚した立法および人権パラダイムとしての転換と言えます。この法律の制定は、何よりも、障がい者当事者が自分の立場を具体化した法案を作り、政府や国会など関係者との協議や説得を通じた積極的な立法運動を展開した成果であるという点で大きな意義があります。

第二に、障がい者差別の報道の特殊性を十分に配慮し、差別の有形性を詳細に明記することで、障がい者差別の内容についてのガイドラインを提示し、差別判断の基準を提示しました。第三に、この法律は、社会的弱者の人権増進のための立法の模範となるといえます。その立法過程だけでなく、内容的な面でも、障がい者以外にも社会的弱者の人権のための立法の模範となると、このように判断しています。

第四に、国際人権条約の国内履行の基準となるものと思われます。障がい者権利条約などの国際条約の国内履行に関連して、重要な基準として機能するだろうと、そう考えます。

四つ目が障がい者雇用促進及び職業リハビリテーション法です。これは、1990年1月に障がい者雇用促進等に関する法律として施行された後、なんと19回もの審議を経たこの法律は、障がい者がその能力に応じた支給生活を通じて人間らしい生活ができるように、障がい者の雇用促進及び支給済活を図ることを目的としています。

特にこの法律は、これまで雇用努力が軽度障がい者維持で行われ、相対的に疎外されていたのを改善し、雇用障がい者の支援探求を軽度障がい者の2倍と定め、雇用誘引策を強化したことに意義があります。この法律をベースに設立された機関が韓国障がい者雇用公団ですが、この団体は障がい者がリハビリテーションを通じて自立できるように支援し、事業主の障がい者雇用を専門的に支援することを目的としています。

五つ目が、障がい者、高齢者、妊婦等の便宜増進保障に関する法律です。この法律は、障がい者、高齢者、妊婦等が生活を営みながら、他人の助けを借りずに、安全かつ便利に施設・設備を利用し、情報にアクセスすることを保障することにより、彼らの社会活動への参加と福祉増進を図ることを目的としています。

現在、障がい者福祉に関する法律に基づき、韓国には様々な障がい者福祉施設が作られています。そこについて少しお話させていただきます。

伝統的な社会福祉の教科書や、あるいはリハビリテーション学界で扱われている教科書を見ると、すべての社会福祉対象者のサービスは、昔は3つの形態として書かれています。外の孤児院、外部の救護、家の中で行う指導とホーム・リリーフがあり、それから施設保護、インスティテュートメント・リリーフがあります。それから、朝、利用機関施設に行き、そこで治療、リハビリや援助を受けて家に帰るといった形態があります。

できれば、この施設に収容するよりも、家でももちろんケアができればいいのですが、私たちが家ではどうしても障がい者が重くてケアができないこともあります。また家でケアする人がいないこともありますし、親がいないこともありますし、また他の人たちが政府の仕事に出てしまうと、私たちが重度の障がい者、例えば自閉症とかその他重度の遅滞の障がいを持っているような障がい者は、到底自分で生活をするのができませんので、そのような場合には、どうしても私たちが24時間施設にとどまって、私たちがケアをするしかありません。

韓国では2012年に改正施行された障がい者福祉法に基づいた居住施設、地域社会リハビリ施設、職業リハビリ施設、医療リハビリ施設、その他の施設に区分され、表2にもあるように施設タイプが示されています。大区分で見ると、居住施設、地域社会リハビリテーション施設、職業リハビリテーション施設、医療リハビリテーション施設、その他施設とありまして、そこからタイプ別に各施設に類型化されるわけです。

障がい類型の施設の中で代表的なものをいくつか見てみましょう。障がい類型の居住施設を見ると、全国の現在1,532カ所が分布しています。障がい者居住施設は、居住空間を活用して、一般家庭での生活が困難な障がい者に一定期間、居住介護支援などのサービスを提供すると同

時に、地域社会での生活を支援するような施設です。

障がい者居住施設は、知的障がい者、脳病変障がい者のための施設、視覚障がい者施設、聴覚障がい者、言語障がい者のための施設、直立障がい者及び重複障がい者のための施設、重度障がい者居住施設、障がい種別居住施設、障がい者短期居住施設など、様々な細分化された施設が存在します。

これらの施設におけるボランティアについてお話ししますが、そのようなものに対する個別の指針や教育といったような管理内容はありません。ただ、人権に関連して、ボランティアに対するヘルプ教育などは存在するという事を申し上げたいと思います。

それから、障がい者向けのリハビリテーション施設ですが、一番代表的なのが障がい者福祉館です。障がい者福祉館は、先ほど申し上げたこちらの利用施設ですね。そこで食べて寝るのではなく、朝、そこに施設に来て、夕方に帰るといったような施設ですが、このような障がい者支給リハビリテーション、医療リハビリテーション、療育など、障がい者の地域社会生活に必要な確なりハビリテーションサービスを提供し、障がい者に対する社会的認識啓発事業などを行う施設です。ボランティアをここでは積極的に活用し、地業内の福祉資源の掘り起こしなど、当市の地域社会の資源を開発し、活用する重要な役割を障がい者福祉館が担っています。

その次に、二つ目が障がい者のデイケア施設です。全国に840カ所が分布していますが、日常生活をおくる上で資源を必要とする障がい者に、昼間から夜間の活動維持のプログラムや教育職員などの機会とリハビリテーションサービスを提供する施設です。地域社会での連携プログラムの領域を見ると、利用障がい者のニーズと施設で活用できるボランティアを開発し、障がい者に対する理解と社会福祉現場の理解のための社会福祉現場実習生を指導します。

つまり、大学や大学院で社会事業学や社会福祉学を勉強したり、リハビリテーション学を勉強するような学生が、専門家として活動するためには、このような実習過程を経なければならぬのですが、障がい者デイケア施設が非常に重要な役割を果たしていることをお伝えします。

三つ目が障がい者職業リハビリ施設です。全国に792カ所が分布していますが、障がい者職業リハビリ施設は、障がい者保護作業所、障がい者就労作業所、障がい者職業適応訓練施設、そういうものがあるということをお申し上げたいと思います。

リハビリ施設については、特にボランティアに関係することをお話ししたいと思います。まず、ボランティアとその活動への支援体制がどうなっているのか、私が昨日、日本や中国の基調講演を読みました。日本も私たちとちょっと似ている、中国も似ている点が多いのですが、それをもう一度見てみましょう。

韓国のボランティア活動を支援する組織としては、中央政府と地方自治体、そして社会福祉関連機関、それから教育機関、宗教団体、企業、マスコミ機関、市民団体等、ほぼ社会のすべての公益基盤が、ボランティア活動に参加していますが、ボランティア業務の主務部署は、行政安全部であり、保健福祉部、教育部、女性家族部、文化体育観光部など中央政府部署、そして各市道と市・郡・区など地方自治体がボランティア所管業務を計画、指導、実践、監督する役割があります。

ボランティア活動基本法による法定団体が韓国ボランティア協議会です。そして、社会福祉事業法上の法定団体である韓国社会福祉協議会では、名前の社会福祉／ボランティアという名前で多少重複している感がありますが、この二つの機関が法定団体です。ですから、このような法律の内容は、詳細は省略させていただきますが、一般的に法律で盛り込むことができるようなものが全部入っています。

ところで、ボランティア活動基本法を背景にして、政府から、あるいは民間から支援を受け、

活発に活動をしている施設が多く存在します。最も代表的な機関が全国長老福祉センターです。これは、長老福祉活動基本法とその施行令を根幹に置き、現在、全国の市区町村単位に全部設置されているので、246ヵ所あると言えます。

全国ボランティアセンターが実施することは、私たちが管轄地域に対してボランティア対象者、ボランティアの申請を受け付けるような業務もします。法に明示された様々なボランティア活動の具体的なプログラム開発および実践、ボランティア管理、教育、指導監督、評価などを行う役割を担っています。

さて、ボランティア活動の実態を見ると、COVID19 パンデミックが出る前の4、5年前までは、全国民の約20%がボランティア活動に参加していましたが、最近の統計をみると2021年末現在で8.4%と半減してしたのですが、これは今申し上げたように、COVID19のために対面活動ができないので、ボランティア活動が減りました。中学校や高校でボランティア活動の授業があり地域に貢献していたのですが、その授業をコロナで制限したので、子供たちの参加が減ったというようなことで、このようにボランティア活動が少し減りました。私たちのボランティア活動のパラダイムが変わりました。

これは国内だけでなく、世界的な現象でもあるのですが、先ほど申し上げたように、参加方法では、昔はオフライン方式でしたが、今は対面・非対面の両立の比率が高まっています。活動場所も、以前は国内の活動のみ私たちが主に関心を持っていましたが、今は国際的な活動、他の国へ行って眼差しを向けることもいろいろ行っており、様々に変化しております。全体的な状況についていくつか挙げさせていただきました。

障がい者ケアに対する認識の改善が何よりも必要だと思います。長い話をするまでもなく、欧米のキリスト教文化圏ではボランティア活動がすごく発展しているのですが、そのような国では、子供の頃から親が子供を教育して教会に行くと、親が実際に行うボランティア活動を子供が見て学ぶわけですが、私たちにはそのようなものがなく、ボランティアは学校で教えられただけで、結局は進学のための成績を上げることにこだわるのです。

だから、このような認識が変わらなければならないと思うのです。障がい者ボランティア活動のタイプが多様化するので、それに合わせて福祉制度も活動内容も変わらなければならないと思います。障がい者個人の特性と家庭環境とを比較して、それに合った非常に専門的なボランティア活動が必要だと思います。

このような一人ひとりに対するボランティアに対する意識向上、学校、教会、企業、グループとか市民団体などによるボランティア活動の推進、その推進を支援するための基盤整備、制度整備などを同時に進めていく必要がある。

これで私からの報告を終わります。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。5.2%が障がい者であること、また、障がい者福祉施設には5つ区分分けされていることなど紹介くださりました。改めて、チェ・イルソプ教授に大きな拍手で感謝いたします。次の発表は動画で行います。次の発表は、「中国の障がい者ボランティア活動の支援：困難と対策」というテーマで、武漢大学法学部のチャン・ワンホン教授が映像で発表してください。それでは、どうぞよろしくお願ひ致します。

障害者の自立支援のための韓国のボランティア活動

I. 障害者と障害者福祉の実態

1. 障害の概念

障害は一般的に身体的・精神的欠陥により日常生活や社会生活に不便を持つものと規定しているが、時代と社会的環境によりその概念が変化している。したがって、一国の社会文化的・政治的・経済的条件と状況により異なるように定義されているため、障害を厳格に定義することは容易ではない。

ある障害者の身体的・精神的な障害特性がある国では障害者の範疇に含まれるが、他の国では含まれない場合もある。例えば、一般的な国で規定する障害の範疇が身体的・精神的障害に限定される反面、スウェーデンでは社会的障害までも障害の範疇に含まれる。すなわち障害の概念は社会的相対性を持っており、これはその社会の経済・社会・文化・福祉水準と価値によって異なって定義される。

韓国「障害者福祉法」は第 2 条で「障害者は身体的・精神的障害により長期間にわたり日常生活または社会生活に相当な制約を受ける者」と定義。ここで「身体的障害」とは、主要外部身体機能の障害と内部機関の障害などをいい、「精神的障害」とは発達障害または精神的疾患によって発生する障害をいう。したがって、障害の定義は身体的・精神的障害という医学的原因により日常生活や社会生活に制約を受けている状態と見ることができる。

2. 障害のカテゴリ(タイプ)

最近、韓国も西欧の先進国の障害概念を受け入れる方向に障害者政策が転換されているが、障害範疇を拡大すると同時に障害概念も特定障害を直接羅列する形式から先進国と類似した形態に変わっている。

韓国では最初、肢体障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、精神遅滞など 5 つの類型だけを法的に障害者として認めたが、1999 年に改正された「障害者福祉法」で既存の 5 つの障害カテゴリーに脳病変障害(自閉)、精神疾患、腎臓疾患の 5 つのカテゴリーが追加され計 10 個に拡大された。これは人口の高齢化と急速な産業化による産業災害や交通事故をはじめとする各種事故や完治が難しく治療を通じた機能の回復が困難な疾病の相対的増加し手術後につながる様々な疾患を残す。

韓国では最初、肢体障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、精神遅滞など 5 つの類型だけを法的に障害者として認めたが、1999 年に改正された「障害者福祉法」で既存の 5 つの障害カテゴリーに脳病変障害(自閉)、精神疾患、腎臓疾患の 5 つのカテゴリーが追加され計 10 個に拡大された。これは人口の高齢化と急速な産業化による産業災害や交通事故をはじめとする各種事故や完治が難しく治療を通じた機能の回復が困難な疾病の相対的増加し手術後につながる様々な疾患を残す。

2003 年 7 月に 2 次的に拡大された障害の範疇は、障害者の重症度、生活水準、社会的偏見及び不便、客観的な判定基準の開発可能性及び社会の要求等を総合的に検討し、慢性・重症の呼吸器障害、腸漏・尿漏障害、肝障害が追加され、現在合計 15 類型がある。

今後拡大が見込まれるカテゴリーとして、身体内部(器官)障害領域の消化器障害、泌尿器障害、慢性痛症、その他のがん等と精神的障害の慢性アルコール・薬物中毒、気質性脳症候群、その他の精神発達障害、認知症等がある。

最近、障害者福祉の主務省庁である保健福祉が発表した全国障害者類型別障害程度別の現況は表 1 の通りである。

現在、韓国では 1989 年以來障害者登録制度を実施していますが、この制度の二つの役割は第一に、「障害者福祉法」で規定されている「障害者」であることを確認し証明する手続きとしての役割であり、第二に障害者福祉サービスを利用する権利を付与する役割である。

障害者登録現況を見ると、まず障害者登録人員は計 2,652,860 人で、総人口の約 524%である。第二に、障害の程度は「ひどい程度」が 98 万人余り、「ひどくない程度」が 167 万人。第三に、性別では男性が女性より頻度が高い。第四に、障害類型別には肢体障害、知的障害、脳病変障害などの順で頻度が高いことが分かった。

加えて、韓国ではここ数年間「障害者認定」に対する行政訴訟が増加しており、障害の概念を社会的・政治的障害概念に転換する必要があるというのが障害者福祉専門機関と専門家の要請が増えている実情である。

表 1 全国障害者タイプ別の種類の障害程度別の現況(2022 年 12 月 31 日基準)(単位:人)

障害 類型	重度障害			軽度障害			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
合計	586,421	397,507	983,928	948,234	720,698	1,668,932	1,534,655	1,118,205	2,652,860
肢体	149,627	78,614	228,241	533,556	414,494	948,050	683,183	493,108	1,176,291
視覚	23,621	22,806	46,427	125,288	79,052	204,340	148,909	101,858	250,767
聴覚	46,712	41,956	88,668	176,788	159,768	336,556	223,500	201,724	425,224
言語	8,184	3,435	11,619	8,397	3,333	11,730	16,581	6,768	23,349
知的	135,959	89,749	225,708	0	0	0	135,959	89,749	225,708
自閉性	77,212	65,059	142,271	64,010	39,196	103,206	141,222	104,255	245,477
脳病変	31,324	6,279	37,603	0	0	0	31,324	6,279	37,603
精神	52,464	51,216	103,680	457	287	744	52,921	51,503	104,424
腎臓	47,389	31,836	79,225	15,566	11,051	26,617	62,955	42,887	105,842
心臓	2,452	1,421	3,873	829	376	1,205	3,281	1,797	5,078
呼吸器	8,147	2,834	10,981	286	184	470	8,433	3,018	11,451
肝	517	205	722	9,990	4,354	14,344	10,507	4,559	15,066
顔面	790	596	1,386	806	533	1,339	1,596	1,129	2,725
腸瘻尿瘻	999	611	1,610	9,437	5,732	15,169	10,436	6,343	16,779
癲癇	1,024	890	1,914	2,824	2,338	5,162	3,848	3,228	7,076

※ 出典:保健福祉部、情報統計

3. 障害者福祉に関連する法律

1) 障害者福祉法

同法は 1981 年に制定された心身障害者福祉法が全面改正されたもので、障害者の人間らしい暮らしと権利保障のための国と地方自治体等の責任を明確にし、障害発生予防と障害者の医療・教育・職業リハビリ・生活環境改善等に関する事業を定め、障害者の社会統合に資することを目的とする最も基本的な法。障害者福祉法は障害者を主体的に、リハビリから自立生活へ、地域社会統合を誘導しており、障害者に対する個別的アプローチから社会的観点へと改正を重ねてきた。

2) 障害者等に対する特殊教育法

1977 年末に制定・公布されたこの法は当時、韓国の障害者教育を公的に保障し始め、全国市・道に公立特殊学校および特殊学級が設置されるなど特殊教育発展の土台を用意する法的根拠となった。

この法は、「教育基本法」に基づき、国及び地方自治体が障害者及び特別な教育的要求がある者に統合された教育環境を提供し、生活周期に応じて障害類型・障害程度の特性を考慮した教育を実施し、彼らの自己実現と社会統合を行うことに寄与しようとする。すなわち、障害者及び特別な教育的要求がある者に対して単純な教育機会を提供するだけでなく、乳児期から成人に至るまでライフサイクル別に教育を支援して自己実現と社会統合をすることに寄与しようとして新しく制定されたものである。

3) 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律

この法律は、すべての生活領域で障害を理由にした差別を禁止し、障害を理由に差別を受ける人の権益を効果的に救済することで、障害者の完全な社会参加と平等権の実現を通じて人間としての尊厳と価値を具現することを目的とする。この犯罪で差別行為は直接差別、間接差別、正当な便宜提供拒否による差別、広告による差別に区分している。

同法の制定の意義を見てみると、まず障害者当事者主義に基づいた立法および人権パラダイムとしての転換である。同法の制定は何よりも障害者当事者が自分の立場を具体的に盛り込んだ法案を作り、政府、国会など関係者との協議と説得を通じた積極的な立法運動を展開した結果だということに大きな意味がある。また、既存の障害者を福祉の恩恵対象や配慮の対象に限定することから脱し、権利主体を位置づけ、人権パラダイムへの転換を明確に示した。第二に、障害者差別の普遍性と特殊性を十分に勘案して差別の種類を詳細に指摘することで、障害者差別内容に対するガイドラインを提示し差別判断の基準を提示した。第三に、この法律は社会的弱者の人権増進のための立法の模範である。その立法過程だけでなく内容的な側面でも障害者の他にも社会的弱者の人権のための立法の模範になるだろう。第四に、国際人権条約の国内履行に対する基準となる。障害者が障害女性規定を別途挿入するのに直接寄与したことがある障害者権利協約など国際協約の国内履行と関連して重要な基準として作用する。

4) 障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法

1990 年 1 月「障害者雇用促進などに関する法律」として制定された後、19 回の改正を経たこの法は障害者とその能力に合う職業生活を通じて人間らしい生活ができるよう障害者の雇用促進および職業リハビリを図ることに目的がある。特にこの法律はこの間、雇用拡大努力が軽症障害者中心に行われ相対的に疎外されていた重症障害者の雇用促進と職業リハビリを強調し、雇用奨励金の支援単価を軽症障害者の 2 倍に定め雇用誘引策を強化した。

この法に基づいて設立された機関は韓国障害者雇用公団で、この機関は障害者が職業生活を通じて自立できるよう支援し、事業主の障害者雇用を専門的に支援することを目的としている。

5) 障害者、老人、妊婦等の便宜増進保障に関する法律

この法は障害者・老人・妊婦などが生活を営むにあたって他の人の助けなしに安全で便利に施設および設備を利用し情報に接近するよう保障することにより、彼らの社会活動参加と福祉増進に寄与することを目的とする。この目的で最も重要視している理念は、接近権の権利概念である。この法律においてアクセス権とは、障害者等でない者が利用する施設と設備を他人の助けなしに同等に利用し、障害者でない者がアクセスできる情報に他人の助けなしに自由にアクセスできる権利をいう。

4. 障害者福祉施設の区分及び現況

1) 障害者福祉施設の区分

障害者福祉施設のタイプをサービス形態によって施設中心リハビリ(IBR:Institution Based Rehabilitation)と地域社会中心リハビリ(CBR: Community Based Rehabilitation)に区分できる。

施設中心リハビリは、すべてのリハビリサービスが障害者生活施設に収容されている施設障害者を対象に提供されることをいう。一般的に障害者が生活施設で必要な期間生活しながらリハビリに必要な相談、治療、訓練などのサービスを受けて社会復帰を準備したり長期間療養できる施設をいう。

地域社会中心リハビリとは、障害者自身とその家族及び地域社会内に既に存在している人的・物的資源を開発・活用し、障害者の基本的な問題を解決することにより、彼らの生活の質を向上させ、社会統合を図ろうとするものである。

韓国では 2012 年に改正・施行された障害者福祉法に基づき、表 2 に示すように居住施設、地域社会リハビリ施設、職業リハビリ施設、医療リハビリ施設、その他の施設に区分し、施設タイプを提示している。

表 2 障害者福祉施設の区分

区分	施設類型
居住施設	障害類型別の生活施設 重度障害者の介護施設 障害乳幼児の生活施設 短期保護施設 共同生活家庭
地域社会リハビリ施設	障害者福祉館 日中保護施設 体育施設 修練施設 便利屋など
職業リハビリテーション施設	障害者保護作業場 障害者勤労事業場
医療リハビリ施設	リハビリ病・医院
その他の施設	生産品の販売施設ほか

2) 障害類型別の居住施設

2022 年 12 月現在、全国 1,532 か所の分布。

障害者居住施設は、居住空間を活用して一般家庭で生活しにくい障害者に一定期間の居住・療養・支援などのサービスを提供すると同時に地域社会生活を支援する施設である。

障害者居住施設は、肢体障害者・脳病変障害者のための施設(26 ヶ所)、視覚障害者のための施設(15 ヶ所)、聴覚障害者・言語障害者のための施設(7 ヶ所)、知的障害者および自閉性障害者のための施設(307 ヶ所)、重度障害者の居住施設(252 ヶ所)、障害乳幼児の居住施設(9 ヶ所)、障害者の短期居住施設(165 ヶ所)、共同生活家庭(751 ヶ所)がある。

ボランティアに対する指針や別途の教育および管理の内容がない。ただし、人権と関連してボランティアに対する保護および教育などがある。

人権侵害の疑い事例の陳情および告発:利用者および施設関係者(職員およびボランティア)が自由に人権侵害事実に関する情報を知らせることができる多様な方法と経路を利用者、職員およびボランティアに人権教育時に詳しく提供するようにしている。

3) 障害者地域社会リハビリテーション施設

① 障害者福祉館

2022年12月現在、全国263か所の分布。

障害者福祉館は、職業リハビリ、医療リハビリ、教育など障害者の地域社会生活に必要な総合的なリハビリサービスを提供し、障害者に対する社会的な認識改善の事業などを遂行する施設である。

障害者などの多様な福祉ニーズを解消するためにボランティアを積極的に活用し、地域内の福祉資源の連結など該当の地域社会の資源を開発し活用する。

ボランティア活動領域:

- ボランティアがボランティア活動を通じて力量を強化できるよう、教育と管理に関する指針が明文化され、ボランティア活動を活性化するためのボランティア開発と事業を実施
- ボランティア管理指針の文書化
- ボランティア管理が事業計画に含まれており、それに伴う予算策定
- ボランティア会の構成及びボランティアの意見収集
- ボランティア室の設置(兼用スペース含む)
- ボランティア教育および管理プログラムの運営

② 障害者のデイケア施設

2022年12月現在、全国840ヶ所の分布。

日常生活および社会生活を営むために資源が必要な障害者に昼間の活動中心のプログラムおよび教育支援などの機会とリハビリサービスを提供する施設である。

地域社会の連携プログラムの領域:利用障害者のニーズと施設で活用できるボランティアを開発し、障害者に対する理解と社会福祉現場の理解のための社会福祉現場の実習生の指導。

4) 障害者の職業リハビリテーション施設

2022年12月現在、全国792ヶ所の分布。

障害者職業リハビリ施設は、障害者保護作業場(682ヶ所)、障害者勤労作業場(70ヶ所)、障害者職業適応訓練施設(40ヶ所)などがある。

障害者保護作業場:職業能力の低い障害者に職業適応能力および職務機能の向上訓練など職業リハビリプログラムを提供し、保護が可能な条件で勤労の機会を提供し、それに相応する労働の代価として賃金を支給し、障害者勤労事業場やその他の競争的な雇用市場に移ることができるよう支援する役割をする施設。

障害者勤労事業場:職業能力はあるが移動および接近性や社会的制約などで就職が難しい障害者に勤労の機会を提供し、最低賃金以上の賃金を支給し、競争的な雇用市場に移ることができるように助ける役割をする施設。

障害者職業適応訓練施設:職業能力が極めて低い障害者に作業活動、日常生活訓練などを提供して基礎作業能力を習得させ、作業評価および社会適応訓練などを実施して障害者保護作業場または障害者勤労事業場その他の競争的な雇用市場に移ることができるよう支援する役割をする施設。

障害者職業リハビリ施設でボランティアを活用する場合には、マニュアル化された教育資料で事前教育・訓練を実施し、ボランティアの活動と実績が記録および管理される手続きを経なければならない。

II.最近のボランティア動向

1. ボランティア活動の支援システム

韓国でボランティア活動を支援する組織としては、中央政府や地方自治体、社会福祉関連機関、教育機関、宗教団体、企業、マスコミ機関、市民団体など様々である。

ボランティア業務の主務部署は、行政安全部であり、保健福祉部、教育部、女性家族部、文化体育観光部など中央政府部署、そして各市・道と市・郡・区など地方自治体がボランティア所管業務を計画、指導、実践、監督する役割を遂行する。

「ボランティア活動基本法」による法定団体である韓国ボランティア協議会、そして「社会福祉事業法」上の法定団体である韓国社会福祉協議会の会員団体がボランティア活動の発展のために努力している。

2. ボランティア活動の基本法

国民のボランティア活動を促すためには、法に基づいた制度的な装置を設けることが重要だという認識の下、1992年からボランティア関連法律の制定が試みられ、ついに2005年6月に制定され施行に入る。

同法の主な内容を見てみると、第一に、国と地方自治体のボランティア活動の推奨・支援する責務を明示。第二に、ボランティア活動の範囲を住民福祉の増進に必要な15分野に具体化。第三に、ボランティア活動に関する主要政策を審議するため、国務総理所属として関係の中央行政機関及び民間専門家としてボランティア振興委員会を設置し、ボランティア活動5ヵ年計画など主要政策を審議するようにした(*2023年6月16日法改正で「首相所属から行政安全部長官所属に関係公務員及び民間専門家で構成」され、2024年2月17日施行予定)。第四に、学校や職場などのボランティア活動の奨励。第五に、ボランティアに対する褒賞、保護措置、「ボランティアの日」と「ボランティア週間」の設定。第六に、全国単位のボランティア活動を振興・促進するための活動主体として韓国ボランティア協議会の設立を規定。第七に、国及び地方自治体が「ボランティアセンター」を法人として、運営したり非営利法人に委託して運営するよう規定。

3. 全国ボランティアセンター

根拠:ボランティア活動基本法第19条及び施行令

現況:現在、全国の市・郡・区に設置され、計246ヶ所がある。

機能:所管地域内のボランティア対象者、ボランティア申請受付の業務、法に明示された15のボランティア活動の具体的なプログラム開発および実践、ボランティア管理、教育、指導監督、評価などを行う最も代表的な地域社会の専門ボランティア機関である。

4. ボランティア参加の実態

最近(2023年3月)行政安全部が発表した「2023-2023 ボランティア活動振興を国家基本計画」によると、2021年末現在、国民の8.4%がボランティア活動に参加しており、過去10年間の推移を見ると増加の傾向にあった参加率が2013年以降、減少傾向に転換していると報告(表3)。

2020年以降の減少は、新型コロナウイルスによるソーシャルディスタンスの強化により、伝統的な対面方式のボランティア参加を制限したことが原因。

表 3 性別および年齢別ボランティアの参加率(単位: %)

区分	99年	03年	06年	09年	11年	13年	15年	17年	19年	21年	
全体	13.0	14.6	14.3	19.3	19.8	19.9	18.2	17.8	16.1	8.4	
性別	男	12.2	15.1	14.0	19.3	19.6	19.6	17.7	16.8	15.1	8.0
	女	13.8	14.1	14.6	19.3	20.1	20.1	18.7	18.8	17.0	8.7
年齢	20歳未満	33.8	52.4	59.5	79.8	77.7	80.1	76.6	78.4	76.1	23.3
	20~29歳	7.8	10.3	8.3	13.9	13.2	13.7	11.6	11.5	9.9	6.4
	30~39歳	13.2	11.6	10.2	13.6	11.2	11.2	10.6	10.7	9.8	4.8
	40~49歳	13.0	14.2	13.9	18.6	17.0	17.3	15.6	17.0	15.4	8.9
	50~59歳	10.8	12.2	12.4	15.5	14.6	14.5	14.6	14.2	12.6	9.4
	60歳以上	6.7	6.7	6.5	7.0	7.2	7.8	7.8	7.8	8.1	6.4

また、教育制度の変化で学生ボランティアが2021年に大幅に減少したことにより、20歳以下の参加が顕著に減少したことも原因として直籍。

ボランティア活動機関は「社会福祉及び青少年団体」(38.5%)が最も多く、続いて「宗教団体」(32.9%)、「教育機関」(17.4%)などの順だった。

ボランティアの活動場所は、現場ボランティアの比重が依然として高いが、活動内容の中で募金、相談、調査研究活動は「オンラインのボランティア」および「現場+オンライン」比率が比較的高かった。

5. 海外ボランティア活動の変化

第一に、ボランティア組織での活動のうち相当な割合は公式的活動から非公式的活動に転換される。

表 4 ボランティアパラダイムの変化

区分	転換期以前	転換期以降
参加方法	オフライン ボランティア	融・混合型(対面+非対面)ボランティア
活動場所	国内活動中心	グローバルボランティアの拡散
主要イシュー	社会福祉関連イシュー	地域社会の問題解決の関連イシュー
活動範囲	伝統的な社会福祉施設の中心	地域社会の単位/特性化
参加動機	慈善的/利他的	省察的/自己成長
構造/機関	組織中心/長期的な参加中心	個人中心/短期的なイシュー中心
関係性	活動家と受益者の分離	相互互恵の関係
ボランティア特性	プログラム/サービス提供型	市民主導的・専門的・創意的ボランティア
公式可否	公式的(formal) ボランティア	公式的・非公式的ボランティア

第二に、COVID-19以降、ボランティアの募集と調整、組織が急速にデジタル化された。

第三に、西欧諸国の初期の防疫対応の失敗により、市民は国家の役割に疑いを持つようになり、これは逆説的に市民のボランティア参加動機を強化させる。

第四に、ボランティア活動のオンライン転換は、インターネットへのアクセスを中心に、ボランティア参加の世代間の格差をもたらした。

全世界は新型コロナウイルス感染症のような災害を克服するためのボランティアパラダイムの変化を持続的に図る(表4)。

III. 障害者向けボランティアの発展のための提言

1. 障害者ケアに対する認識改善

どんな時代やどんな社会を問わずボランティア活動が存在するところなら、障害者はその活動の主要な対象の一つと言えるだろう。たとえその活動が憐憫から始まったものであれ、人間尊重の思想から始まったものであれ、社会連帯の意識から生じたものであれ、障害者は高齢者と共にその一次的対象となってきた。

さらに、障害者や高齢者など一次的で社会的弱者に対する福祉思想の中心を正常化(normalization)に置くことで、その具現のための各種政策およびサービスにおいてボランティア活動がより重要な位置を占めるようになった。

今日、ほとんどの社会で障害者を社会から隔離することなく、地域社会内で社会の一般的な生活を営めるような国家レベルでの施策が形成されてきた。すなわち、近年、ほとんどの社会は施設中心の施策を改正し、施設保護と在宅保護を統合した「地域ケア(community care)」という方向に施策の転換を見せている。

最近、国内では、コミュニティケアの重要性を強調しすぎて、施設保護(居住施設)を廃棄しなければならないような理論的、思想的、法的議論が起きている。

障害者ケアに対する方式には、様々な長所と短所があるが、最適な方案は保護対象の障害者のニーズと特性に基づいて用意されなければならないことを肝に銘じなければならない。

2. 障害者ボランティア活動の種類の多様化

障害者のためのボランティア活動は、どのサービス対象よりも多様で広範囲。なぜなら、その活動は成長と発達過程中的障害児童の保護と教育に関するもの、職業活動及び社会活動が盛んな青年障害者の保護及び生活に関するもの、そして集中的なケアが必要な高齢障害者に関するものなど、全年齢層にわたって各年齢段階に応じたサービスを必要とするからである。

また、障害者とは心身のある部分に「障害」という特殊性を持っているだけでなく、生活全般にわたるすべての領域で他の人々と同じニーズを持っているだけでなく、障害の程度と類型によってそれぞれ異なる多様なニーズを持っているため、障害者に対するボランティア活動の種類を一律に規定することは難しい。

したがって、障害者のためのボランティア活動の種類を定型化させるよりは、彼らが地域社会内で生きがいを感じ、正常な生活を営むことができるよう支援する方向でサービスを組織・整備しなければならない。

一般的に行われている障害者のためのボランティア活動の類型には、家庭生活、教育、職業、地域社会生活などの分野で主に行われている家事援助、話し相手、外出同伴、出・退勤および登下校援助、朗読および占役・手話通訳・学習指導など非常に多様なものがある。

障害者だけを対象にする活動ではないとしても、経済的・社会的に疎外階層のための各種ボランティア活動に対しても障害者はその対象になりうる。

また、障害者との対面的な関係では行われていないが、障害者を対象とするボランティア活動には、物理的な環境整備のための各種活動、障害者の社会的自立を促進するための地域社会の整備活動及び差別と偏見のための社会啓発の活動、障害者施策及びプログラム利用を支援するための広報活動などが挙げられる。

3. 障害者福祉機関とボランティア専門機関のボランティア管理策の見直し

前節で検討した通り、新型コロナウイルス感染症によりボランティア参加率が減少傾向にあり、世界の多くの国においてもボランティアのパラダイムに多大な変化が起きている。

このような変化にボランティアプログラムを推進している障害者福祉機関とボランティア専門機関も既存のボランティア管理プログラムに対する冷徹な検討と共に革新的な発展方案を用意する努力を傾注しなければならない。

4. 障害者福祉機関とボランティア専門機関の地域社会ネットワーク強化

すべての社会組織(social organization)がそうだが、特に社会福祉組織とボランティア専門組織はその組織が属している地域社会の様々な組織と団体との関係を結ばなければ存在できない。

社会福祉組織の主要な課題環境(task environment)である公共部門(市・道庁、市・郡・区庁、住民自治センター、保健所、警察署、消防署、図書館、教育庁など)、社会福祉部門、教育機関部門、企業部門、宗教部門、NGO(市民団体)、ボランティア専門機関などと望ましいネットワークを設定・持続することは障害者福祉専門機関とボランティア活動専門機関の発展に大きく役立つことが今日この行事を主催・主管した韓国地域社会福祉学会など様々な研究機関の実証が明らかになった。

2.2 中華人民共和国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点

チャン・ワンホン(Zhang Wanhong)
武漢大学法学部 教授

皆さん、おはようございます、武漢大学のチャン・ワンホンです。中国の湖北省武漢から皆様にご挨拶申し上げます。

さて、今回は韓国に行ってこの会議に出席し、皆さんに直接挨拶し、コミュニケーションをとることになっていました。しかし、諸般の事情により、それが叶わなくなりました。このようなこともあり、今回はオンラインで報告させていただくことになりました。事前にビデオを録画しましたので、私の観察のいくつかを報告します。

中国与党の第20回全国代表大会の報告で、中国の与党と政府は、障がい者の大義を非常に重視し、ボランティアサービス制度と労働システムを改善し、障がい者の社会保障制度とケアサービスシステムを改善し、障がい者の大義の全面的な発展を促進する必要があると指摘しました。

先日開催されたばかりの中国身体障がい者連合会第8回全国代表大会で、丁薛祥副首相は、平等な待遇を最善のケアとみなし、自立の促進を最善の支援とすべきだと提案しました。社会のあらゆる分野の力を結集し、障がい者を助けるための社会組織を発展させ、障がい者のための公共福祉と慈善事業を発展させ、障がい者のためのボランティアサービスを広範に実施することが必要であると。

今日の交流のテーマは、障がい者に対するボランティア活動です。中国、日本、韓国の専門家や社会団体が、このことについて話すことは非常に貴重です。なぜなら、自発的な障がい者支援活動は、障がい者の状況を改善し、社会文明の水準を高め、社会的平等を実現する上で大きな意義を持つからです。

今日は3つのことについて報告します。1つ目は、中国の障がい者ボランティア活動の発展についてです。2つ目は、中国の障がい者ボランティア活動の特徴についてです。3つ目は、実は、これからご報告するポイントの一つであり、中国の障がい者ボランティア活動の今後の展開の方向性と、いくつかの提言です。

第1の側面は、中国における自発的な障がい者支援活動の展開です。まず最初に申し上げたいのは、古代中国には障がい者を支援する文化的な基盤があったということです。例えば、東アジアの文化圏ではよく知られている『礼記』ですが、全49篇のうちの一つの章に、「寡婦、孤独、障がい者、病人はすべて支援されるべきだ」とあります。そうすれば、世間は、一般の人々のための世界となることができると。

それから、私たちがよく知っている孟子の古典文学にも、友情で出入りし、お互いを見守り、助け合い、病気のときに助け合えば、人々は友好的になる、と書かれています。こうした文化的基盤を土台に、中国の障がい者資源支援活動も発展し、ゼロから存在へ、存在から卓越性へと進化を遂げたのです。

1949年に中華人民共和国が建国されて以来、中国の障がい者ボランティア活動は、大きく4



つの歴史的段階に分けることができます。第1段階はおそらく1949年から1978年にかけてであり、中国の資源登録活動の初期の萌芽期です。この時期には、障がい者支援のボランティア活動に関する法規は存在しませんでした。障がい者支援のボランティア活動に関する法律、規則、政策はまだ登場していません。

そして、1953年に設立された視覚障がい者福祉会や1956年に設立された聴覚障がい者福祉会などの障がい者団体も、この時期にはまだ設立されたばかりです。そのため、障がい者を助けるためのボランティア活動は、主に政府のリーダーシップの下で、雷鋒から学ぶというテーマ活動に反映されています。雷鋒は中国人民解放軍の有名な兵士であり、人助けを厭わないことで知られ、各級の上司から賞賛されている人物であり、毛沢東主席は、かつて雷鋒同志に学ぶようにと呼びかけたことがあります。

今申し上げた中国の伝統文化における貧困層への支援という概念は、この時期にこのような自発的な障がい者支援活動の文化的基盤まで築いたわけでもありません。従って、第2段階は、この最初の探索段階です。それは1978年から1989年までの期間です。障がい者のための最初の作業概要、すなわち、中国における障がい者の大義の発展のための5年間の作業概要と5カ年計画が登場しました。1988年に中国身体障がい者連合会が設立され、この自主的な障がい者支援活動が障がい者の労働制度に組み込まれました。

では、この段階での障がい者支援活動はどうだったかという、例えば、次のページに行きます。これは総合業者、つまり、ある団体が地区の孤独な高齢者や障がい者のために、散髪、お風呂、掃除などを組織として行うという活動です。

そして1986年、当時はまだ中国身体障がい者連合会が設立されておらず、鄧芳会長の積極的な提唱のもと、障がい者のための赤いスカーフを手にキャンペーンが行われ、中国のボーイスカウトのような若いパイオニアにこのような活動を行い、障がい者と障がい者でないこのような若いパイオニアがペアを組んで、障がい者支援のために、手を取り合って助け合うような活動を行いました。

第3段階は、1990年から2011年までで、1990年に中国の障がい者保護法の公布により、中国の資源活動は急速な発展期に入りました。中国の障がい者保護法は障がい者の権利を保護するための特別法であり、その第51条は、関連する政府部門と障がい者の組織は、障がい者の寄付のためのコミュニティを確立し、改善しなければならないと規定しています。また、障がい者のための慈善事業の展開、障がい者を支援するボランティアの育成、その他の公共福祉活動を奨励・支援することとしています。これは、障がい者支援のための自発的なボランティア活動を発展させるための法的根拠となるものです。

同時期に、1994年に中国青年ボランティア協会が設立され、自傷行為に対するボランティア活動は組織の活動の重要な部分を占めています。

そして、この障がい者ボランティア活動は全国で広く行われています。活動面では、共産主義青年団中央委員会、中国障がい者連合会が共同で、障がい者を助けるための大規模なボランティア活動を実施し、2022年には「障がい者救済青年ボランティア100万人行動」が開始されました。

2008年の北京オリンピックでは、ボランティア活動の波が起こり、障がい者がボランティアとしても受益者としても参加しました。

2010年、中央文明会と中国障がい者連合会など8つの部門は共同で「障がい者を助けるためのボランティア業務強化意見」で「障がい者を助けるためのボランティア日光キャンペーン」

の実施を提案しました。

障がい者の自主的な援助に関する意見は、自発的障がい者支援の展開、「サンシャインアクション」などを提唱し、この段階は急速な発展の段階であることがわかります。これは、中国の障がい者保護法だけでなく、第8次、第9次、第15次、第11次の「障がい者5カ年開発計画」があり、これらの制度が、このボランティア行動をこの計画の骨子に盛り込み、社会全体で障がい者を助け、助ける活動を精力的に行おうと提案していることへ繋がります。

中国青年ボランティア協会が、1994年に設立され、これは障がい者支援ボランティア活動の重要なマイルストーンでもあります。彼等100万人の若いボランティアが、一人一人に注意を払いながら障がい者を助け、また今述べたように、中央文明会と中国障がい者連合会、障がい者を助けるボランティア、サンライトアクションなどは、このステージのハイライトの一部です。

第4段階は2012年から現在までで、10年以上が総合的な発展の段階です。現時点では、自発的および障がい者ボランティアサービスのための比較的完璧な法規制システムが形成されているため、この障がい者ボランティア活動は標準化されています。たとえば、誰もが見ることができるこの画面、ええと、中国の自発的な障がい者ボランティア登録管理方法、ボランティアサービス規定、様々な障がい者を助けるためのこういう作業マニュアルもあって、この画面に示しているのは北京身体障がい者連合会のサービスマニュアルの写真です。

この段階で中国障がい者ボランティア協会も2015年に設立されて、このような自発的な障がい者支援活動とか、より専門的で自動化された方向で推進されて、障がい者ボランティア活動のブランドがどんどん出てきました。例えば、「私は障がい者の隣人を気にかけています」、「カタツムリを散歩に連れて行きます」など、様々なブランド活動に発展しました。中国の代表の方々はよくご存知だと思います。

さて、これら（スライド表示）が今述べたことであり、いくつかの政策であり、文書の一部です。2021年現在、障がい者を支援する社会団体は3,000近くあり、全国の障がい者連盟のあらゆるレベルを合わせると、3,700万人以上のボランティアが登録されています。

そのサービスの種類は、リハビリテーション、就労サービス、教育カウンセリング、看護だけでなく心理カウンセリング、文化・スポーツ活動、結婚・恋愛カウンセリングなど、障がい者の生活全般を網羅しているといえるでしょう。この写真の右下の棒グラフが「食事ボランティアの青書」で、そういう統計をとって、この食事を年ごとに発表するそうです。そんな成長トレンドです。

そして、自主的な障がい者支援活動も行われているのは、その正常化、形態の多様化、サービスのブランディングです。これは「サンライズライトだ」、これは「障がい者を助けるための行動だ」、……。これらは共産主義青年団中央委員会と中国障がい者連合会が実施し始めたことであり、また、彼らの心の中で、このスローガンで手をつないで、太陽の光を分かち合う。

さて、この点に関する重要な情報源ですが、もしあなたがそれを理解することに興味があれば、2023年に出版された中国における障がい者のための自助ボランティアサービスの開発に関する報告書があります。これは、2022年以前のこれらの活動の開発レビューであり、この種の障がい者のためのボランティアサービス開発の結果を総括し、いくつかの問題を指摘し、それとあわせて提案について非常に詳細に報告しています。

そして先週、ちょうど終わったところですが、杭州アジア軍事競技大会の閉会式でも、この中国では、障がい者を助けるボランティアを支援するサービスが、時代とともに進んでいると

いう、非常に感動的なシーンを見ました。また、杭州市は、アジア競技大会やアジアパラ競技大会を機に、杭州障がい者ボランティアのガイドマニュアルやボランティアの手話サービスマニュアルなども発行しています。

以上、ごく簡単に、中国における障がい者ボランティア活動の発展段階を4段階に分けて紹介しました。後半では、中国の障がい者ボランティア活動の特徴について紹介します。

その特徴の第一の側面は、政府主導、多人数参加型という、非常に明確な特徴を示していることです。中国政府は、方向性を示し、政策を出し、資金を提供するなど、中国の自発的な障がい者支援活動において主要な役割を果たしてきました。政府は、中国の自主的な助産活動の全体的な発展を制御するために、方向を指導し、政策を発行し、資金を提供するなどして、中国の自主的な助産活動に大きな役割を果たしています。そして、自主的な助産組織は政府の監督と指導を受け入れる必要があり、より影響力のある資源組織のいくつかは、しばしば政府によって開始されます。

同時に、政府はこの障がい者支援リソース活動に参加するために、広く社会の参加を奨励しています。そのため、障がい者を支援するための我が国の様々な種類の民間組織も政府によって奨励され、増加し続けています。そして、障がい者を支援するためのリソースへの地域社会の積極的な参加と支援も反映されています。

そのため、法的根拠の観点から、ボランティアサービスに関する規則の第27条は、人民政府と関連部門が、ボランティアサービスの指導と援助を提供し、場所と便宜を提供する必要があると述べています。

また、関連する高等教育機関や中等職業学校に対して、学生のボランティア活動への参加を単位管理に含めるよう求めています。つまり、この種の学生が、このようなボランティア活動に参加して単位が取れて、関係省庁がそのサービスを購入することで、この種のボランティアサービスの運営・管理を支援できるわけです。政府が多くの法律や政策、ガイドライン、こういう資金援助により、こういうセルフサービス資源活動にとっても有利な条件になっているわけです。そして、法律も含めて、資源活動は、このような税制上の優遇措置や他の種類の様々な優遇措置を享受することができます。

自主的な食事支援活動についてはどうでしょうか。政府からのこのような指導と資金を受け入れると同時に、また、政府のこのような指導と監督を受け入れて行かなければならないということも意味します。

中国の障がい者ボランティア活動は画一的であり、標準化された保証があると同時に、こうした行政の監督や制約も受けています。例えば、2015年に設立された中国障がい者援助ボランティア協会は社会団体ですが、その運営権限は中国障がい者連合会であるため、彼等はより社会的な信頼と資源配分を受けることができるという、このような特徴があります。

政府には資源配分力が強いので、大きな影響力を持ち、目覚ましい成果をあげる資源活動は、政府によって始められたり、主導されたりすることが多く、資料に示すような特徴があります。しかし、一般的に、中国政府は社会扶助を実施し、社会管理において良い仕事をするを非常に重要視しています。中国政府は、社会扶助や良好な社会管理を実施し、人々の幸福感を向上させることに大きな責任感を持っています。

同時に、中国では、このような自発的な食事支援活動は、政府がこの種の社会扶助を実施して、ある種の考え方や奇妙さを形成し、人々をある種の固定観念させるという問題があります。その結果、ある任意団体や任意障がい者支援団体は、政府に過度に依存することになり、その

結果、独立した問題解決能力は比較的貧弱になります。時には、政府が資金や支援を配分するのを待っているようなところがあり、発展への意欲が不十分な場合もあります。

第2の大きな特徴は、資金面で政府と社会からの投入が組み合わされていることです。2011年の中国の全国障がい者ボランティア活動実施計画では、財政的支援を強化し、政府と社会からの投入を組み合わせた障がい者自主支援の資金を保障する健全なメカニズムを確立することが規定されました。

さて、中国での自発的な障がい者支援の主な収入源は、政府の補助金、社会からの寄付金、および自己調達資金ですが、その資金のほとんどは、政府の助成金から来ています。先ほどご紹介した「中国ボランティア資金資産青書」によると、経済更生、リハビリテーション、雇用、教育、貧困緩和、保育、スポーツ、バリアフリー化などの資金源は主に政府からのものであるというデータが示されています。

したがって、障がい者支援団体は資金調達力をさらに強化していく必要があります。これは本当にいくつかの問題を示しており、つまり資金の分配、貧しい地域や農村地域でのボランティアサービスにおいて、資金が不足しているため、不十分な供給につながっていることを浮き彫りにしています。

ですから、この資金の用途とその効果という点では、評価の仕組みを改善する必要があります。これは資金の使い道ということですが、今はどんどん標準化されつつあります。深圳障がい者ボランティア協会の公式ウェブサイトでは、この種の資金の使用について非常に標準化されており、非常に透明性があります。

これは福建省にある別の障がい者ボランティアサービスセンターのウェブサイトであり、私はこのような報告書を作成するために訪問したところ、彼らの資金の使用も非常に標準化され、透明性があり、監査報告書もリリースされていることを発見しました。

第3の特徴は、障がい者ボランティア活動においては、サービス内容が多様であり、サービス対象も多様であることです。彼等は、オンラインとオフラインのサービスを組み合わせて、定期的および不規則な柔軟なタイムスケジュールで対応する自主的なボランティアサービス形態を開発しました。ですから、今紹介したように、従来の寄付、お悔やみの儀式に加えて、このような自主的な医療サービス、仕事の技能訓練、それに心理カウンセリング、法律扶助など、こういうものがあります。

サービスの対象者に関しては、身体障がい者、聴覚および視覚障がい者、知的障がい者、精神障がい者など、さまざまな障がい者を対象としています。

支援組織は、サービスやパイプラインを提供するために出入りします。ここは湖北省武漢市で、私がいるところですが、この青山区障がい者連合会を見ると、障がい者の友人のために、日当たりの良い家、無料の診療所、無料の散髪などがあり、ボランティア活動の形態はたくさんあります。

しかし、内容的には、非常に豊かで多様であるにもかかわらず、より多様な障がい者の高まるニーズを満たすことができないという問題がまだいくつかあります。専門化が進んでいないため、ボランティアとサービス利用者のマッチングが悪いという結果も出ています。

地域のボランティアは、通常、定年退職した高齢者であり、あれやこれやのことはできません。サービス供給者は、体力やその他の知識構造の問題などから、サービス受給者と効果的なコミュニケーションや交流を生み出す手段を持っていません。現在の障がい者支援ボランティア活動のほとんどは、いまだに物資の寄贈が中心で、レベルの異なる障がい者のニーズに対応

できていません。

第二に、優れた事業には、障がい者や障がい者の隣人への世話など、優れた実践が数多くありますが、この種の優れた事業の実証効果が広く研究され、公表されてこなかったということです。

第三に、それが不十分であること、すなわち、近代的な障がい者観が社会全体に浸透しておらず、このような障がい者のための自営支援には、同情に基づく憐れみ的な活動が残っていることです。

さて、第四は、障がい者ボランティアの権利と義務を、さらに明確にする必要があるということです。この障がい者ボランティアは、障がい者連合会が認定した組織、ある種の単位によって認可された団体、他の散発的・自発的なボランティア活動はどうなっているのか、他のボランティアの権利や義務はどうなっているのか、さらに分析が必要です。このボランティアサービスプラットフォームの構築レベルを向上させる必要があります。現在、地方間でこの種の情報は相互接続されていないため、ボランティア資源の重複につながる傾向があります。

ボランティアの募集にもいくつかの課題があり、多くの場合、水風船のようなもの、雪だるまのようなもので、知人同士が、このような障がい者支援活動に参加する方法を紹介し合う。余力のあるボランティアは、効果的に参加する手段を持っていない可能性があります。

3つの部分は、この発展の2つの部分、つまり、私たちの発展段階の資料に示す特徴と、この問題で見つけた中国のボランティア活動の改善のための提案に基づいており、つまり、それらを次の側面にまとめています。

1つ目は、組織構築という観点ですが、障がい者ボランティア団体の組織づくりを強化することです。今回、濟州島に来たのは、そのような交流をするためにあると思いますが、その中でも、障がい者支援グループの組織構築を助ける資源を強化し、より多くの専門家を訓練するために行き来できるようにし、ボランティアを訓練し、ボランティアにボランティアサービスの概念、態度、スキルを理解してもらうという意図があります。

特に障がい者を支援する場合には、ある程度の専門性が必要で、障がい者の生活の具体的な内容や生活状況を経験することで、より良いサービスを提供できるようになります。また、障がいを持つ人々が、食事のためのボランティアになることを願っています。

障がい者は社会発展の重要な力であり、中国の障がい者人口の規模が大きいということは、障がい者人口の中の人的資源の規模も非常に大きいということであり、一部の障がい者はサービス利用者からサービス提供者に変わることができます。ある時点で、ある種のサービスの対象者となり、別の時には別の方法で、サービスの提供者となり、ボランティアとして参加することができます。

障がい者がボランティアをすることの利点は何でしょうか？ 彼らは他の障がい者のニーズを理解することができ、また、障がい者は受動的に援助を受ける存在という、社会におけるステレオタイプなイメージを変えることができます。これは注目に値することだと思います。

3つ目は、一種の自己評価と監督を強化し、社会の監督を受け入れ、説明責任の仕組みと情報開示の仕組みを改善することです。それが最初の側面です。第二に、資金の面では、資源配分の効率化が必要です。先ほど申し上げたように、資金調達面では、障がい者支援活動の主な資金源は、政府からの補助金、社会寄附、自己資金で賄われています。

これら3つの異なる事業体については、組織の能力を強化し、より多くの資金を調達するために、異なる戦略を採用することができます。例えば、この政府融資について申し上げておき

ます。自発的な障がい者支援活動の専門性を高め、政府とのより緊密で相互的な関係を確立することが可能です。

さて、これは別の例ですが、資源の配分に関しては、資源をより合理的に割り当てる必要があります。この資源の配分と資源の増加は同じ類です。重要なことは、合理的な資源の配分であり、受益者のニーズ評価は資源配分の最初のステップです。最も緊急性の高い被災者とその支援の範囲を特定するために行ったり来たりすることになります。

次に、ニーズ評価の後、この優先順位を特定するために目標のランク付けを行うことができます。最後に、自発的な障がい者支援団体は、資源の使用と配分が理解され、調整がなされるように、フィードバックの仕組み、メカニズムを開発し改善していかなければなりません。

そして3つ目は、この障がい者を助けるボランティア活動において、奉仕の範囲を広げ、奉仕のあり方を革新することです。私はよく、「人に魚を与えるより、人に釣りを教えたほうが良い」と言いますが、魚を与えるのではなく、釣りの仕方を教えることで、ボランティア活動の範囲を広げ、ボランティアの技能を高めて行くことができるだけでなく、障がい者自身の社会性、雇用されるスキル、教育技能などをさらに高めて行くことができます。

もう一つ、特に指摘しておきたいのは、デジタル社会が到来している今、デジタルスキルに関連したボランティア活動を推進することです。中国の法律にデータセキュリティ法があり、そこには、国家は公共サービスのインテリジェンスレベルを向上させるために、データの開発と使用をサポートすることが規定されています。高齢者、障がい者の日常生活に支障をきたさないように、高齢者、障がい者のニーズを十分に考慮する必要があります。

情報技術は人々の能力の発展をもたらしましたが、同時にデジタルデバイド（社会におけるデジタル格差）を悪化させています。スマートデバイスのアクセシビリティ対策がまだ一定の水準に達していないため、障がい者がスマートデバイスを使用する際には、いろいろな面で困難があり、デジタル弱者層になりやすいという課題があります。

一方、デジタルに不利な立場にある人たちのデジタルリテラシーを向上させれば、ボランティア活動を支援する能力を開発することもできます。ボランティアサービスを提供するために、この新しいテクノロジーを利用することができます。

もう一つは、正確でパーソナライズされたリソースサービスの開発・提供です。リソースサービスの傾向は、広範囲から細かいものへ進んでおり、よりパーソナル化され、洗練されたサービスは、より良いサービス結果を達成することができます。これはボランティアと障がい者間のコミュニケーションを強化し、障がい者の意見とニーズを聞くことでもあります。

3つ目は、サービスのあり方を革新することです。例えば、このオンラインボランティア、この短期ボランティアサービス、より柔軟なボランティアサービスなどです。ボランティアの個々のニーズを考慮し、この種のボランティアサービスに参加するボランティアを増やす必要があります。

最後の側面は、サービスの概念で、障がい者の立場を保護する必要があるということが主であるべきだということです。障がい者の権利に関する条約(CRPD)第19条は、障がい者が自立して生活し、地域社会に含まれることを規定しています。また、規約締約国は、障がい者が地域社会で生活し、他の者と平等な選択肢を持つ平等な権利を有することを認識していると述べています。したがって、障がい者が地域社会に完全に統合され、参加できるようにするための適切な措置をとる必要があります。

また、第20条は、締約国は、障がい者が可能な限り自立して移動を享受できることを確保す

ることを規定しています。これらの点から、自立は条約に定義される障がい者の基本的権利であることがわかります。具体的には、障がい者を支援する自主的なサービス、障がい者を支援する活動とは何かというと、障がい者を主体として、障がい者の自主性を尊重し、障がい者の自立した生活を守るためには、障がい者を主体として扱うという原則を堅持し、障がい者の自主性を尊重し、自立した生活を保障すべきです。

そして、ボランティア活動では、障がい者というテーマを使うべきです。この目的を真に達成するためには、ボランティアサービス提供者とサービス利用者との対等なコミュニケーションを強化し、サービス利用者の真のニーズを発見する必要があります。

2つ目は、統合の概念を確立することです。伝統的な統合の概念は、障がい者が社会によりよく統合できるよう、社会が条件を整える必要があることを意味するものでした。私たちは今、障がい者の社会への統合だけでなく、他の障がい者グループも統合し、お互いを理解し、統合し、双方向に行き来できるようにすべきだと話し合っています。

第三に、ボランティア活動は、障がい者だけでなく、ボランティアやボランティア団体など、サービスを受ける側だけでなく、ボランティアやボランティア団体にも利益をもたらすという、双方にとっての利益という概念を確立する必要があります。ボランティア活動に参加する、それは感情的な能力と、この世界に対する理解を高めます。

最後に、ボランティア活動は一種の余暇活動と見なすことができると言えます。「21世紀のボランティア活動」という文書がありますが、そこでは、一種の余暇ボランティア、つまり、自分の興味に応じたボランティア活動、コンサート、芸術、スポーツ活動、今お話ししているバリアフリーツーリズムなどを提案しており、これらの活動自体は、自発的な活動ではありませんが、この余暇の属性を持っています。

ボランティアを余暇活動としてとらえるというのは新しい考え方で、ボランティアサービスのプロフェッショナリズムを無視するのではなく、ボランティアもサービスを受ける人も、その過程で豊かさや楽しさを味わうことができ、また、ボランティアが特殊技能を身につけることで特殊技能を発揮し、新たな知識や経験を得ることを可能にします。

以上です。中国におけるボランティア活動を、組織、資金、活動の側面から歴史的に概観し、わが国における自主的な障がい者支援活動のレベルを高める一助となるような提言を申し上げました。これらの取り組みを通じて、中国の障がい者ボランティア活動をより高いレベルに引き上げられればと願っています。また、中国、日本、韓国のボランティア団体がより多くの交流を持ち、アイデアやベストプラクティスを交換し、東アジアにおける障がい者認知の大義の発展が促進することを願っています。皆様、ご清聴ありがとうございました。

(司会)

武漢大学のチャン・ワンホン先生から、「中国の未成年者保護に関する法律の改正に伴う重要な変更点」というテーマで基調報告いただきました。ありがとうございました。

次は日本からの基調報告になります。東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員の藤井衛先生から「日本の障がい者支援の制度的変遷とサービス体系、障がい者支援事業等の現状」というテーマで発表いただきます。宜しくお願い致します。

Volunteer Activities to Support the Persons with Disabilities

Abstract

Zhang Wanhong
Wuhan University School of Law

China's policies and regulations supporting volunteer services for disabled people have experienced a transformation from non-existent to existing, and from existing to refined; volunteer organizations have increased from a few to many, showing a trend of vigorous development; the volunteer services supporting disabled people have also transitioned from being individual and loose to being widespread and standardized.

Based on the trends in laws and policies, volunteer organizations, and volunteer activities, the development of volunteer activities supporting disabled people in China can be roughly divided into four historical stages: The first stage is the early budding stage (1949-1978), during which there were no policies or regulations on services for the disabled. Organizations like the Blind Welfare Association and the Deaf and Mute Welfare Association were just formed. Volunteer services were mainly led by the government and were influenced by traditional Chinese values of philanthropy and aiding the disadvantaged.

The second stage is the exploratory stage (1978-1989), during which policies about disabled people mainly took the form of "work programs." The China Disabled Persons' Federation was established, and volunteer services for the disabled were incorporated into the work system for disabled people. At this time, volunteer activities mainly took the form of "Integrated Household Volunteer Services" and "Red Scarf Hand in Hand," etc.

The third stage is the rapid development stage (1990-2011), where China enacted the "Law on the Protection of Disabled Persons" in 1990, a law specifically protecting the rights of disabled people. In December 1994, the China Youth Volunteers Association was established, and services for disabled persons were an important part of the organization's activities, being widely implemented nationwide.

The fourth stage is the comprehensive development stage (2012-present), during which laws and regulations such as the "Regulation on Volunteer Services," "Charity Law," and local "Standards for Volunteer Services for the Disabled" have been enacted, forming a relatively complete legal framework for volunteer services for the disabled.

On May 20, 2015, the China Volunteer Association for the Disabled was established, specializing in services for disabled persons. During this period, themed volunteer services such as the "Sunshine Action" and "Care for My Disabled Neighbor" have achieved good social effects.

Currently, the volunteer activities supporting disabled people in China exhibit four features: First, they are government-led and involve social participation. Government

grants are the primary source of funding for volunteer organizations; the government also provides work guidance and supervises Volunteer Activities to Support Persons with Disabilities activities.

Second, in terms of funding, both government investment and social investment are combined. The income of volunteer organizations mainly comes from donations, service funds, and government grants. In financial supervision, organizations usually publish relevant documents online to accept social supervision.

Third, the scope of volunteer services for the disabled is broad, covering various fields such as employment, education, culture and sports, rehabilitation, and accessibility construction, serving disabled people of all kinds. However, there are still some issues in volunteer services for the disabled in China. Organizational construction lacks social credibility, and the professional level is not sufficient.

Registration is difficult, making it hard to gain legitimacy. In terms of funding, there are problems with the improper allocation of resources; the efficiency of resource allocation needs to be improved, and there is a lack of services in poor and rural areas.

In the process of volunteering, the forms are flexible but lack unified behavioural norms and professional guidance; the content mainly focuses on donations and performances and does not yet meet the diverse needs of different disabled people, and the modern concept of disability has not yet been popularized across society.

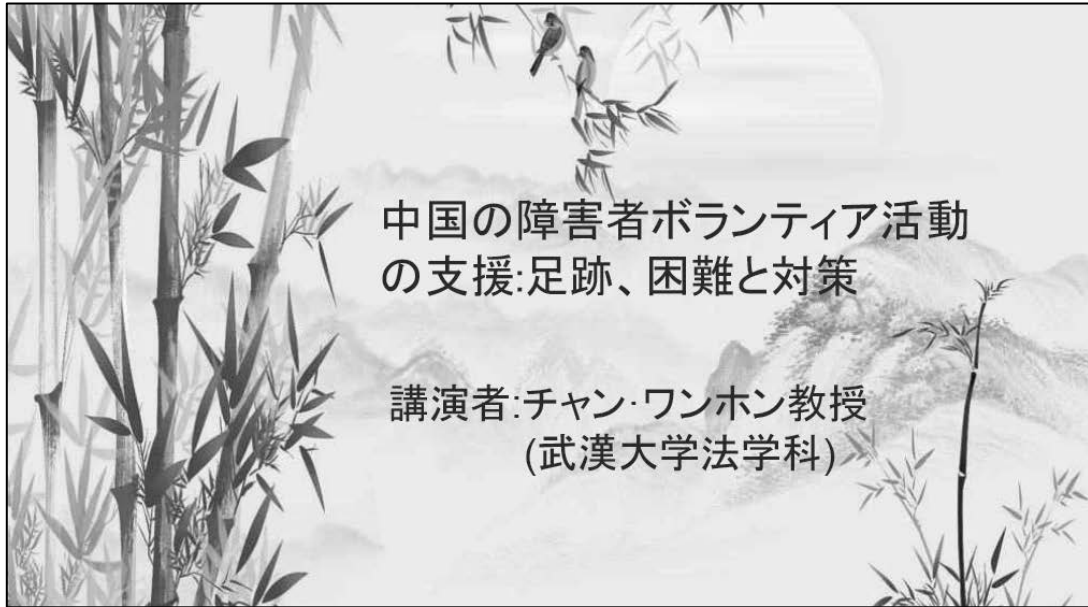
To further safeguard the rights of disabled people, enhance the capabilities of volunteer services in China, and improve the quality of services, the following suggestions are made: In organizational construction, enhance the capacity of volunteer service groups through talent cultivation and supervision mechanisms; strengthen professional training to improve the capabilities of volunteer service groups; simplify registration procedures.

In terms of funding, rational resource allocation is as important as increasing resources. First, understand the needs of disabled people deeply and conduct a needs assessment; then, prioritize needs to determine resource allocation ratios and methods; finally, improve feedback mechanisms and introduce external evaluation mechanisms.

In terms of volunteer services, empower rather than merely help, further strengthen training in areas such as education, employment, and social skills; and emphasize publicity about rights for disabled persons at the social level.

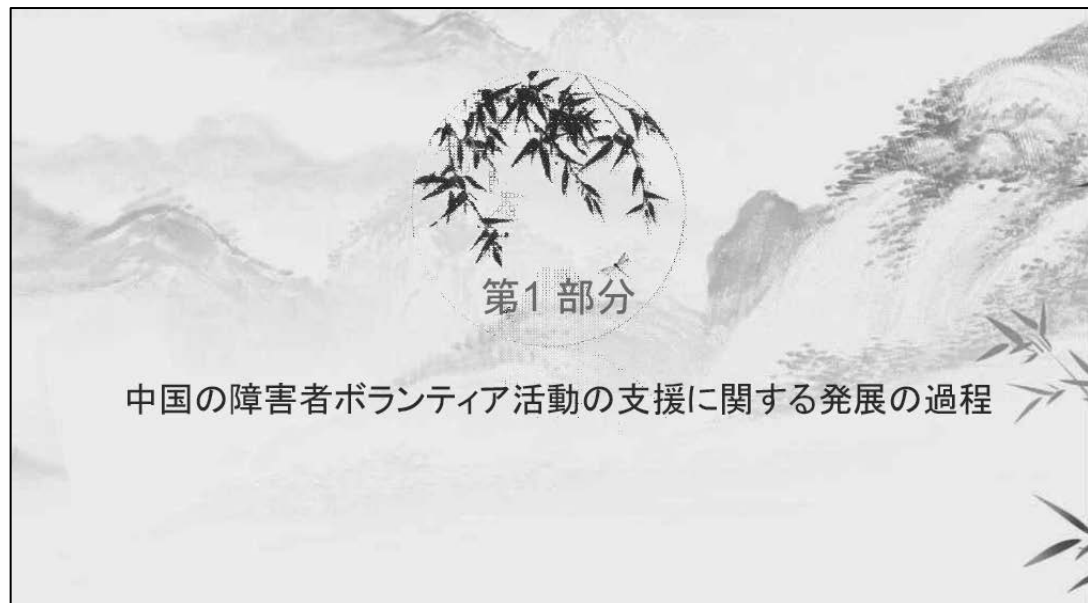
In terms of service methods, respect the autonomy and choice of disabled people; focus on communication between volunteers and service recipients; pay attention to the psychological needs of the disabled and provide psychological support.

In terms of service concepts, establish the concept of mutual dependence, clarify that volunteers can also enhance their capabilities in the service process; absorb advanced ideas from relevant social organizations; and strengthen international exchanges, especially deepening the practice of the concepts of autonomy and independence in the “Convention on the Rights of Persons with Disabilities.



目次

- 第1 中国の障害者ボランティア活動の支援に関する発展過程
- 第2 中国の障害者ボランティア活動の支援に関する特徴
- 第3 中国の障害者ボランティア活動の支援に関する問題点
- 第4 中国の障害者ボランティア活動の支援に関する建議事項



第一、初期段階（1949-1978年）

- 政策:まだ、障害者に関する政策や法規定が制定されていない。
- 団体:視覚障害者福祉会(1953)、聴覚障害者福祉会(1956)設立。
- 活動:ボランティア活動は、主に政府主導の下で行われるレイボンを学ぶ活動として表す。
- 中国の伝統文化である「貧困克服」のような概念は障害者ボランティア活動に文化的基盤を設けた。



古代中国の障害者支援に関する文化的な基盤

- 先進《芸妓》:「大道を行うことは天下が公平で、善良で能力があり、信仰と平和を守ることである。昔の人は自分の親族だけを世話せず、自分の子供だけを子供に置かないので、かわいそうな人、未亡人、孤独な人、障害者、患者をすべて扶養しなければならない。男はその分を受け取り、女は家を持つことになりません。悪いものは地面に捨てられると自ら隠す必要がなく、悪いものは自分から出てこないし、自分にある必要がない。したがって、人々は盗みをしながらも犯罪を犯さず、家の外にいてもドアを閉めないようにするが、これを大同という。

古代中国の障害者支援に関する文化的な基盤

- 《孟子・登門公(上)》:「野原では条を施行して、出所の9分の1を税金として払わせ、城内では1/10を税金として払わせる。慶以下の官職には奎章を与えるが、奎章を50墓とする。付属家族のいない成人男性にも25墓を与えなければならない。死んだり餓死したりせずに故郷を守る人たちは一緒に耕作する畑に出入りし、互いに友人になり、互いに見張り合い、病気になると互いに助け合うので、農夫たちが親しく和睦して過ごす。四方1里が一つの町になるが、1丁は900墓だ。全体を9で割って、真ん中は共同で耕作する畑と定める。8世帯が全部で10墓ずつ分けて持つ。真ん中で共同で耕作する畑と一緒に農作業をする。」

第二に、初期の探索段階（1978-1989年）

- 政策: ボランティア活動と障害者業務に関する政策がリリースされました

① ボランティア活動に関する規定の登場: 共産主義青年中央委員会と中国青年ボランティア協会は、ボランティア活動に関する一連の臨時規定を発表しました。

② 障害者労働関連規定の登場: 主に労働概要形式を中心に登場しました。例えば、《中国障害者事業5年勤労概要(1988—1992)》は最初の障害者の勤労概要です。

- 団体: 中国障害者連合の設立は、最初の全国的な障害者事業団体です。

中国視覚障害者協会(1953年設立)と中国障害者福祉財団(1984年設立)を基盤に、中国障害者連合会(1988)を結成し、この段階で障害者を支援するボランティア活動に勤労システムが導入されました。

活動: 障害者を支援するボランティア活動は、主に「スポーツボランティア活動」、「総合的なボランティア」、「赤いスカーフの手を握る」などのキャンペーンが行われました。

「综合包户」の創舉

1983年2月27日、沐浴着改革开放春风的“学雷锋”活动，在宣武区出现了一个创举——“综合包户”学雷锋志愿服务活动。

在这一天，宣武区大柵栏地区的粮店、副食店、理发馆、医院、菜蔬商店、百货商场、房管所、煤厂等九家商业服务业单位的团支部和大柵栏街道团委、街道办事处，联合签下为本区19户孤寡老人和烈属实行“综合包户”服务的协议书。协议书上规定，为孤寡老人和烈属服务的内容有十项：送菜、送粮、送百货商品、送煤、送副食品，接老人理发、洗澡，到户巡诊，维修检查房屋，定期打扫室内卫生、拆洗被褥。每项服务活动的次数和服务态度、服务质量，都有具体规定和要求，都要检查监督。（1983年2月28日《北京日报》1版，《为19户孤老、烈属综合服务制度化 大柵栏九单位签订协议书》）



「赤いスカーフの手を握る」キャンペーン

1986年ドンブパン(邓朴方)会長の積極的な支持のもとに“赤いスカーフの手をつないだり”キャンペーンが開始されました。該当キャンペーンは、健常者と障害の青年たちが互いに手を握って、心を集めてともに学び、助けることを奨励しました。該当キャンペーンは現在まで続いてきており、数百、数千人の青年たちの参加が続いています。

第三に、急速な発展段階（1990-2011年）

- 政策: 障害者の人権權益保障のための具体的な法律が登場

「障害者保障法」(1990年)は、障害者の人権權益保障のための法律案です。

「計画概要」を引き続き発表し、5年ごとに障害者事業の業務方向と核心事項を計画しました。

- 団体: 中国青年ボランティア協会設立

1994年12月、中国青年ボランティア協会が設立され、中国のボランティア活動の方向性と標準化を指標としています。障害者のためのボランティア活動は、この団体の重要な活動内容です。

- 活動: 障害者支援のためのボランティア活動が具体的な規模を整え始めました。

① 2002年4月、共産主義青年中央委員会と中国障害者連盟は大規模ボランティアプロジェクトである「百万人の障害者支援青年ボランティアの行動」を実施しました。

② 2008年オリンピックでは、障害者が積極的にボランティア活動に参加しました。同年、パラリンピックでもボランティアが大学競技に参加しました。

③ 2010年7月、中央文明会、中国障害者連合など8省庁が共同で発表した《障害者を助けるためのボランティア業務強化意見》で、「障害者を助けるためのボランティア日光キャンペーン」の実施を提案しました。



《中国障害者事業"8次5年"計画概要(1990年-1995年)》
 《中国障害者事業 "9次5年" 計画概要 (1996年—2000年)》
 《中国障害者事業"10次5年"計画概要(2001年—2005年)》
 「15」計画概要が始まり、障害者のためのボランティア活動が計画概要に含まれ、社会的に障害者のためのボランティア活動が大々的に要求された。
 《中国障害者事業"11次5年"発展概要(2006年—2010年)》



中国青年ボランティア協会(英文名Chinese Young Volunteers Association、略称CYVA)は1994年12月5日に設立され、社会福祉及び社会保障事業に支援する各階層の青年で構成された全国的な社会団体であり、中国共産主義の青年団中央委員会の指導の下、省、自治区、直轄市で合法的に設立された青年ボランティア団体であり、全国的に専門職の従事者及び青年ボランティア団体、そして個人ボランティア団体で構成された全国的な非営利社会団体です。

出所:中国青年ボランティア協会サイト

图文: “百万青年志愿者助残行动” 开始实施



“百万青年志愿者助残行动” 开始实施

出所:神話サイト



出所:中華人民共和国中央人民政府サイト

人道主義的な理念とボランティア精神を引き継ぎ、障害者に対する自発的なボランティア認識を涵養し、障害者を助ける社会的な雰囲気を作成し、障害者に対するボランティアが持続的に続けられるようにし、中央文明会事務所と中国障害者連盟は2011年から毎年7月6日を全国「障害者にボランティア-障害者太陽光キャンペーン」の日に指定しました。

数万人の青年ボランティアの障害者支援キャンペーンは「一人一人ずつ」ペアになってボランティアする方式であり、全国の貧困層障害者および家庭に長期的で安定したボランティアを提供してい

第四に、全面的な発展段階（2012年から今まで）

- 政策: 障害者のボランティアに対する法律規制のシステムが作られ、障害者ボランティアが普遍化するのに役立

① 法律及び規定:《中国障害者ボランティアの登録管理の措置(施行)》(2013年)

《ボランティア条例》(2017年)《慈善法》(2016年)

② 計画の概要:《中国障害者事業“12次5年”発展要綱(2011年-2015年)》

《障害者事業13次5年計画(2016年-2020年)》

《“14次5年”障害者保障と発展計画(2021年-2025年)》

③ 各地域では、「障害者ボランティア規範」「障害者ボランティア作業マニュアル」などの文書を継続的に発行した。

団体: 中国障害者ボランティア協会は、障害者ボランティアを専門とするボランティア団体として設立された。

中国障害者ボランティア協会は、2015年5月20日に設立され、特定貧困層の障害者を助けるボランティア団体です。

ボランティア団体、志願者の自発的に構成された全国的、共同体的、非営利社会団体です。

活動:「日差しキャンペーン」「障害者隣人に関心を持とう」などの障害者ボランティア活動で社会的に良い成果を得ました。



北京市障害者ボランティア協会

その他の関連政策

- 2014年2月、共産主義青年団体中央委員会と中国障害者連盟は《中国青年ボランティアによる『太陽キャンペーン』実施に関する通知文》を発行しました。
- 2015年5月、中国障害者連盟、中央文明事務室、民政部、共産主義青年団体中央委員会は《障害者ボランティアのより効率的な業務のための通知文》を発行しました。
- 2017年、中国障害者連盟、共産主義青年中央委員会、中国ボランティア連盟は《2017年全国障害者支援『太陽キャンペーン』施行に関する通知文》を発行しました。
- 2022年、中国障害者連盟と中国障害者ボランティア協会は《障害者ボランティア支援により良い発展のための通知文》を発行しました。

組織 団体:



2021年まで全国では2,997個の障害者支援社会団体があり、全国的に障害者連盟に登録された障害者を支援するボランティア数が3,744万3,000人に達した。ボランティアタイプは、リハビリ、就職支援、教育相談、養育ケアだけでなく、心理指導、文化活動、結婚および恋愛相談、そして法律支援サービスも含まれます。

中国障害者連盟のチャン・ハイディ会長は、中国障害者ボランティア協会の設立により、障害者を支援するボランティアに自分の「家」を持たせるだけでなく、障害者ボランティアが社会福祉ブランドとして定着できると述べた。障害者を支援するボランティア協会が引き続き領域を広げ、より多くの人々に拡張され、障害者を助けるボランティア事業の正常化、多様な形態化とサービスブランド化できることを希望する」と話した。



出所: 障害者を支援するボランティアの外交文書

活動:

- ・ 障害者を支援するための「太陽キャンペーン」は、共産主義青年団体委員会と中国障害者連盟が2014年から進めてきたプログラムである。青年ボランティアで構成し、「手に手を握り日差し分かち合い」を主題に障害青少年にボランティアを支援し、主に支援サービス、就職支援、教育および学習支援、文化生活支援、愛の寄付など5つの分野に重点を置いている。長期間チームを組んで障害者ボランティア活動を履行する。

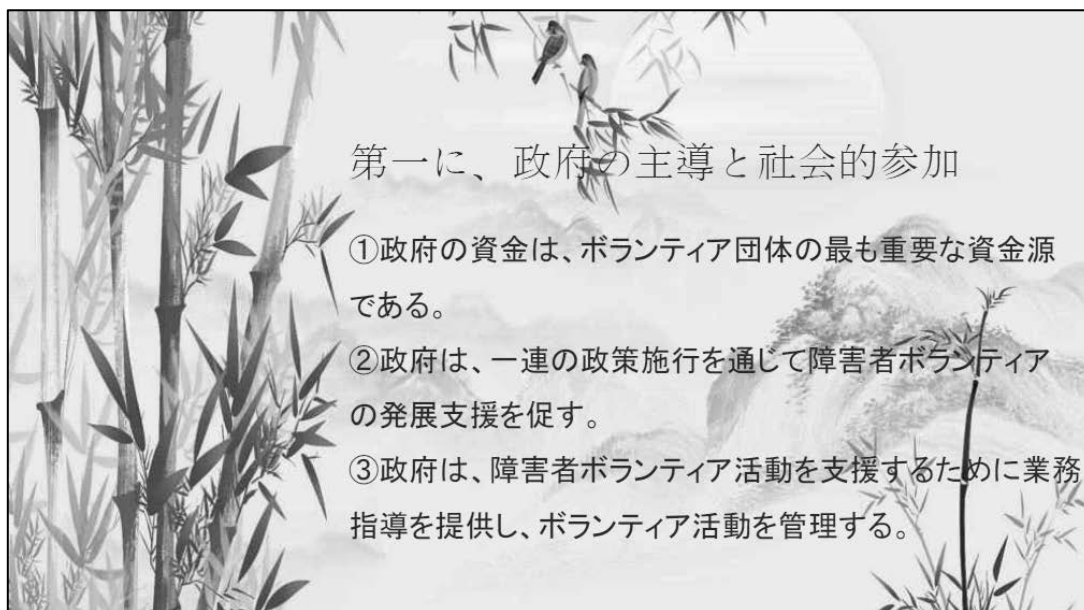


今日、中国は時代に合わせてボランティアシステムを支援しています。例えば、2023年アジア大会をきっかけに、杭州市では《アジア大会のボランティア手話のサービスマニュアル》を出版しました。

この報告書は、中国障害者ボランティアの発展過程を体系的に整理し、障害者ボランティア発展の主要成果を全面的に扱っており、現在直面している主要問題を提起し、韓国障害者ボランティアサービス発展のための対策と提案を提示している。

第 2 部分

中国障害者ボランティアの活動支援に関する特徴



第一に、政府の主導と社会的参加

- ①政府の資金は、ボランティア団体の最も重要な資金源である。
- ②政府は、一連の政策施行を通じて障害者ボランティアの発展支援を促す。
- ③政府は、障害者ボランティア活動を支援するために業務指導を提供し、ボランティア活動を管理する。

対策を促す:《ボランティア条例》

第27条、県級以上の人民政府は、経済社会の発展状況に応じて、ボランティア分野の発展を促進するための政策と措置を制定しなければならない。

県級以上の人民政府と関連部署は各自の責任範囲内でボランティアに対する指導と支援を提供しなければならない。

第28条、国は、企業、機関、大衆自治体その他の団体がボランティアを行う場所その他の便利条件を提供しなければならない。

第29条、学校、家庭及び社会は、青少年のボランティア意識及び能力を培養しなければならない。

高等学校および中等職業学校は生徒がボランティア活動に参加して実際の単位管理に含ませることができるようにする。

第30条、各人民政府及び関連部署は、法に基づき、購入サービス等の方法によりボランティアの運用管理を支援し、国の規定に基づき、購入サービス項目のリスト、サービス基

対策を促す:《ボランティア条例》

第31条、ボランティアのために財産を寄付した自然人、法人その他の団体は、法により税金の恩恵を受けることができる。

第32条、ボランティア事業の発展に大きな貢献をしたボランティアと、ボランティア団体は法律および国家関連規定により県級以上の人民政府あるいは関連部署から表彰と褒賞を授与される。

国は企業とその他の団体が同じ条件で優秀なボランティア記録を持つボランティアを優先採用するようにする。公務員、機関採用試験でボランティアの状態を検査内容に含めることができます。

第33条、県級以上の地方人民政府は実際の状況に応じて措置を取り、公共サービス機関など優秀な奉仕記録がある志願者を優遇するよう勧告する。

第34条、県級以上の人民政府はボランティア統計及び制度を構築し、改善しなければならない。

第35条、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等の媒体は積極的にボランティア広報活

ボランティア団体の活動を管理する政府:

第36条、ボランティア団体がボランティア関連情報を流出したり、ボランティア対象者のプライバシーを侵害すれば、民政部署の警告と期限内に是正するよう命令を受ける。期限内に是正しなければ、一定期間活動を中止させ是正するよう命令する。状況が深刻な場合、登録証を取り消す。

第37条、ボランティア団体、ボランティアがボランティア対象者から報酬を受けたり、偽装して報酬を受ける場合、民政部署の警告を受け、受け取った報酬を返還するよう命令する。状況が深刻な場合、関連団体又は個人に当該報酬の1倍以上5倍以下の罰金を科す。

第38条、ボランティア団体は法によりボランティア情報を記録しなかったり、ボランティア記録証明書を発給しなかった場合、民政部署の警告と期限内に是正するよう命令を受ける。期限内に是正しなければ、一定期間活動を中止させ、社会および関連部署に通報する。

第39条 ボランティアという名で営利活動を行う団体及び個人は 民政 空想その

ボランティア団体の活動を管理する政府:

第40条、現級以上の人民政府民政部署そして他の関連部署および職員が次の状況の一つに該当すれば、上級機関あるいは監督機関から是正命令を受ける。法により処理しなければならない場合、任免機関又は監督機関から関連責任者その他の責任者を処罰する。

- (1) ボランティア、ボランティア団体を強制的に指定してサービスを提供する。
- (2) 法により監督及び管理業務に責任を負わない場合
- (3) その他で、職権乱用、職務遺棄、私益のための不法行為を犯した場合

第二に、資金の出所と使用

①資金源の面で、政府投資と社会投資が結合している。所得はその出所によって寄付所得、ボランティア提供保障の資金、政府補助金などに分類される。

②資金監督の方面で、一般的に社会的監督を受け入れるため、各資源の団体はインターネット上に関連文書を掲示する。

你现在所在位置: 首页 >> 信息公开

2022年06月16日

您当前所在位置: 网站首页 ->> 财务公开

- 2021年年报
- 2021年财务审计报告
- 助残志愿服务项目总结 (2021年)
- 2021年接受捐赠一览表
- 第十届深圳手语歌会项目总结报告
- 第二届理事会换届审计报告
- 反洗钱、反恐怖融资管理办法
- 舆情应对管理制度
- 2020年年报
- 深圳市财政局 国家税务总局深圳市税务局 深圳市民政局关于2020年度-

- 福建省同人助残志愿者服务中心2018年度财务审计报告
- 福建省同人助残志愿者服务中心2020年度财务审计报告
- 福建省同人助残志愿者服务中心2015年度财务审计报告
- 福建省同人助残志愿者服务中心2015年专项审计报告
- 大爱之行—全国贫困人群社工服务及能力建设项目获资助拨款项目财务报告
- 福建省同人助残志愿者服务中心2014年度财务审计报告
- 福建省同人助残志愿者服务中心2013年度财务审计报告
- 大爱之行—全国贫困人群社工服务及能力建设项目获资助拨款项目财务报告

出所：深圳(Shenzhen)市障害者愛ボランティア協会の公式ウェブサイト

出所：フジエン省障害者ボランティアセンターのウェブサイト

第三に、障害者ボランティアの多様な分野活動

①リハビリ医療、教育・訓練、就職・貧困救済、文化生活、スポーツ・フィットネス、権益保護、家事サービス、旅行サービス、心理指導、大規模活動などの分野。

②ボランティア対象者は多様な障害を持つ障害者が含まれる。

中国残疾人福利基金会
China Foundation for Disabled Persons

公益项目

障害者のためのボランティアの範囲:
就職、教育、文化・スポーツ生活、リハビリ及び健康な生活など様々な分野を含む

7월 출처: 중국 장애인 복지 사이트



多様な形態のボランティア活動:

3月3日、造船所コミュニティでは造船所の公園広場で大規模なボランティアの広報活動が行われました。太陽家園団体でも障害者が直接参加したビーズ工芸、切り抜き作品を展示しました。医療ボランティア団体は、障害者のための医療サービスを提供しました。社会ボランティアは、障害者と管轄地域の高齢者に無料散髪サービスを行いました。青山海洋部の「アシカ」志願者たちが障害者家庭を訪問し生活の中の困難を解決してくれました。

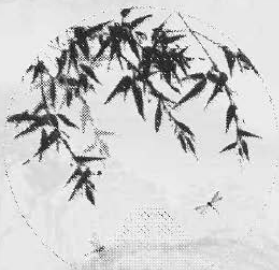
出所: 「清算障害者」公式アカウント

多様な形態のボランティア活動: 障害者の法律救助事務所の設立、障害者の法律問題の解決の支援



2015~2019年中国障害者法律の構造調整の機関作業および障害者法律構造事務所の設立の現況

出所: 中国障害者ボランティア団体の発展報告書 (2022)



第3 部分

中国の障害者ボランティア活動の支援に直面している問題点

第一に、団体設立の方面

- ①社会公信力の不足:過去の慈善金の流用および横領により、中国の慈善団体とボランティア団体の社会的信頼度が低下した。
- ②低い専門性:低い専門性のため、大衆のボランティアに対する視線が肯定的ではない。
- ③否定的な視線:障害者を支援するボランティア団体に「半公式的」な視線を持っています。

第二に、資金分配の方面

- ① 資金分配の効率性を高めなければならない。
- ②貧困、農村地域の障害者ボランティアシステムの供給が不足している。
- ③効率的な資金分配の評価システムが不足している。

第三に、ボランティアの方面

- ①ボランティアの形態:融通性が大きく、統一された行動規範と専門指導が不足している。
- ②ボランティアの内容:すでに多様な種類のボランティアができたが、まだ物品寄付および慰問公演中心のボランティア形態になっており、依然として障害者の多様なニーズを満足させていない。
- ②社会的な概念:社会的には障害者に対する見解がまだ大衆的で



第4部分

中国における障害者ボランティア活動の支援に関する建議事項

第一に、団体設立

- ①人材養成と透明な監督システムを通じてボランティア団体の公信力を高めなければなりません。
- ②専門教育を強化し、ボランティア団体の能力を高める必要があります。
- ③進入しきい値を下げ、登録の手順を簡素化する必要があります。

第二に、資金運用:合理的な資源分配は資源を増やすことと同じくらい重要である。

- ① 障害者の要求事項を把握し、需要評価を進める。
- ② 要求事項を目標別に分類し、優先順位を確認して資源分配の比率と方法を明確にします。
- ③ フィードバックシステムを改善し、外部評価を導入し、専門機関に資源分配に関する評価の進行を要請しなければならない。

第三に、ボランティアの方面

① ボランティア内容の面では、「人に魚を捕まえるより魚を捕まえる方法を教えた方がよい」の内容的意味を知らせなければならない。

教育と就業分野の訓練を強化させるべきであり、社会的な機能の向上に重点を置き、社会的な側面から障害者の権利保障の宣伝に重点を置くべきである。

② ボランティア方式の面では、障害者の主権と選択権を考慮しなければならない。そしてボランティアとボランティア対象者間の疎通と相互理解に重点を置き、障害者の心理に注意をして心理的な支援を提供することに重点を置かなければならない。

③ 社会的な観念の側面:

第一に、相互依存的な概念を確立しなければならず、ボランティア(者)がボランティアする過程で個人の能力を向上させることができるという点を明確にしなければなりません。

二つ目は、社会団体に関する先進的な概念を理解することです。

第三に、国際交流、特に<障害者権利協約>の自律性と独立的な理念の実践を強化することです。

ご清聴ありがとうございました。

2.3 日本の障がい者支援の制度的変遷とサービス体系、障がい者支援事業等の現状

藤井 衛(Mamoru FUJII)

東アジア市民社会フォーラム実行委員会委員
元高齢者福祉・障害者福祉専門員

今、ご紹介にあずかりました藤井です。私は、今、日本の中で、障害者福祉法に基づいて、障害者をどのように理解をしているか。また、理解しなかったらいけないのか、ということを中心に話させていただきます。この中には、専門職として働く人も、ボランティアとして働く人も、同じことが問われていると、そのように最初に申し上げておきたいと思います。



日本では、2003年にノーマリゼーションの概念に基づいて、支援制度、いわゆるたくさんの財力がこの支援のためには必要なわけですが、それを公正に扱うと言いましょうか、処理するように定められた法律がこの支援制度となります。

ここには3つの問題点がありまして、1つ目は、身体・知的・精神という障害種別ごとが、分かりにくいということ。

2つ目は、サービスの提供において、地方公共団体、いわゆる都道府県が47ありますけれども、そのそれぞれの県の中には、小さな市町村があります。この自治体を基にして、支援が行われるわけですが、そこに格差が生じている、それをできるだけなくそうということです。

それから3つ目には、費用の負担、財源をどのようにして確保するかということですが、

この3つの課題に基づいて、2006年には、障害者自立支援法というのが施行されました。その後、2013年には、障害者総合支援法というように、法律が変わってまいります。

つい最近ですが、2018年4月の改正によって、障害者自らが、望む地域生活を営むことができるように、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。

これが非常に大事なところですが、特に、この障害児の場合には、サービスを利用するニーズが非常に高いわけですが、これは保護者の方々も含めて高いわけですが、そういう支援のニーズに応えようということがここで明文化されております。

次に、障害者総合支援法について少し触れておきますが、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するために、新たな障害保健福祉施策を講ずる」としてあります。日本語には理解しにくいようなことが明文化されておりますけれども、この趣旨に基づいて、障害者自立支援法が改正されたわけです。この改正に伴って、障害者総合支援法というように、法律の名称が変わりまして、今施行されています。

この法の目的をいいますと、「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」、そして「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を受けるということ。この地域生活支援事業というのが、最近、非常にサービス提供の特徴となっております。

今日、日本の事例発表をしていただく中に、大変たくさんのサービスを提供されている団体があります。ぜひ、お聞きいただきたいと思いますが、それがそれぞれの地域社会において、自立を促すサービスを提供されている団体です。

その基本理念は、ここに①から⑥まで書かれております。なかなか見づらいですね。一つ一つ読むことは省略させていただきますが、この基本理念の6つを十分理解していただければ幸いです。

そして、この法律の対象範囲が規定されております。法が対象とする障害者の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害、この中には発達障害も含んでおります。近年では、発達障害の問題が、日本で取り上げられている事例がたくさんございます。

それから、制度の谷間となって支援の充実が求め、求められた難病。難病というのは、日本には361種類あります。この難病も今回は踏まえています。

それから、利用できるサービスの量、これも次のところに表が出てきますけれども、80項目に及ぶ調査を行いまして、その人に必要な支援の度合、障害者支援区分といいますけれども、1から6まで支援区分が認定されるようになっております。その度合に応じたサービスが利用できるようになっております。

そのサービスは、サービスの体系のところでお話をしたいと思うんですが、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項、それは社会活動や介護者、居住等の状況、これらを踏まえて、個別に支援決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫、～この市町村というのは、先ほど言いました自治体です～、それぞれの自治体の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」、この2つに大別されるようになっております。

「障害福祉サービス」では、介護の支援を受ける場合には、「介護給付」があります。中国には介護保険制度まだないと思うんですが、韓国には介護保険制度がありますね。ちょうど介護保険制度が始まる前、私が日本代表で韓国に呼ばれて、ここで研究会をやったことがございます。

日本では、この介護給付、一方、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」、このように大別されています。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には、今言いましたように「介護給付」ですけれども、訓練の場合には、これまた細かく分かれておりまして、次にお話ししますけれども、サービスにはある一定の利用期間が定められています。

それからサービスが必要な量です。期間と量、この2つが決められておるんですが、これはある一定期間の期間と、更新をするという、更新制度があるわけです。

ここからは、資料に目を通していただきたいんですが、日本から来られた方は、日本語がありませんので申し訳ございませんが、サービスに関わる自立支援給付等の体系です。一番左側に書いてあるのが介護給付、そして次がサービスの種類です。介護給付の中にはこれだけあります。それぞれのこと、細かな内容はそこに書いてあります。

その次は、訓練などの給付、自立訓練、機能訓練とか生活訓練です。今、日本では、どこの障害者福祉施設でも課題になっているのが、就労移行、働けるようになるための支援をどうやって行うか。

これにはいろいろな方法がございます。一般に働くA型、それから障害を持っている方が一般労働者として働くように訓練をするB型、こういったものがあります。その他、目を通していただいたら分かります。

そして活動は、日中と夜間とに分かれて提供されるようになっていきます。入所施設のサービスは昼のサービスですね。夜のサービスは居宅支援事業、先ほど一覧表の中にありました、この居宅支援事業の中から選んでもらうわけです。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画、これが非常に大事です。サービス提供事業者の方は、これが非常に面倒なんです。今言いましたように、ある一定期間たちますと、更新しなければいけませんので、その度にこの事務量が大変です。ある民間団体が、コンピュータで処理できるようにしておりますけれども、なかなかそれは使えるものではありません。むしろ現場から改善の声が挙がっているぐらいですから。そのように個別支援計画が非常に重要視されております。

次が、障害支援区分です。1から6までであると言いましたけれども、80個の調査項目の中を106、ちょっと細かく区分しまして、106ございます。

まず、80項目がそこに書いております。①から⑤までに分かれて、80項目です。その80項目はどんなものがあるかというのを一覧表にしてあります。これは目を通していただくことにしまして。

では、どのようにして、サービスを利用するのかということですが、利用手続きは、まず、サービスを利用するために幾ら利用料を払わなくてはいけないのか、幾ら行政が補助するのか、そういう支給規定があります。これがまた大変なんです。サービス提供事業者は、この支給決定を受けた後、いかに限られた財力で限られたサービス以上のサービスを提供しなくてはいけないのか。これに大変サービス提供事業者のスタッフは努力をしているのが現状です。

各段階においては、そこに書いてありますが、5項目あります。こういったことが検討されるわけです。

そこに一例と出してありますが、介護給付を希望する場合です。やはり障害者の方の高齢化が、今問題になっていまして、介護保険が始まって、早々に一番われわれ障害者施設で課題になったのは、65歳以上の方が結構いるんですね。特に、精神障害の方は長い間病院に入院されていて、そこから退院された後、なかなか働く場所がないんですが、健康状態はすこぶる良好ですので、ご高齢の方々の介護保険制度に移行する、これは非常にいいサービスだったと私は思っております。ここに流れをちょっと書いておりますので、それはお目通しください。

一次審査は、先ほど言いました80項目が106、これ全部チェックして、これはコンピュータが処理してくれます。その後、医師の診断書を付けて、新たにここで審査会が開かれて、サービスの利用が決定されます。そのサービスがどのようにある一定期間の間に利用されるか。それを、項目を単位に適正に運営されているかどうか、そのことが審査されます。

その流れのところは、それぞれお目通しいただくこととして、最後、障害のある人に対する相談支援ですが、またこれが大変時間がかかりますし、大変なことなんです。そこが大きな字ですが、概略が書いてあるますので、どうぞこれもまた、時間の関係で、お目通しだけでご

理解いただければ幸いです。

特に、地域生活への移行に向けた支援というところ、第2項目ですね、これは今、非常に力を入れているところですので、これもご覧ください。

最後に、時間の関係で話せなかったのですが、今、障害者の方々のためには、障害福祉サービスの情報公開制度と、それから障害者の方々の虐待防止、これが法律で定められております。さらに、障害者の方々の権利条項、これも法律で定められております。これらも大事なんですが、時間の関係で、以上で終わらせていただきます。

藤井先生の発表内容は、後日資料の形でおまとめいただきましたので、代わりにそちらを掲載させていただきます。

(司会)

ありがとうございます。藤井先生は、障がい者福祉法、韓国の話といえば障がい者福祉法になります。日本の障がい者総合支援法は、障がい者福祉法よりもはるかに広い意味で、障がい者の雇用や福祉、研究まで統合する範囲が広い法です。ですから、障がい者総合法で規定している障がい者のすべての政策について、時間の関係で全部はお話できませんでしたが、障がい者総合法が持っている基本的な内容についてお話いただきました。

特に障がい者自立支援給付に関連する部分は、かなり意味が深い内容で、韓国の活動支援サービスとか、また就労とか、それから私たちの障がい者福祉に関連する内容をすべて自立支援給付で編成して支援していることが特徴です。中国の障がい者保障法があれば、韓国の障がい者福祉法があり、また日本には障がい者総合支援法があります。これらの法律は障がい者を代表する実績法、非常に重要な政策立案を管理・監督・総括する法律になります。

特に日本の障がい者介護、韓国の活動支援会がやっている法律の規定された内容でしょうが、韓国よりもはるかに多くの内容を盛り込んでいるのが特徴のようです。日本は106の項目を持って評価するので、障がい者のすべてのそういった内容・ニーズを十分に把握しているわけです。そのような大きな意味を伝えていただきました。特にこの106の項目が、障がい者総合法で障がい者の自立支援のために、特に制度的に大きな役割を果たしていると言っていました。

私ども改めて、障がい者総合法について発表していただいた藤井先生に改めて大きな拍手でお礼を申し上げたいと思います。これで午前のセッションはすべて終了させていただきます。

障害者総合支援法の概要

その1

藤井 衛

障害福祉施策の流れ

障害保健福祉施策は、2003年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

- ①身体・知的・精神という障害種別ごとで分かりにくく使いにくい
- ②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、2006年からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障害者(児)を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために、障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、2013年4月に障害者総合支援法(障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律)に法律の名称も変更されて施行されました。

また、2018年4月の改正により、障害者自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者に対する介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。

障害者総合支援法について

障害者総合福祉法は、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するために、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設されました。

よって、法律の名称は障害者総合支援法に変更されましたが、法律の基本的な構造は障害者自立支援法と同じです。

(1) 法の目的

法の目的を「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む」とし、「地域生活支援事業」による支援を含めた総合的な支援を行うことも明記されました。

(2) 基本理念

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されること
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられること
- ④社会参加の機会が確保されていること
- ⑤どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のもの除去に資すること

(3) 対象範囲

法が対象とする障害者の範囲は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等（治療法が確立していない疾病その他のとくしの疾病で会って政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働省が定める者）としています。※難病は2021年4月時点で、361疾病が対象

(4) 利用できるサービス量

80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要な支援の度合い（「障害支援区分」）を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。

障害福祉サービスの体系

その2

サービスは、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能になります。

1 サービスに係わる自立支援給付等の体系

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行とともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

訓練	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
等給	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
付	就労継続支援(A型=雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援を支援します
生活支援	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
事業	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います
相談支援	地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います
事業	地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います

2 日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスは、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせ利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護を利用し続けることが可能です。

障害支援区分とは

その3

障害支援区分とは、障害の多様な特性や運針の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1から6:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスができるように導入されています。

- ①移動や動作等に関連する項目(12項目)
- ②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)
- ③意思疎通等に関連する項目(6項目)
- ④行動障害に関連する項目(34項目)
- ⑤特別な医療に関連する項目(12項目)

以上の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や意思の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

移動や動作などに関連する項目

1	寝返り
2	起き上がり
3	座位保持
4	移乗
5	立ち上がり
6	両足での立位保持
7	片足での立位保持
8	歩行
9	移動
10	衣服の着脱
11	じょくそう
12	えん下

身の回りの世話や日常生活等に関連する項目

1	食事	13	掃除
2	口腔清潔	14	洗濯
3	入浴	15	買い物
4	排尿	16	交通手段の利用
5	排便		
6	健康・栄養管理		
7	薬の管理		
8	金銭の管理		
9	電話等の利用		
10	日常の意思決定		
11	危険の認識		
12	調理		

意思疎通等に関する項目

	視力
	聴力
	コミュニケーション
	説明の理解
	読み書き
	感覚過敏・感覚鈍麻

行動障害に関する項目

1	被害的・拒否的	15	不潔行為	29	意欲が乏しい
2	作話	16	異食行動	30	話がまとまらない
3	感情が不安定	17	ひどい物忘れ	31	集中力が続かない
4	昼夜逆転	18	こだわり	32	自己の過大評価
5	暴言暴行	19	移動・行動停止	33	集団への不適応
6	同じ話をする	20	不安定な行動	34	多飲水・過飲水
7	大声・奇声を出す	21	自らを傷つける行為		
8	支援の拒否	22	他人を傷つける行為		
9	徘徊	23	不適切な行為		
10	落ち着きがない	24	突発的な行動		
11	外出して戻れない	25	過食・反すう等		
12	1人で出たがる	26	そううつ状態		
13	収集癖	27	反復的行動		
14	物や衣類を壊す	28	対人面の不安緊張		

特別な医療に関する項目

1	点滴の管理
2	中心静脈栄養
3	透析
4	ストーマの処置
5	酸素療法
6	レスピレーター
7	気管切開の処置
8	疼痛の看護
9	経管栄養
10	モニター測定
11	じょくそう処置
12	カテーテル

1 福祉サービスの利用手続き

その4

1 支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの各段階において、

- 障害者の心身の状況(障害程度区分)
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービス等利用計画案
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握し、勘案した上で支給決定を行います。

(1)介護給付を希望する場合

相談・申し込み(相談支援事業者)(市町村)



利用申請



サービス等利用計画案の提出依頼【注1】(市町村)



心身の状況に関する106項目のアセスメント(市町村)



障害程度区分の一次判定(市町村)



二次判定【審査会】【医師意見書】

審査会は障害保健福祉をよく知る委員で構成されています



障害程度区分※の認定(市町村)

介護給付では区分1から6の認定が行われます



申請者に認定結果通知(市町村)



勘案事項調査(市町村)

地域生活 就労 日中活動 介護者 居住 など



サービスの利用意向の聴衆(市町村)



サービス等利用計画案提出



支給決定案の作成

必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。



支給決定(市町村)

※障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)

注1 同行援護の場合、別に同行援護アセスメント調査票によるアセスメントを行います。

ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関するアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定【審査会】、障害程度区分の認定について行わないものとします。

(2) 訓練等給付を希望する場合

相談・申し込み(相談支援事業者) (市町村)



利用申請



サービス等利用計画案の提出依頼(市町村)



心身の状況に関する106項目のアセスメント(市町村)

勘案事項調査(市町村)

地域生活 就労 日中活動 介護者 居住 など



サービスの利用意向の聴取(市町村)



サービス等利用計画案の提出



暫定支給決定(市町村)



申請者に暫定支給決定通知(市町村)



サービス等利用計画の作成



サービスを一定期間利用

※サービス提供事業者は、暫定支給期間に係るアセスメント内容、個別支援計画、支援実績訓練、就労に関する評価結果を市町村及び指定特定相談支援事業者に提出。

[1]ご本人の利用意思の確認 [2]サービスが適切かどうかを確認

※ご本人が引き続きサービスの継続を希望する場合市町村は、サービス提供事業者から提出のあった書類や、指定特定相談支援事業者のモニタリングを踏まえ、サービスを継続するによる改善効果が見込まれるか否かを判断。必要に応じて、市町村審査会の意見を聴取します。



個別支援計画



支給決定(市町村)

(3) 地域相談支援給付を希望する場合
相談・申し込み(相談支援事業者) (市町村)

↓

利用申請

↓

サービス等利用計画案の提出依頼(市町村)

↓

心身の状況に関する106項目のアセスメント(市町村)

勘案事項調査(市町村)

地域生活 就労 日中活動 介護者 居住 等

↓

サービスの利用意向の聴取(市町村)

↓

サービス等利用計画案の提出

↓

地域相談支援給付決定案の作成

必要に応じて市町村審査会の意見を聴取します。

↓

地域相談支援給付決定

障害のある人に対する相談 支援について

その5

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう身近な市町村を中心として以下のような相談支援事業を実施しています。

地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることとなっておりますので、詳細については、最寄りの市町村窓口にお問い合わせください。

1 障害福祉サービス等の利用計画の作成(計画相談支援・障害児童相談支援)

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の抱える課題や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

相談窓口	市町村(指定特定相談支援事業者、指定障害児童相談支援事業者)
事業内容	障害福祉サービス等を申請した障害者(児)について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行った場合には、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費が支給される。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の計画相談支援の対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児であって、市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ・地域相談支援を申請した障害者であって市町村がサービス等利用計画案の提出を求めた者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合。 ○児童福祉法の障害児相談支援の対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援を申請した障害児であって市町村が障害児支援利用計画案の提出を求めた者

2 地域生活への移行に向けた支援(地域移行支援・地域定着支援)

地域移行支援は、入所施設や精神病院などからの退所・退院にあたって支援を要するものに対し、入所施設や精神科病院等から対処・退院における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から対処・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

相談窓口	指定一般相談支援事業者
事業内容	<p>○地域移行支援 入所施設に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所などへの同行支援等を行った場合は、地域移行支援サービス費が支給される</p> <p>○地域定着支援等に 居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための連絡体制の確保による緊急時等の支援体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応の各種支援を行った場合は、地域定着支援サービス費が支給される。</p>
対象者	<p>○地域移行支援 ・障害者支援施設等に入所している障害者 ・精神科病院に入院している精神障害者(1年以上の入院者を原則に市町村が必要と認める者)</p> <p>○地域定着支援 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。 ・居宅において単身で生活する障害者 ・居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者</p>

期間	<p>○地域移行支援 6カ月以内。地域生活への意向が具体的に見込まれる場合には、6カ月以内で更新可。</p> <p>○地域定着支援 1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。(その後の更新も同じ)</p>
----	---

3 一般的な相談をしたい場合

障害のある人の相談に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

相談窓口	市町村(又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者)
事業内容	<p>・福祉サービスを利用するための情報提供、相談 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・専門機関の紹介 等 ※内容は各市町村によって異なります。</p>
対象者	障害のある人やその保護者など

4 一般住宅に入居して生活したい場合(住宅入居等支援事業(居住サポート事業))

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

相談窓口	市町村(又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者)
事業内容	・入居支援(物件あわせ依頼、入居契約手続き支援) ・居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
対象者	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人などの報酬など必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

5 障害者本人で障害福祉サービスの利用契約などができない場合(成年後見制度利用支援事業)

知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

相談窓口	市町村(基幹相談支援センター)
事業内容	成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人など報酬等の全部又は一部を助成する。
対象者	障害福祉サービスを利用し又は利用証とする知的障害者又は精神障害者であり、後見人などの報酬など必要となる経費の一部について、補助を受けなければならない成年後見制度の利用が困難であると認められる者。

3. 事例報告

(司会)

次のセッションは、韓国、中国、日本の3カ国からの事例報告です。発表者は6名です。

それでは、韓国側から発表を始めたいと思います。最初の事例発表をしてくださるのは、イ・ジョンジャ代表です。元市立西大門聴覚障害者福祉館の館長で、現在は人権と文化芸術研究所の代表です。続いて発表下さるのは、済州特別自治道持続可能発展協議会のコ・テオン議長です。元済州島ボランティアセンター長、元ハンマウム奉仕団創立者であります。大きな拍手で歓迎してください。

続きまして中国からの事例発表者のお二人を紹介します。知らない人はいないでしょう。1人目は、武漢太陽の家協同センターのジウ・リブン理事長です。2人目は、広州市黄埔区心安らかな家心安らかな家のソン・ホンソン理事長です。大きな拍手で迎えて下さい。

次に、日本側の事例発表者を紹介します。社会福祉法人武蔵野会リアン文京の山内哲也施設長です。「リアン文京の地域活動ーリアン de つながるプロジェクト」というテーマでご報告いただきます。最後の事例発表者は、一般社団法人異言語 Lab. の菊永ふみ代表でございます。異言語 Lab. の活動についてご紹介下さる予定です。

それでは、イ・ジョンジャ代表の発表から始めましょう。宜しくお願い致します。

3.1 市民の会による虐待被害者保護支援事例集

イ・ジョンジャ(Jeong-ja Lee)

人権と文化芸術研究所代表、元市立西大門聴覚障害者福祉館長

ここ済州島のボランティアの皆さん、たくさん来てください。私の本部は、済州島の南側に位置する西帰浦市の中央路 25-3 番にあります。私の夫とは西帰浦市で出会い、93年に済州島内で結婚しました。

なぜこんなことを言っているかという
と、午前中に武漢大学のチャン・ワンホン教授が話した、ボランティアとしての障がい者、あるいは障がい者とボランティアとの差別的な生計の遮断ということについて、

夫は、教授の言葉と同じような考えを持っているんだなと思ったのです。

ボランティア活動をするときに、障がい者はボランティアだけでカバーされるべきでしょうか？ そうではないと思うんです。だから障がい者のために奉仕をする健常者、また、障がい者当事者が奉仕をするときの奉仕、この2つの側面からアプローチしてみようと思ったんです。

それらの部分が自立とどんな関係があるかという、障がい者がボランティア活動を受けることで自立を促すこともできるし、ろう者の聴覚障がい者がボランティアをすることで、自分がまた自立できるのではないか、ということです。その意味で、韓国のボランティアサービス法



では「ろう」という言葉が使われ、障がい福祉法では聴覚障がいという言葉が使われています。

しかし、ろう者は聴覚障がい者であるがゆえに、障がいという言葉は好まないのです。聾啞という言葉は古い言葉だと思うのですが、韓国では共存しています。啞は話せないし、聾は聞こえないし話せないけど、ろう者のために使われるゴーフアと呼ばれる手話という言語があります。

私たちは、もうろう者じゃない。私たちは手話という言葉を持っている。だから、ろう者という表現をすごく良くしてください。だから、当事者性を踏まえて、私がろう者という言葉はたくさん入れてきたんです。

ろう者がボランティアをするとき、そしてあなたがボランティアをするとき、あなたは、愛していない誰かのためにボランティアをします。それでは、100個やっても、1つ、2つ、3つしかうまくいかないと思います。

まず、自分を愛し、次に他人を大事にするという社会的実践、それを自己実証の観点から整理して、ボランティアの価値と聴覚言語障がい者の自立、コミュニケーションが限られている人々がどのように自己実証できるか、この2つの理由から、私は自己実証とボランティア活動を見ました。

そして午前中に、ソウル大学のチェ・イルソプ教授がほとんどの障がいについてお話してくださったので、聴覚言語障がい者の人たちは、手や足、あるいは筆談、これを通してコミュニケーションをする人たちであり、補聴器を使う人たちとの違いがよくわからないですよ。

それで、耳の補聴器を一度皆さんにお見せする時間にしましたが、その知人の補聴器や人工内耳は、人工内耳と言ってもインプラントというわけではなく、人工蝸牛(インプラント)というものですが、それを使って音を認識し理解するということです。

韓国では2020年12月22日に、韓国語と同じ言語の資格で韓国手話言語法が可決されました。6ヶ月の流行期間を経て2021年2月3日から手話言語法が施行され、2月3日は「手話の日」として制定されています。ろう者がどんな人たちなのかという説明は省略します。

時間的に非常に教育も合力ですし、社会参加の提案もたくさんあります。なぜなら、私たちの社会は今、音声言語中心の社会なので、聞こえないということで、視覚障がいのある人でも見える言語は少数派です。ですから、マイノリティとしてかなり社会的孤立や差別も経験し、社会的インクルージョンの対象から外れていて、それによって政府やNPO、教育機関、家族、友人の皆さんに負担をかけている面があり、その部分について、社会参加を促進するために多くのケアや政策が必要だということを申し上げられると思います。

このような問題を解決するために、私はただこれを書きましたが、理解していただければと思います。ろう者がボランティアをしたり、ろう者のために奉仕をするとき、それは長老の方に仰いましたが、スチュワードシップが必要だということです。だからこそ、言語をお互いに知る必要があるのです。ボランティアは、ろう者が使う言語を知る必要があります、その言語は文化に由来します。

韓国語は韓国文化というところから出てくるので、ろう者が使う文化、そこにある文化、これをお互いに理解するという部分と、もう一方では、いろいろな学びを通してお互いを使えるようになること、奉仕の効果、それを得ることができない部分、ろう者とボランティアとがお互いを理解し、効果的な意思調整や欲求をどのように解決していくのか、こういうことに対する共有された理解が必要です。

ボランティアは、教育も受けなければならないし、訓練も受けなければならないし、ここに

来られた方々もおそらくボランティアをする前に教育を受けたと思います。そして今日この場を、中国はどうか、韓国はどうか、日本はどうか、こういうことについて学習する機会として考えていただければと思います。私たちは教育と訓練を受けなければならない。

事例を見ると、ろう者が一番得意なのは自分たちのような人を助けることです。そのために、ろう者協会とか、ろう者団体とか、こういう社会的な協同作業とか、こういう組織を作り、そこで活動をする、この部分もボランティアです。

ろう者のための教育、授業による教育、話言葉による教育、文章を活用するための教育、こういう部分で、ろう者もうまくやれる部分があります。そして最近では、コミュニティケア、コミュニティベースのリハビリテーションと呼ばれる地域社会中心の活動が多いので、孤立しているのではないのです。その障がい者が住んでいるその場所で奉仕を受けることができ、その近い場所で奉仕できるようにするような、地域社会とともにある必要性という点で多くのことを提唱しました。

ですから、このように考えると、私たちの仕事は清掃活動も含まれます。6月3日は韓国のろう者の日ですが、特にこの日は全国的にろう者の日の行事があります。イベントがあり、昼食を共に食べて、地域社会、ビジネス界、聴覚言語障がい者を迎えに行き、清掃に出かけます。みんなこのように同じベストを着てね。だから今、環境保護活動にも力を入れています。

また、今こうして見るとよく見えないかもしれませんが、私たちろう者の中にイエスがたくさんいます。私がやっているこれは、ろう者でありながらイエス活動をしている方々ですが、その方々が名言を書いたり、歌を書いたり、カリカルチャーなどの地域の活動イベントがあれば、そこに出てブースに参加しながら、そのような活動をしています。自分の持っている特技、才能を使ってボランティア活動をしています。特に、農業や出稼ぎ、日雇い陶芸などたくさんやっています。炊き出しもします。

私たち、ろう者の住む地域では、働き手が不足しています。今、私たちは志願兵を派遣して、彼らを打ち負かしに行くつもりです。でも、ここまでは無理です。なぜなら、飛行機に乗らなければならないし・・・。

柑橘類の要請が来ることがあるんですよ。今はそういうことをしています。私たちろう者は目利きもいいし、味覚が発達しているので、このスライドにもあるようにキムジャン 1+1 のサービスを提供します。

本体が 10kg の白菜を漬けると、箱を 2 つ分けて、1 つは奉仕ろう者 1 人に、もう 1 つは他の高齢者に渡す、それをキムジャン 1+1 といいます。

そのようなキムチサービス地域の中で、ボランティア活動もたくさんされています。大人たちが外出するときに、まだ分からなかったので、1対1でろう者のお年寄りをつけてあげたんです。そうしたら、最初は息苦しくて、ああしろ、こうしろと言われたのですが、後でそれが慣れてきて、彼らも、また一緒に出かけようと言ってくるほどになりました。そういうボランティア活動も行っております。同僚相談ということで、レクチャー等を通して、人同士で相談する部分に多くのことが開発されてきました。

それから、地域の公民館等で、福祉団体がバザーをよくやっていて、ここに来ている方は高齢者の方たちだそうです。でも、その団体がバザーをするときに、ろう者たちが行って商品を買ってくれたり、梱包したり、そういうことを一緒にするんです。まあ、そういう部分もあります。

先ほど基調講演で話がたくさん出ましたが、透明マスクであれば唇を読めるので、透明マス

クを作るボランティアに直接参加したり、スポーツイベントとかそういうのをやるときは保存しに行っています。また、高齢者施設に行つてこのような活動をしています。なぜなら高齢者たちは手が悪いからです。

そのほかにも、実は奉仕したことがたくさんあって、行事の時、こうして出かけて奉仕もしますし、この写真の私の右側、聖職者の先生が、ちょっと難しい国に行つて聖教をする時、物を集めてくれと言われて、ろう者たちが自分の家にあるものを持ってきてくれたり、そういうことも一つの奉仕としてしたことがあります。

そして最も重要なことは、ろうの青少年をベトナムの孤児院に派遣することでした。第1期に24人、第2期に16人、2回に分けて奉仕をしたこともあります。このような時、どうやってそのろう者の友達を選抜したのか、このような内容を少し書いておきました。

真ん中の女性が私です。私は教えるだけでなく、一緒に奉仕をするので、ろう者が自分でできるようにする栄養学にも挑戦しました。この写真はベトナムのバスケットボール台を韓国の施設に渡した時のものです。扇子を使った踊りに行つて、踊ったりしました。

アメリカの事例も調べたのですが、ろう者たちがこのような奉仕をするそうです。とにかく私が思うのは、自立的な奉仕活動のためには、自立や医療に関する教育が、もう少し増えて欲しいということです。

そして、ボランティアの機会を与えなければならないのですが、ほとんどその情報を目にすることはありません。ボランティアの募集、教育、訓練、このようなことをたくさん知らせて参加させたらいいと思います。

今、地域にあるボランティア団体と協力していくことが必要です。一方では、コロナ禍で、もっとオンラインを通じて行つる奉仕の機会、こういう部分もかなり多くの開発が必要です。

年を取つても勉強ができるように、生涯教育の機会とか、そういうものをたくさん取り入れて、貧困とか、こういう部分が世襲されないようにするような機会をもっと与えてほしいと思います。

この絵は、韓国の聴覚言語障がい者が描いた絵です。この方は、夏・秋・冬を鮮やかな色で描いています。お金を寄付してくれる人がいたら、この絵の写真をあげます。有名な画家さんの絵を通して、皆さんがこうやって双方向でちょっとコミュニケーションできるような機会が与えられたらいいなと思います。

ということで15分が過ぎました。とにかく、今回はこの会議で、韓国、日本、中国の皆さんにお会いできてうれしかったです。中国と日本からの韓国へいらした代表団の方々と、有意義な時間を過ごしていただければ幸いです。

(司会)

はい、ありがとうございます。聴覚障害者の自立とボランティア活動についての事例を公表していただきました。

二番目の事例発表は、同じく韓国からになります。済州特別自治道持続可能発展協議会常任議長のコ・テオンでございます。宜しくお願い致します。

Abstract

Independent Living and volunteer activities of the Korean Deaf

Jeong-ja Lee

Human Rights and Arts & Culture Social Cooperatives

The objectives of this case study are as follows:

The first is that deaf people, as minorities who use the visual language of sign language or spoken language in a voice-oriented society, go beyond self-love and gain self-actualization through volunteer activities for others and society as democratic citizens, with the right philosophy and beliefs.

Second, it presents an example of achieving independence from the burden of eliminating social obstacles, communication limitations, and cultural differences as a member of society, beyond the simple restriction of language use.

Furthermore, it can be divided into volunteer work for the deaf and volunteer work for the deaf, and these examples give the following examples.

1. Establishment and operation of Deaf self-help organizations for the Deaf, support for education for the Deaf, peer counselling, etc.
2. Deaf people participate in community activities for non-disabled residents, cultural and artistic activities, climate and environmental protection, Kim Jang dipping, etc.
3. Activities for people with developmental disabilities
4. Volunteering Abroad in Vietnam for the Deaf in Other Countries

Deaf people can expand their volunteer work and get more opportunities, and the following are suggested for self-reliance-oriented volunteer activities.

1. Expand sign language and communication support training
2. Promote the employment of sign language interpreters and mediators
3. Development of programs that promote collaboration with volunteers
4. Providing inclusive career opportunities
5. Developing an Online Service Area
6. Utilize communication tools and technology
7. Supporting adults to recover from their daily lives, such as lifelong education, after missing the right age for language learning

2023韓中日ボランティアフォーラム

聴覚障害者の自立とボランティア活動



인권과 문화·예술 사회적 책임소장
Human rights culture arts

イ・ジョンジャ

交わす話

- はじめ: 聴覚障害者の自立とボランティア
- 聴覚障害者の理解と自立
- 聴覚障害者のためのボランティアと聴覚障害者によるボランティア
- ボランティアとしての教育と訓練
- 活動事例/韓国と海外事例の融合
- まとめ: 自立志向的なボランティア活動のための相互作用と促進方向



1. はじめ: 聴覚言語障害者の自立とボランティア

- 自立の問題
音声中心の社会で手話口語という視覚言語を使う少数者としての
自立生活は単なる言語の使用の制限というよりは
社会的障害, コミュニケーションの限界, 文化的違いを取り除かなければならない負担感
- ボランティアの価値
自己愛(self-love)の上の他人、社会のための民主市民としてのボランティア活動は
正しい哲学と信念の上で実践する時、利他的愛(compassionate love)、
自己実現(self-actualization)の社会の構成員としての役割



2. 聴覚障害者の理解と自立

7. 聴覚障害とは?

- 音が耳から脳に伝わる経路に損傷があり
- 音が聞こえなかったり、どんな音なのか見分けがつかない状態。
- 聴覚障害者の聴力は個人によって異なり、
- 聴力の弱い人は保装具(補聴器フウ)を使用
- 保装具を着用した後も継続的な聴能・言語リハビリを受け聴力を管理
- 農人難聴者言語障害同伴平衡機能障害同伴

❖ 主言語 (第1言語)

수어(手語)	구어(口語)	•필답(筆談)
농문화수 속에서 시각·동작 체계를 바탕으로 생겨난 고유한 형식의 언어	입술의 움직임과 표정, 소리를 조합하여 이해하며 음성 언어로 의미 전달	음성 언어가 아닌 문자 언어로 주고받는 대화

▶ 母語 手話 :

韓國手話言語法(法律第17722号、一部改正2020.12.22 / 施行2020.12.22)

手話言語が国語と同等の資格を持つ固有の言語であることを明らかにし、

手話言語使用者の言語権と生活の質の向上を目的に

2016年2月3日に制定され、2020年12月22日に一部改正され、施行中

○ 耳の構造と補装具



보청기

소리를 모아주거나, 증폭하여 들을 수 있도록 하는 장치



인공와우

귓속 달팽이관에 전극 (인공 달팽이관)을 삽입하여 들을 수 있도록 하는 장치



■ Ⅰ. 聴覚障害者の生活

- **雇用率と経済的困難**: 雇用率が低く、経済的に困難
- **教育的な困難**: 言語的の支援不足で教育分野でも困難。 低学歴、学習水準の差、教育および職業機会の不足、教育および職業選択の機会制限
単純職種への就職、収入の制限につながる生涯全般に悪影響
- **コミュニケーションの難しさ**: コミュニケーションは聴覚障害者の日常における主な困難
手話や代替コミュニケーション方法を用いる割合を考慮すると
意思疎通が複雑で挑戦的な状況。(家族、友人、教師、医療スタッフとの疎通が難しい)
- **社会的参加の制限**: 聴覚障害者は社会的参加から日常的に制約
社会的な集まり、イベント、公共の場でのコミュニケーションの難しさにより、制限的な社会的活動への参加
- **メンタルヘルスの問題**: 社会的孤立、虐待、差別等により精神健康問題
メンタルヘルスサービスが低く、利用率も低く、メンタルヘルスに対する困難



- **社会的な孤立と差別:**社会的に孤立する危険される可能性があり、差別と偏見に直面
社会的支援及び教育が必要
- **社会的な包容促進の脆弱:**社会における疎通の困難により包容と参加の機会が制限される
多様性と包容を増進し、社会的公正性を強化するための考慮が必要
- **安全・緊急時に脆弱:**緊急時に支援し、被害を最小限に抑えるための特別な対応が必要。
アラートシステムと緊急サービスへのアクセスを保証する必要がある
- **福祉給付とサービスへのアクセス制限:**福祉給付とサービスへのアクセスも困難。
サービスの利用率やアクセス性が低いため、日常的な困難。 サービスも利用欲求が低く、情報に脆弱
- ✓ **聴覚障害者の支援は日常生活の質を向上させ、社会的参加を促進するために重要。**
政府、非営利団体、教育機関、家族、友人、隣人などすべての社会構成員が支援し
欲求を満たす包容と寄与が必要



ウ. 自立

- **聴覚障害者の日常生活における独立して生きることができ、社会参加ができるようにすること**
聴覚機能の制限によりコミュニケーションと情報へのアクセスが困難になる可能性があるため、自立の意味と方法を探す
 - 手話言語の駆使:主に使われる言語。手話を学んで身につけることは、コミュニケーションと情報交換が容易にできる方法。
 - 聴覚補助装置の使用:補聴器や人工内耳(インプラント)などを使って音を認識し理解。
 - 教育および職業訓練:教育および職業訓練の機会を提供し、経済的に独立
 - 安全性の確保:視覚・振動刺激を活用して環境の状況を認知し、安全確保
 - 円滑なコミュニケーション:テキストや通訳サービスを通じて聴覚障害者が情報を習得
 - 活発な社会参加:職場、社会活動、文化行事、スポーツなど多様な活動に参加機会を確保
 - 偏見のない認識の存在:社会的認識を高め、聴覚障害者の権利と必要性を理解の増進
 - 情緒的な安定:農家が情緒的に安定して自信を持つことができ、また努力
- このような状況(環境)は、聴覚障害者が自立的に暮らしを楽しみ、社会的参加できるときに自立状態
また、人間的権利を尊重され包容的な社会の構成員になる状況、社会雰囲気



3. 聴覚障害者のためのボランティアの相互作用

聴覚障害者とボランティアの間の相互作用は、相互理解とコミュニケーションの効果的な手段を見つける重要な過程
相互作用は、双方がお互いの欲求を理解し、支援するのに基本(出発)

- **言語およびコミュニケーション方法の合わせ方(聴覚障害者とボランティアの間の第一関門)**
手手語を使う場合、ボランティアは手語または手語通訳能力が必要
その他のコミュニケーションのツールやテクノロジーを使用する場合は、それに合わせてコミュニケーション方法を適用。
- **相互理解と文化理解:**
ボランティアは聴覚障害者(ボランティアを受ける人)の欲求と文化を理解しようと努力。
これは聴覚障害者が経験する独特の経験と日常的な困難を理解することを意味する。
相互理解は信頼と協力を促進し、相互尊重に基づく。
- **コミュニケーションツールおよび仲裁者の使用:**
コミュニケーションを円滑にするために聴覚障害者やボランティアは、コミュニケーションツールや仲裁者を活用することが多い
テキストメッセージ、手話通訳者、通訳アプリ、電子機器などを含む

■ **共同作業およびプロジェクト：**

聴覚障害者とボランティアは、特定のプロジェクトや活動を共同で行うこともある
(例え、学校でボランティアは聴覚障害者の生徒と授業で協力して授業目標を達成できるようにサポート)

■ **必要な支援の提供：**

ボランティアの役割は、聴覚障害者（ボランティアを受ける者）のニーズ解消を支援すること
(情報提供、教育、相談、日常生活支援、緊急時対応など様々な方式)

■ **相互的な学習と発展：**

相互作用は双方に学習の機会を提供。ボランティアは聴覚障害者のニーズ解消に関する知識を向上させ、聴覚障害者はボランティアとの相互作用を通じて言語および技術能力を向上。

- ✓ 聴覚障害者とボランティア間の相互作用は、相互尊重と理解、効果的なコミュニケーションが基盤。
相互作用は欲求を尊重し、社会的包摂を促進する上で重要な役割を果たす

4. ボランティアとしての教育と訓練

聴覚障害者が地域社会のボランティアプログラムに参加するためには、いくつかの力を強化し、考慮しなければならない。
聴覚障害者がボランティア活動を成功的に遂行するために必要な主な力量と考慮すべき事項

■ **手話言語およびコミュニケーションスキルの強化：**

手語を上手に使うって理解できなければならない

非手語コミュニケーション技術（ライティング、メモ、テキストメッセージなど）を使用して
他人と効果的に疎通できなければならない。電子通訳機Bluetoothヘッドセット

自信と肯定的な態度を持って共感と理解、ボランティア活動を遂行することが重要である。

肯定的な態度を維持し、他のボランティアと協力して問題を解決できる能力を育てなければならない。
必要なサポートを受けられるネットワーキングの維持

ボランティア活動の理解：ボランティアとしての役割と責任を理解し、

ボランティア活動の目的と価値を理解しなければならない。

5. 活動の事例

- **聴覚障害者の自助~ボランティア団体の設立及び運営：**聴覚障害者は、地域社会で自分たちのニーズと自分を最もよく理解し、彼らを支援するための団体を設立・運営。(教育プログラム、自立訓練、相談サービス、就職支援など、様々なプログラムを提供。)。また、聴覚障害者のための社会的行事およびキャンペーンを通じて権利と認識改善を促進し社会的認識を高める役割

- 聴覚障害者の組織の役員会員として活動。リーダーの役割をしたり団体の活動を支援

- **聴覚障害者のための教育支援：**聴覚障害者は、地域の学校や教育機関で教育環境を改善し、聴覚障害者の学生を支援する役割。手語通訳士や教育専門家と協力して学校で手語教育を提供し、自分の経験を共有し、教育環境を聴覚障害者によりアクセスできるようにするための取り組み

- **地域社会のイベントと活動参加：**地域社会の様々なイベントと活動にボランティアとして参加。
(地域祭り、公共講演、障害認識キャンペーンなど様々なイベントに手話通訳者やコミュニケーション支援者として参加し、聴覚障害者と健常者間の相互理解と協力を促進する。 地域社会の包容性と多様性の増進に寄与)

- ✓ このような事例は、聴覚障害者が地域社会でボランティアを通じて**多様な方式で寄与し**社会的に包容できることを拡散。地域社会の多様性と包容性(tolerance)を増進させ、すべての構成員が協力してより包容的で公正な社会を作っていく上で重要な役割を果たす

韓国社会が目指す**地域社会包括的(conclusion)障害者福祉**を能動的に実践する方法

- 手話通訳ボランティア:手話を使うので、様々な行事や講義で手話通訳者として活動し、被害者とのコミュニケーションを円滑にサポート
- 聴覚障害者のための相談ボランティア:聴覚障害者カウンセラーは聴覚障害者に情緒的支援を提供し、必要な場合は相談を通じて問題解決を支援
- 施設アクセシビリティ改善ボランティア:聴覚障害者は施設アクセシビリティを改善し、障害者の移動を容易にすることに貢献。これにより、公共の場所や交通手段へのアクセスを向上させる。
- 文化および芸術の活動:聴覚障害者は文化および芸術活動に参加し、自分の芸術作品を展示したり、公演を通じて芸術の楽しさを分かち合う。文化教育およびワークショップ参加の知識と技術共有
郷土文化活動:美術作品、音楽、舞踊、衣類などを通じて地域の郷土文化を保存・広報するボランティア活動
- 農産物の分かち合い:農業生産物を収穫し、これを必要な家庭や機関に配る分かち合い活動
- 障害者の支援:聴覚障害ボランティアは、肢体および身体的障害者を助けるボランティア活動を通じて社会統合を支援
- 社会福祉の活動:高齢者や貧しい家庭のためのボランティアとして社会福祉サービスを提供。

- 気候環境保護、自然保護キャンペーン:地域周辺の公園、川辺、山岳地域などを整理・整備する環境保護ボランティア活動に参加/特に6-3聴覚障害者の日を全国的に
- 教育支援:聴覚障害者ボランティアは、地域の聾啞者協会や福祉館における高齢者、児童の学業支援及びプログラム支援の活動



文化活動の従事者(画家舞踊家など)文化および芸術活動:美術展示会、公演、伝統音楽および舞踊活動を主催し、訪問して公演

農村の働き手を助けるため、農人グループまたは他の地域住民とともに不定期に地域を訪問したり、イベントを主催する

- キムジャン 1+1
- 外出プログラムの企画と補助スタッフ
- 同僚相談

오늘만큼, 한걸음
 ※ 농민 자원봉사자 모임 ※
오늘만큼, 한걸음
 거주지역 장애인복지센터(장애인복지관)를 통해 지역 사회봉사 활동을 하고, 농민 자원봉사자를 모집하고 있습니다.
 ※ 모집 내용 ※
 모집기간 2023. 03. 17 (금) ~ 04. 03 (월)
 모집대상 복지관 이용 청각장애인 5명





聴覚障害者の青少年のベトナムのろう校教育-勤労ボランティア



ボランティア選抜と事前教育、実行、評価

○ 選抜基準; 1期 24名、2期16名

- 1) 書類審査: 参加志願書の様式による自己紹介、志願動機、保護者の同意有無などを考慮
- 2) 面接審査: 志望動機、団体活動参加の積極性および誠実性、人性および意思伝達能力などを総合的に考慮

오리엔테이션	- 5月13日(土)13:00-17:00 - 市立西大門聴覚障害者福祉館地下1階
事前教育	- 第1期: 6月~7月の計4回 - 第2期: 9月~10月 計4回 * 第2、第4土曜日に行われる予定であり、事情により変更される場合がある。

ベトナムは、社会主義の国家なので、公共福祉に対するマインドは韓国より進んだ国ですが、韓国や他の先進国に比べて教育、施設、インフラ面で格差があり、劣悪な環境の中で生きていく子供たちがまだ多いようです。

グループ別の韓国伝統文化の下で連携したものづくりプログラムの構成組長と組員が練習、資料購入、児童たちに教育し、一緒に作る



現地ボランティア: 努力(勤労)ボランティア、韓国料理作り、垣根ペインティング、後援物品の伝達

- 1) 韓国料理のパジョンピ、ピンバを作って給食を提供し、韓国をPRする努力
- 2) 努力ボランティア(苔除去及びペインティング作業: 学校の塀、階段の手すり壁)
- 3) バスケットボール台設置、ビームプロジェクターと農頭台伝達式
- 4) 感想を交わす: 私は今までペンキを塗ったことがありません…



アメリカの事例

様々な分野でボランティア活動を通じて地域社会に貢献

- **インディアン予備隊(Indian Reserves):**ボランティア活動を組織化し、軍事的役割を遂行する団体会員は、独自の文化と伝統を保存しながら、ボランティアを通じて自分たちの地域社会と国家を支援し、保護(自然災害時に救助および救護作業に参加したり、文化的行事および教育活動を主催するなどの役割)
- **インディアンヘルスサービス(Indian Health Service-IHS):**IHSは、米国内の聾啞である地域社会に健康サービスを提供する連邦機関の一つ。多くの米国の聾啞者がIHSでボランティア活動を行い、医療および保健分野で患者支援、予防および教育プログラムを運営し、健康問題に対する認識を高めること
- **文化保存および教育プログラム:**自分たちの文化と伝統を保存し、次の世代に伝えるためにボランティア活動を行うプログラムを主催または参加。このようなプログラムは言語教育、工芸作業、文化行事、歴史教育および遺跡地の維持を含むこともある。農業従事者は文化遺産の保護と共有に貢献

6. まとめ: 自立志向のボランティア活動のための考え方

聴覚障害者がボランティアを拡大し、より多くの機会を得られるようにするための方策
社会的に貢献できる機会を増やし、より包容的で公正な社会を作るための働き

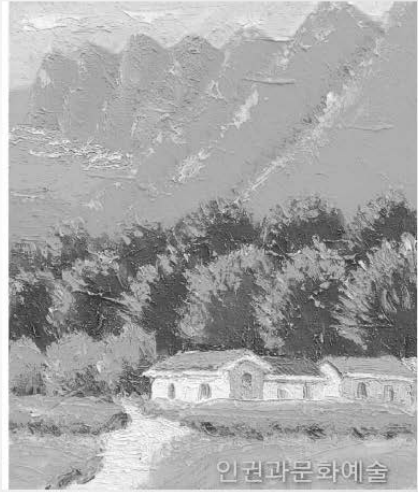
- **手話およびコミュニケーション支援教育の拡大:**聴覚障害者への手話およびコミュニケーション支援能力を強化する教育プログラムを拡大。これにより、ボランティア活動で円滑なコミュニケーションが可能になります
- **ボランティア教育および訓練:**ボランティアに聴覚障害者を支援する方法と手話やコミュニケーションツールを活用する方法についての教育および訓練を提供。これを通じてボランティアたちが誇りと相互作用し助けになる。
- **手話通訳者および仲裁者雇用促進:**公共および社会機関、学校、病院などで手話通訳者や仲裁者を雇用し拡大する努力をしなければならない。これにより聴覚障害者とのコミュニケーションがより円滑に行われる。
- **ボランティアとの協力:**地域団体、ボランティア団体、学校、企業等は、農家とボランティアとの協力を促進するプログラムを開発 拡大。これによりボランティアの機会をさらに増加の要因

- **包容的なボランティア機会の提供:**ボランティア活動を提供する団体と機関は聴覚障害者を含み包容する政策を採択。聴覚障害者がさまざまなボランティアの機会に参加できるように努力
- **オンラインボランティアの機会提供:**オンラインプラットフォームを活用して聴覚障害者にボランティアの機会を提供することも重要。これを通じて地域の制約なしに多様な分野でボランティアできる機会を拡大期待
- **コミュニケーションツールおよびテクノロジーの活用:**コミュニケーションをサポートするために、聴覚障害者とボランティアの両方に新しいコミュニケーションツールおよびテクノロジーを活用する方法を教育および普及




- 自分の言語で教育を受ける権利の機会、音声中心の少数言語手話、単純化された思考の構造
- 教育適齢期を逃した後、成人の生活、開発しようとする意志と限界、言語疎通の社会との断絶不通、低学歴単純職業子女養育の限界、自分の自立と子供まで続く公平でない子供の自立、貧困の世襲

- 思いを添える
 - 聴覚障害者のためのボランティア、聴覚障害者と聴覚障害者の文化の理解
水と油関係の中で二元化された奉仕より吸収される
雰囲気での十分滞らすボランティアが必要
 - 聴覚障害者のボランティアに対する魅力促進と力量を育てるため聴覚障害者の文化理解が優先課題
 - 聴覚障害者のためのボランティア:ろう (ngo) 組織の役員ボランティア
無報酬時代、福祉財政が脆弱だった時期、
現在は多くの有給化ボランティアのシナジー効果
・ 宗教機関での奉仕
- 聴覚障害者(社会)の方向のボランティア



メモ

ありがとうございます ° 

3.2 市民社会組織による子育て支援～保護終了児の自立に向けたくビビル アンダック>の役割～

コ・テオン(Tae-eon Koh)

済州特別自治道持続可能発展協議会常任議長

元済州島ボランティアセンター長、元ハンマウム奉仕団創業者

はい、初めまして。済州特別自治道持続可能発展協議会で議長をしているコ・テオンです。少し眠い時間帯ではありますが、できるだけ早く発表を終えるようにいたします。

改めまして、中国と日本の代表者の皆さま、お集まりいただきありがとうございます。そして韓国の専門家の方々に感謝いたします。

そして今朝ほどの基調講演で、この話題に光を当てて下さったチェ・イルソプ教授は、社会福祉の面で非常に優れた研究をされている先生です。今日は一緒にご参加下さってありがとうございますと言いたいです。特に、今回ご参加下さっている済州大学のキム・ソンジュン教授は、済州フォーラムの代表を務めていますが、中央の教会長も務めていて、あらゆる主要な会議にご参加下さっています。今回このフォーラムにご参加下さったキム・ソンジュン教授、そして済州道の地元団体の方々に感謝します。

それでは、まず事例発表資料として冊子を参考にいただき、発表資料の導入背景について説明をさせていただきます。私はイ・ジョンザ代表と 80 年代に障がい者関連のボランティア活動を始め、済州道内では初めてボランティアセンターを創立して 35 年以上経ちました。

私たちが活動をしていると、障がい者たちは、環境の悪条件に多くを支配されていました。なぜなら、当時は移動手段がなかったからです。バスとかそういうものが全くなかったからです。

私が最初に提案したのが、全国の障がい者を、重度障がい者を連れて、韓国では一番高い漢拏山(1,947m)を、3泊4日かけて36人を登頂させることでした。

当時は非常に難しい時期でしたが、それがマスコミや放送を通じて報道されるようになり、済州道の障がい者はもとより、本土の障がい者にとっても済州道の魅力に駆られ、行ってみたい、見たいと思う志願者、障がい者が増えました。

あまりに多くて、対応が難しくなったので、私たちが手助けをしたんです。それで、私が 2000 年に済州市ボランティアセンターに中間管理者として行き、そこで一緒に障がい者が済州に来た時に手助けをしました。なぜなら、私たちの集落の障がい者の方々と話したのですが、本土から飛行機で来ると費用がかさむのですが、先に障がい者であると申し出れば費用が安くなります。また、ボランティアを現地で調達できる方法がないかと考えて、障がい者観光ヘルパーセンターを立ち上げました。今は障がい者だけで来て、ボランティアが直接サポートする。移動等を含め、今のところ何の不自由もなく対応できています。



約2万人のボランティアに参加していただきまして、サービスを受けていた6万人以上の障がい者さんに、どのようにこのような便宜を図ったのかをお伝えしたいと思います。

ここに書いてあるように、私たちの濟州観光ユニバースデザイン導入支援事例について、その過程をいつかお見せします。

2005年6月に濟州観光ヘルパーセンター開所以来、濟州を訪れる障がい者とか、路上生活者に対し、私たちのボランティアを通して支援をしてきました。ここに書いてあるのが基本的な情報です。全国的にこのようなサービス要請が、日増しに増えているという話をさせていただきます。また、そのようなきっかけで、私どもは2005年に全国ボランティア大祝祭で銅賞を受賞しました。

この運営の方法は、障がい者から利便性を歓迎され、障がい者の外出機会の拡大について、非常に拡張性を持っています。

それから、私たち障がい者が観光地に行くと、施設があまりにももったいないのです。行政や政府は、公式のルートを通じて権限を行使し、是正し、問題を提起することで、これらの分野で多くの改善を行ったと思います。

2014年12月に造形をつくるということでMibis Design Jorayに資金支援を行ったのですが、その造形が社会一般に快適な環境を与えているという調査結果が出ています。この造形は、図面など中身を見ると、製造業に従事するすべての人が環境について考え、快適に暮らせるようにすることを目的につくられたということです。

そして、誰もが便利に使える商品・建築・環境・サービス商品を安全・快適に活用できるようなデザイン、そういうデザイン設計の機会をもっている方は、ユニバーサルデザインを参考にしてください。

このようなプロジェクトと政策をきっかけに、濟州市のすぐ近くにシンサン公園がありますが、そこは産業団地社会で便利性という視線が全くない状態でした。そのため、自治体に協力を要請し、トイレや道路などを住民たちが快適に移動できる移動空間を作ったのです。

それから、観光ヘルパーセンターの波及効果を見ると、全国で初めて国際ユニバースデザインエキスポを濟州道で2019年に初めて開催しました。

濟州道としては、このユニバーサルデザインを2008年度に導入することを決定。自治体では、非常に早い段階に、濟州市が初めてこのユニバーサルデザインを推進したのです。しかし、2020年度、2021年度はコロナが原因でユニバーサルデザインを推進できなかったのですが、昨年(2022年)のイベントは極めて国際的で、しかも自力で行ったという話です。

次に、3つ目の波及効果は、観光弱者のアクセスの案内センターを開設したことです。これは、社会的弱者とか、職人とか、観光客が濟州を訪問した時、政府のアクセシビリティに関連する施策が脆弱だったので、眼帯センターを改修して、今では、すべてのホテル、観光地、公共施設などを案内して、その方々が、濟州で快適に、迅速に旅程を消化できるようにしています。

次は波及効果の4番目ですが、濟州特別自治道で、観光弱者がアクセス面の利便性向上など観光環境に関する条例を2013年5月に制定しました。この条例を制定しても、ここ濟州道を訪れる観光客や社会的弱者を受け入れるインフラ基盤がないのも事実です。従って、地方自治体がやるべき課題は山積しておりますが、現在積極的に取り組んでいるところだと思います。

それで、濟州道の福祉水準の評価は、4年連続で上がっております。それだけ一生懸命、自治体や私たち福祉団体等が一生懸命努力しているということです。そして今、障がい者のため

の観光対策の一環で、旅行同伴者活動が広がっており、済州道特別自治道でも導入が始まっています。

済州道は観光地なので、済州市も旅行同伴者活動プログラムを導入し、必ずしも観光地という側面だけではなく、非常に速い速度で拡張性のある地域社会になっていっています。このプログラムを運営している自治体や団体が国内で増えているのが現状です。

さて最後に、基本的なことですが、全国各地にある福祉センターや組織は、今、需要は非常に増えていますが、供給の面で追いついておらず、現在、その需要と供給のバランスの調整を行っているところです。

それから、先ほども少しご説明しましたように、済州道は観光に必要な基本的なインフラの整備に取り組んでいるといますが、フェリーなどの交通インフラを含め、様々なインフラを自治体と積極的に連携して改善していきたいと思います。

最後に申し上げておきたいのは、鉱山の専門家は必ずしも建設作業員ではないということです。鉱山の専門家が建設会社に来た際に、通訳部局を立ち上げて、採掘などについてきちんと準備をして、現在まで事業を推進してきました。

早口で発表しました。10分以上経ったかどうか分かりません。時間的に余裕を持って話すのは難しいですね。以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。次は、中国のお二人の方の発表になります。はじめに武漢太陽の家協同センターのチョウ・リポン理事長の発表となりますが、障がいがあるため座って発表をさせていただきます。

障害者自立支援を
ためのボランティア活動

障害者の濟州観光ユニバーサル デザインの導入 支援事例

コ・テオン
前濟州特別自治道ボランティアセンター長

1

1. 障害者の濟州観光ヘルパーセンターの運営

運営の事例

濟州を訪れる障害者にボランティアの観光ヘルパーを支援します



2

1. 障害者の濟州観光ヘルパーセンターの運営

活動
写真



3

1. 障害者の濟州観光ヘルパーセンターの運営

2005年全国ボランティア大祝祭の銅賞受賞

1. 障害者の濟州観光の便宜提供
2. 障害者の外出機会の拡大
3. 観光地の便宜施設の拡充に寄与
4. 観光案内の専門ボランティアの育成

4

2. 観光ヘルパーセンターの波及効果 - 1

UD(Universal Design) 条例制定寄与

すべての人々が普遍的な環境の中で安全で快適に暮らせる社会づくり

第1条(目的) この条例は、濟州特別自治道ユニバーサルデザイン導入に対する基本的な理念と必要な事項および道民、事業者、そして濟州特別自治道知事の役割を規定し、道民をはじめとする濟州に滞在するすべての人々が普遍的な環境の中で安全で快適に生きていける社会を作ることを目的とする。

第2条(定義) この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体能力、国籍等にかかわらず、すべての人が便利に製品、建築、環境、サービス等をより安全かつ快適に利用できるデザインをいう。

濟州特別自治道条例 第1245号, 2014.12.31.

5

ユニバーサルデザイン とはなのか°

“ユニバーサルデザイン”とは

年齢、性別、身体能力、国籍などに関係なく、すべての人が便利に製品、建築、環境、サービスなどをより安全かつ快適に利用できるデザイン。

6



シンサン公園第2トイレ

周辺に住居施設と商業施設が多く、利用が頻繁なところで、車椅子利用者および高齢者のための傾斜路と幼児用洗面台の設置、老朽化した既存トイレの外部の環境改善などが行われた。道民と観光客がよく訪れる塔洞広場は、誰もが簡単に利用できるように昨年に続き、傾斜路を追加設置し、移動弱者の安全性と便宜性を増進させた。



シンサン公園歩行者席

シンサン公園とタップドン広場は、遊歩道の歩行憩いの場と傾斜路を追加設置し、公園と広場の安全性と利便性を確保する計画である。

2. 観光ヘルパーセンターの波及効果- 2

済州国際ユニバーサルデザインエキスポ

自治体初の「済州国際ユニバーサルデザインエキスポ」が13日に開幕



이어서 조직위원회들 소개 올리도록 하겠습니다. 제주특별자치도 자원봉사센터장님이십니다.

組織委員参加
〈済州国際ユニバーサルデザインエキスポ〉
開催

ユニバーサルデザイン適用バス(自動フリップ型リフト設置) UD体験ゾーン

2. 観光ヘルパーセンターの波及効果- 3

済州特別自治道 観光弱者アクセスの案内センターの開設に貢献

[여행코디란?]

관광약자의 여행 기획 단계에서의 어려움을 해소하기 위해 여행코디 서비스를 진행하고 있습니다.



관광약자 당사자의 맞춤형 여행일정 제공 서비스

1. 제주여행을 계획하고 있는데 접근 가능한 관광지, 음식점, 숙박지 등 정보가 부족한 분
2. 정보는 알고 있지만, 여행 등산 계획이 어려운 분
3. 기관 등 단계로 제주여행을 계획하고 있는 분
4. 관광지에서 당사자에 가족, 친구 등 모두



[관광약자접근성안내센터]

관광약자의 원활한 제주 여행을 위해 함께 동참합니다.



觀光弱者の観光享有権の確保とアクセス可能な観光産業の発展に寄与する。



すべての人のためにアクセスできる観光のメッカ、
済州特別自治道

2. 観光ヘルパーセンターの波及効果- 4

濟州特別自治道

観光弱者の接近可能な観光環境の造成条例

第1条(目的) この条例は濟州特別自治道の観光弱者のための接近可能な観光環境を造成するために必要な事項を定め、観光弱者の移動権と接近権を保障することで観光享有権の拡大と福祉観光活性化に寄与することを目的とする。

第2条(定義)「福祉観光」とは、観光弱者の観光環境改善と観光機会を拡大することにより、観光基本権の保障とその実践方案を用意するなど、観光福祉の実現をいう。

濟州特別自治道条例 第1033号, 2013. 5. 15.

10

2. 観光ヘルパーセンターの波及効果- 5

皆のための観光拡大の事例

旅行同伴者(Travel Helper) 活動

健常者旅行の専門家と共に作る旅



11

障害者の自立支援のためのボランティア活動

今後の計画

01

全国のネットワーク
全国の各地域福祉館、団体、
広報及びネットワーク構築

02

道内協力拡大
道内の観光関連の後援拡大
アクティブなプログラムの拡大

03

ボランティアの育成
観光関連ボランティアの
育成及び教育



12

参考1. 障害者の自立支援センターの現状





権益擁護





自立生活
体験ホーム



同僚相談



情報の提供



自立生活
技術支援

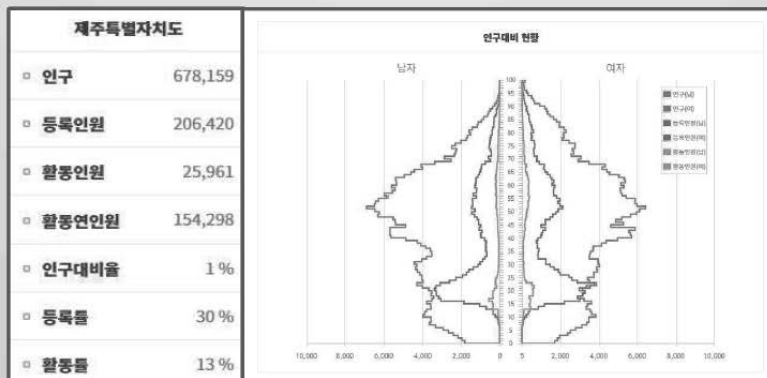


補装具賃貸

'普遍的生活の実現' その始まりは自立生活

参考2. ボランティアの現状

濟州特別自治道のボランティアの現況(2022年 基準)



ご清聴ありがとうございました



障害者自立支援を
ための
ボランティア活動
濟州島が
一緒にします。

3.3 創立以来の使命に忠実であり続ける-障害者相互扶助組織の利点の活用

ジウ・リブン(Zhou Lifeng)

武漢太陽の家協同センター理事長

親愛なる同僚の皆様、こんにちは。私は中国のボランティアの街、抗日の街、そして英雄の街、武漢から来ました。私の話を聞いていただきありがとうございます。

武漢太陽の家協同センターは、2007年に設立され、2014年に正式に障がい者支援の社会組織として登録されました。武漢市障がい者連合会を経営指導単位とし、武漢市民政局が直接登録・管理し、主に障がい者の友人のための共済サービスを組織しています。



設立以来9年間、当センターは武漢市を拠点に、「障がい者隣人のケアプロジェクト」、「慰問活動プロジェクト」、「愛の基金チャリティスーパーマーケットプロジェクト」、「貧困障がい者の家庭のためのボランティアプログラム」など、多様な障がい者支援プログラムを実施し、数百の様々なサービスを数万人の障がい者に提供してきました。

私たちの特徴的な活動は、「愛のご飯、愛の油」慰問活動プロジェクトといった共同チャリティ事業などがあり、8年連続で3,000軒以上の障がい者家族を訪問、武漢の貧困障がい者の家庭に米と油を渡しています。また、太陽の家旅行活動も何度か実施しており、これまでに障がい者と一緒に張家界、普陀山、千島湖などに旅行しました。

2015年、保護労働サービスモデルを探求するために「保護手工芸品リスト」の確立が開始され、障がい者連盟やあらゆるレベルの関連政府部門の注目を集め、障がいを持つ友人からの支援も集まりました。中国障がい者連合会は、重度障がい者の友人の雇用と貧困緩和を現実的に解決できるモデルを全国的なモデルとして推進しています。

2019年、私たちは障がい者支援団体の発展ニーズに基づいて、障がい者支援団体のサービス能力の向上を支援するために、湖北省の障がい者ソーシャルワーカー向けの専門的な一連の研修を開始しました。武漢が伝染病流行の真っ只中にあった2021年、生活困難を解決するために、障がい者のための相互扶助サービスを組織しました。3ヶ月の間に、3,000以上の相互扶助サービスが組織され、2,000以上の世帯に生活必需品が支給されました。

相互扶助は、障がい者の実生活においては自然なことです。さまざまな身体的な理由から、障がい者は自然とグループを作り、生活のさまざまな困難を解決するために助け合います。これは、人生のさまざまな困難を解決するのに役立ちます。私たちの組織の原点はここにあり、参加すること、分かち合うこと、他者が自らを助けられるようにすること、が私たちの目的です。

2008年、私たちは障がい者のための相互扶助サービスを組織しました。生活上の困難を解決するために、私たちは、軽度障がいの人たちと重度障がいの人たちへの支援を求める呼びかけを行いました。この取り組みは、障がい者の友人たちから幅広い反響を呼び、政府からも注目

と支持を得ました。

その後まもなく、武漢市政府は、軽度の障がい者が重度の障がいを持つ友人に家事サービスを提供する障がい者用家事代行サービスを導入しました。このようなサービスは、重度障がい者の生活支援に対するニーズを満たすだけでなく、一部の軽度障がい者の雇用問題も解決することになります。

政府の関与と支援を受け、私たちは障がい者のための相互扶助活動を実施し、自分たちを頼って生活上の困難を解決するように促しました。

2014年、私たちは政府に認可され、武漢太陽の家協同センターとして正式に登録されました。

2015年、「すべての人々が豊かな社会を目指して」という党と政府の呼びかけに応え、協働センターは長年の互助事業の経験をもとに、手工芸品工房を開設しました。この工房のスタッフは全員が障がい者ですが、私たちは彼らを支援し補助的な作業を行うことで、特殊な労働環境の中ですが、適切な保護のもとで、限られた作業能力を発揮できるようにし、それに応じて報われることができるようにしています。

作業工程において、彼らはまず自分の能力の範囲内で自分の仕事に責任を持ち、次に互いに助け合いながら、統合された方法で生産プロセスを完結させます。約3ヶ月の研修と練習を経て、デザイン、カット、仕立てなどすべての制作工程を自主的にこなせる体制を整えます。

すべての制作工程を1年余りで開発する過程で、20人余りの障がい者が保護労働に参加し、加工の生産額は10万元を超えました。

手芸工房では装飾的な花を作っています。作品は一本ですが、工房が多いため、中高年の障がい者にとっては安定していて地に足がついています。なぜなら、健常者と同じように毎日外出できる仕事であり、労働の対価を得る以外に、社会生活に参加したり、努力することで達成感や誇りを得ることができ、貧困から脱却して豊かになることができるため、家族に頼ることによる劣等感が自然と解消されるからです。

2017年、手工芸工房プロジェクトは、長江ニューマイルプロジェクトから資金援助を受け、発展を続けました。2019年、障がい者連盟は、手工芸工房で現地ワーキングミーティングを開催し、それを全国普及モデルに指定しました。

党と政府、各レベルの障がい者連盟の多大な関心と支持とともに、さまざまな支援政策が導入され、会場や支援金に支えられ、保護労働などの支援付き雇用機関が中国全土で開花しました。

人生における些細なことの多くは、あなたにとっては簡単なことかもしれませんが、他の人、特に障がい者の方々にとっては、非常に難しいことかもしれません。

私たちみんなが手を挙げて、周りの人を助けてあげられるといいですね。助け合いの花がいつも、どこでも咲きますように。ご清聴ありがとうございました。

(司会)

武漢太陽の家協同センターのチョウ・リポン理事長による発表でした。ありがとうございました。次は、広州市黄埔区心安らかな家のソン・ホンソン理事長から、「心安らかな家」における障がい者児童サービスの取り組みと事業展開というテーマで発表いただきます。宜しく願い致します。

Stay true to our founding mission- Leveraging the Advantages of Mutual Aid Organizations for Disabled Persons

Zhou Lifeng

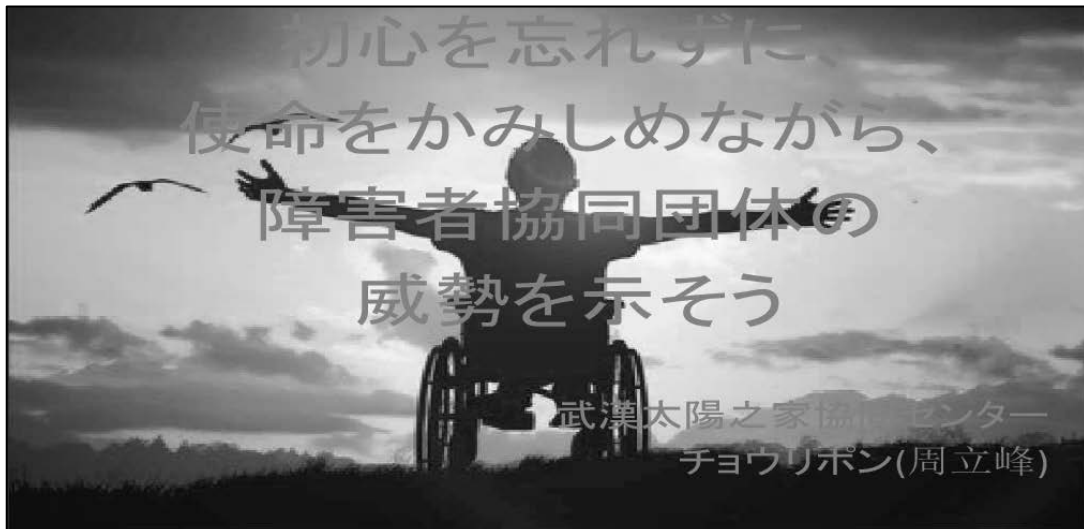
President, Wuhan Sun Family Mutual Aid Center

Wuhan Sun Family of Mutual Assistance Center was established in 2007 and officially registered as a social organization for people with disabilities in 2014. It is dedicated to organizing people with disabilities to carry out mutual assistance services. It is registered and managed directly by the Wuhan Disabled Persons Federation as the organization in charge of operations. It has been 9 years since its inception, Wuhan Sun Family of Mutual Assistance Center has implemented the top ten public welfare projects in Wuhan, social organization demonstration projects, government purchase service projects, Hubei Province Yangtze River New Mileage Project, Yangguang Home Purchase Project, Wuhan Anti Epidemic Project, and other projects. It has carried out over a hundred types of services and served tens of thousands of people with disabilities.

Wuhan Sun Family of Mutual Assistance Center has landmark projects, including “Loving Rice, Loving Oil Consolation Activity”, which has been jointly organized by the loving enterprises for 8 consecutive years and has visited over 3,000 disabled families. The “Sunshine Travel Activity for Disabled Persons” has organized multiple trips for disabled people, covering Zhangjiajie, Putuo Mountain, Qiandao Lake and other places.

Participating in sharing, helping others and self-helping is the purpose of our organization. Our organization calls for people with mild disabilities to help people with severe disabilities, which has received widespread response from disabled friends and government departments’ attention and support. Shortly after, the Wuhan Municipal Government introduced the purchase of household services for people with disabilities, purchasing services from people with mild disabilities to provide household services for those with severe disabilities.

In 2015, we established a Sheltered Handicraft Workshop based on years of mutual assistance service experience. In 2017, the Sheltered Handicraft Workshop project received funding support from the Yangtze River New Mileage Project for its sustainable development. In 2019, the China Disabled Persons’ Federation held an on-site work conference at the Sheltered Handicraft Workshop, which was designated as a national model for promotion. With the high attention and support of the Communist Party of China, government departments, and various levels of disabled persons’ federations, various supportive policies were introduced. With the support of venues and funds, auxiliary employment institutions such as Sheltered Labor have already blossomed throughout China.



組織の構成

武漢太陽之家協同センターは、障害者が自発的に結成した協同性社会ボランティア団体である。

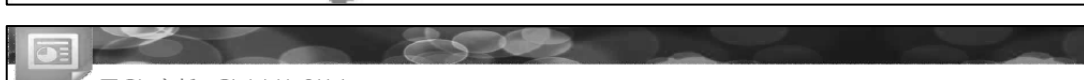
統合社会の信用コード524201003034002989は、武漢市民政府が直接登録して管理する。

武漢太陽之家協同センターは、主に武漢市における各地域の障害者が自然に結成した団体であり、60人余りで構成されている。また、センター理事会は、理事長、副理事長、理事3人で構成されている。

監査会は、監査状、監査2人で構成されている。

センターは、事務室、団体広報チーム、社会ボランティアチームで構成されている。

センター職員は、皆障害者ボランティアで構成されており、皆献身的な気持ちでセンターの業務をしていく。



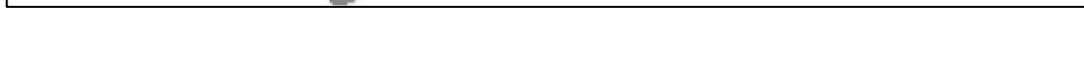
宗旨(宗旨)와 봉사 이념

分かち合いと助けに参加する

武漢太陽之家センターは、障害者の友人たちが各分野における多様な活動ができるよう案内し、数年間多様な障害支援プログラムを設計してきた。

私たちのサービスを通じて政府が障害者の要求に関心を持ち、政府の支援を通じて彼らの要求を実現できるようにし、社会的に障害者ボランティアサービス参加を誘導することを希望する。

私たちの障害者の兄弟姉妹が社会によく溶け込み、より良い生活を送れるように支援します。2011年の機関設立の準備総会で、チョウリポン理事長が演説したように、「障害者を支援する多くの事業における私たちは成功するその日を見ることはできないかもしれません。しかし、私たちはすでに始めており、行きたいだけ行けると信じています！皆がこの小さな一歩を踏み出すことができれば、私たちの社会はより大きな一歩で戻ってくるでしょう。」





機関の起源

2008年武漢市で最初の障害協同団体が設立された。

2011年に30人余りの障害者代表が会議を開き、武漢太陽之家協同センターの設立を開催し、公式的に民政部に該当の団体設立を申請した。

2014年、私たちは武漢太陽之家協同センターの正式登録を承認されました。



機会と発展

武漢太陽之家協同センターが設立されて以降は、資金不足、管理不安定の弱点がありました。センター理事長のチョウリボンは、機関運営とサービス発展を保障するために自主資金を支出し、武漢市の民政府は、これを重要と思い多くの支持をしてくれました。武漢の草創期の団体模範になることによる、毎年30個の政府の購買プロジェクトで機関購買を受けており、チャン局長は「私たちがあなたたちを支援し、あなたたちがどのような方法と活動で障害者の友人たちの実際的な社会的問題を解決していくのかを見ることができるとを願う」と話しました。

機関の発展において、私たちは湖北省(Hubei)障害連盟事務所に特別な感謝を表します。2015年には、私たちの省障害連盟の支持を得て、長江の新しい目標である「障害者隣人のケアプロジェクト」の受注を得ました。近隣のプロジェクトは、他のプロジェクトとは異なり、組織の育成と力量強化により重点を置いています。近隣プロジェクトを実行する最初の2年間、私たちは機関組織の規範を設立し、プロジェクトの実行能力を向上させ、プロジェクトの設計に参加して措置を取り、何度も中国障害者連合の指導者と多様な専門家が私たちのプロジェクトの施行と組織建設および財務管理の面で多様な指導をしてくれました。私たちの機関が発展できるようにたくさんの助けをくださいました。



機会と発展

おかげで私たちの組織は、初期に一定の能力を持った社会ボランティア機関に発展しました。

当機関は公式に登録されてから8年ぶりに多様なプロジェクトを実施し、多くの榮譽を得て、各級の政府と購買者からも多くの認定を受けました。特に全国各地の障害者の友人たちに歓迎されました。そして武漢太陽之家協同センターは、障害者の友人たちのために実質的な仕事をしていると確信してくれて、これがまさに私たちの機関に対する最も大きな激励と拍車をかける言葉です。





→ KEYWORD

特別なキャンペーン

「愛のご飯、愛の油」慰問活動プロジェクト

貧しい家庭を助け、彼らに温情を分かち合うために、私たちは「愛の米、愛の油」の慰問活動を行いました。この活動は2013年度から始まり、すでに8年間行われてきました。毎年新年を迎えるたびに、私たちは武漢の貧困障害者の家庭に米と油を渡しています。8年間、私たちは武漢の3千余世帯の障害者の友人たちに愛を送ってきましたが、このような活動が彼らの困難を解決するのに実質的な助けにはなりません、このような温情の手が彼らにより良い人生を送っていただけるという希望を与えました。

ボランティア資金と物品は大部分に社会団体から出てきて、暖かい心を持った人々と企業が私たちに大きな支援をしてくれました。現在、「竜王マート」が毎年物質的な支援を行っており、今後も拡大していきます



→ KEYWORD

特別なキャンペーン

愛の基金チャリティースーパーマーケットプロジェクト

2011年から私たちは湖北(Hubei)経済テレビ番組と連携して武漢の貧困団体のための全日制的慈善ボランティアスーパーマーケットを開く準備を共にしてきました。

2015年、私たちはついに困難を克服し、全日制チャリティースーパーマーケットを開きました。スーパーマーケットを運営する年以上の間、私たちは多くの人々から1万個以上の物品を寄贈され、企業から寄贈された300万元(人民币)以上の価値になる物品を武漢の2万以上の貧しい家庭に支援しました。

このプロジェクトは中国における第4回の公益慈善100大プロジェクトであり、2015年全国で寄付価値が最も高い50大プロジェクトの一つです。物資の受領と登録、実態調査および物資配布の業務は、ほとんど障害者ボランティアが受け持っています。

中国の発展と社会的進歩に伴い、2019年に党中央では、このようなボランティアが国民の生活水準の向上に応じるよう提案し、センターの主要ボランティア方向も障害者の友人たちがどうすればよりよく生活できるかに合わせながら、慈善スーパーマーケットサービスを中断することになりました。



→ KEYWORD

特別なキャンペーン

障害者の隣人ケアプロジェクト

2015年から私たちは障害者おの隣人ケアプロジェクトを実施しました。

第一に、愛の家プロジェクトは、武漢市の貧困家庭が密集している地域の3500世帯のうち、障害基礎生活受給者は1,700世帯余りです。私たちは彼らの基本的な状況を調査し、彼らの多様な問題に合わせて数十個余りの多様なボランティア活動を行いました。

第二に、避難所作業プロジェクトは、障害者の友人の実際の状況を直視し、障害状況を補完し、管理モデルを形成する一連のモデル開発を地方自治体と障害者連盟と共に進めました。

このような探索は成功し、中国障害者連合会代表が現場を訪問し、避難所作業場は中国障害者連合会代表によって国家広報のための手本となりました。

隣人ケアプロジェクトの実施により、私たちの機関は組織とシステムが改善され、機関の総合的な力量を向上させました。以後は多様な基金で障害者家庭の養老問題と障害者健康のためのプロジェクトを進めました。特に車椅子ダンスプログラムは、武漢地域の車椅子の運動分野で大きな発展を遂げ、障害者の友人から大きな反響を得ました。



→ KEYWORD
特別なキャンペーン



2018年、私たちが幹旋した車椅子ダンスチームが全国車椅子ダンス金メダル団体戦で金賞を受賞しました。



金賞 演奏車いすダンスチーム

→ KEYWORD
特別なキャンペーン

2019年、全国障害者ダンス大会で優勝




センター理事長は、中国を代表して国際大会の銀賞を受賞したスポーツ選手であり、国際車いす大会選手


→ KEYWORD
特別なキャンペーン

貧困障害者の家庭のためのボランティアプログラム

2020年、武漢市の新型コロナウイルスの封鎖期間中、私たちは「新陽光財団」の支援を受けて特殊貧困障害者の家庭にボランティアを行いました。封鎖期間中、私たちボランティアは危険にもかかわらず、1000世帯余りのためにボランティアし、色々な生活方面の問題を解決しました。また、2000世帯の救援物資の配布を委託されました。

障害者ボランティアたちは生命の危険を冒して地域社会を歩き回りながら非対面ボランティアについて学びました。また、より多く、より新しいボランティア技術を学び、伝染病が回る期間中にも障害者の友人たちの実際の問題を理解するようになり、問題を解決するように助けました。

このような状況を基に、ポストパンデミック時代にホームフィットネスプログラムと瞑想ボランティアプログラムを実施しました。このようなプログラムを実施する期間中、ポストパンデミック時代に変化する障害者の生活にさらに近づくようにします。


 **KEYWORD**
→ 展望

障害者を支援する社会団体の力量は多方面に多く不足しています。

障害者支援団体がどのようにすれば障害者の友人をよりよく導くことができるか、どのようにすれば国家発展の歩調に合わせてより多くのサービスを提供できるかは、当機関の発展において直面した最も大きく主要な問題です。

初心を失わず、使命を振り返り、機関のサービス能力を強化するために絶えず勉強して障害者の友達をよりよく助けるよう努力します！

初心を忘れずに、皆さんと私が引き続き社会奉仕の道を走っていくことを願っています！



 **谢谢支持**
Thank You

● 武汉太阳之家互助中心

COOPERATION REALIZES DREAMS



3.4 心安らかな家における障害者児童サービスの取り組みと事業展開

ソン・ホンソン(Sun Hongsong)

広州市黄埔区心安らかな家理事長

こんにちは。広州市黄埔区心安らかな家のソン・ホンソンです。私は、11年間児童保護の仕事をしており、私の専門は心理カウンセラーですが、この分野ではまだ初心者です。

韓国からの事例報告で、尊敬するイ・ジョンジャ代表が、韓国の聴覚障がい児、聾唖児、つまり聴覚に障がいを持つ子供たちの話をされました。

実は、この話を聞いたとき、とても感動しました。なぜなら、私が最初の公式ハーフマラソンを走ったときに私が履いていた靴は、聾唖の子供のものだったからです。実際それは、彼よりも私の成長に繋がりました。それは母親の信頼があったからでもあります。私はこの子をいつも見守ってきました。

その靴は、彼が大人になって初めて履いたスニーカーでした。彼は酒も飲まずにそれを買って履いたものを私にくれました。思いがけず、それは私の最高のスニーカーになりました。私は人生初の公式ハーフマラソンに参加することができ、ここでまた、イ・ジョンジャ代表のお話が聴くことができ、非常に感謝しています。

障がい者のための私たちの役割は障がい者のケアであり、さらに重要なことは、障がいのある人の家族に応えることであり、私たちは障がい者のためにお金を払うことをいとわないボランティアです。私たちボランティアは、障がいのある人々に喜んで貢献するつもりです。ほんの少しの仕事により、実は、障がい者と彼ら自身のエネルギーが凝縮されます。私たちのプラットフォームで懸命に働いてくれている多くのボランティアに感謝します。

実はこのパワーポイントを作成する時間があまりなかったので、国連児童青少年保護条約(CRC)の一般的なアウトラインを使っています。

広州市黄埔区心安らかな家のサービスセンターを設立して以来、私たちは、困難な状況にある児童の保護を行ってきましたが、障がいのある子供たちのための専門的なサービスセンターではありません。

しかし、サービスセンターが設立されたばかり頃の私たちが行っていたことは、私たちの最初のケースですが、6歳の火傷を負った置き去りにされた子供であり、体の癒着で体がベタベタしていたのですが……。この子供を保護したのが我々の初めてのケースでした。

これは、制度的なものとの関係を説明する必要がありますが、制度的なところは時間の関係でここでは言及しません。なぜなら、2012年に心安らかな家を設立して以来、私たちは障がいのある子どもたち、支えてくれる人がいない受刑者の子どもたち、そして農村に取り残された子どもたちをめぐる問題に注目してきました。

私たちの専門は、主に心理的成長に関するものを提供することです。当時、わが国の児童保



護制度の多くの部分は、各地で取り組まれていたものの、まだ探検、手探りの状態だったので。もちろん、わが国は、南京市での女兒餓死事件や貴州省畢節市での児童焼殺事件など、児童の成長の過程で起きたいくつかの極端な事件から決して目を背けたことはありません。

我が国は非常にオープンで透明性が高く、こうした重大な社会事件を踏まえ、中央政府から地方自治体に至るまで、国全体が法の支配に基づいて行動していることが多いと言えます。法的レベルでは、構造の改善を含め、いくつかの抜け穴の修正が行われました。

これは私の記録です。我々は非政府組織ですが、サービスセンターの支援実績から提言までをお話しさせていただきます。

私たちは、障がいのある子供たちを救っています。これは、昨日彼女から送られてきた写真で、使ってもいいと承諾してくれました。彼女が13歳の時、2013年に手術のために韓国に行きました。韓国の思いやりのある人たちに、特別にカムサミーダと言いたい。本当に、そのような方々のおかげで、私たちのニューフォレスト・ホームができたのです。

広州に韓国人の先生がいて、その先生が、韓国の医師を含む多くのリソースとつなげてくれたのです。彼はクリスチャンで、この子の携帯電話のために8万元以上を費やしました。そして2018年に大学に進学し、右側の写真、今は大学生です。

私は児童相談を受けたのですが、その時に自分が特別な子どもだと気づいたのですが、私が子どもの頃はアスペルガー症候群を患っており、同じ病名の子はいなかったような気がします。私は、今日はスーツを着ているのですが、出かけるときにネクタイを結ぶのを忘れてしまうことがよくあります。アスペルガー症候群の症状として、ネクタイをよく紛失してしまうのです。

はい、私はスーツを着てここにいます。スーツを着るのは、結婚式か他の人の結婚式に出席するときだけです。今日はスーツを着ています。それはとてもフォーマルなことだと思っているからです。

そんな環境の中で、私は今こう感じています。中国、日本、韓国にとって今は特別な時間であり、私にとっては11年間の仕事の成果を報告する時間でもあります。

実は、このパワーポイントがあまりにもひどいと思うので、香港に一日滞在し、部屋に閉じこもって、別のパワーポイントを作成しました。しかし、韓国の検閲が中国よりも厳しいとは思っていませんでした。昨日作成したパワーポイントの資料の内容が通らなかったため、今回はこのスライドしか使えません。昨日はもっと素晴らしいものが用意できたのですが。

私は中国の広州市黄埔区の出身ですが、広州市よりも黄埔の方が有名です。黄埔は美しい場所であり、千年前に中国の海上シルクロードが誕生した場所でもあり、現在では広州の経済と産業の発展にとって非常に重要な拠点となっています。このような非常に重要な経済的地位を持っていますが、とくに過去10年間で急速な発展を遂げました。

児童ボランティア活動を行う際に、私は黄埔を拠点にしていますが、黄埔の発展初期は田舎でした。都市部と農村部が融合した場所、出稼ぎ労働者の子供たちがたくさんいるところでした。そのような状況の中で、私たちはサービスの対象を発見し、基本的に置き去りにされた子どもたちを保護して付き添う活動を行い、7年の月日が経ちました。私たちは、黄埔区内の孤児や障がいのある子どもたちの成長に寄り添って、現在も保護活動を続けております。

私たちの先祖代々の家は黄埔全域に広がっていて、その敷地は何百平方キロメートルもあり、とても広い場所です。今では、老朽化した小屋や劣悪な生活環境は見られなくなりました。今は基本的に黄埔は新しい都市に取って代わられました。

私たちはたくさんの写真を持っていますが、その中には、私が話したのとは別のケースも含まれています。この孤児は血のつながらない祖母のもとで育ち、黄浦の常州島に住んでいるのです。私たちは訪問するたびに純粋な気持ちになります。

この場所は黄浦陸軍士官学校がある場所で、特別な場所でもありますが、それでも田舎です。1818年9月に広州市は、巨大な台風に遭遇しました。山西省の台風の後、彼らの家は深さ1メートル以上浸水しました。彼の祖母は私たちに、家の中のすべてが浸水し、家が水浸しになったと言いました。

実際、このような支援サービスを3年間続けて、さらにどんな発見があったのでしょうか？彼らの支援ニーズは物質的なニーズだけではありません。この子供はどうでしょうか。彼自身も脳の病気を患っており、脳に障がいがある状況で、成長も非常に遅いのですが、両親も実の関係ではなく養子です。

しかし、彼が養子になった後に両親が亡くなり、最終的には孤児院に送ることを考えていました。広州市の福祉施設には政策上の障壁があります。その後、黄浦区の指導者たちがこの案件に名乗り出て、利権レベルでこの問題の解決に介入し、非常に合理的かつ合法的な方法で、この問題を解決することに協力しました。その結果、合法的な手続きにより彼は孤児院に送られました。

というのも、彼の祖母は最初、頼りにしている子供を手放すことに消極的でしたが、後に彼女は喜んで受け入れ、子供をそこに送り出しました。現在、彼は非常に手厚い保護を受けています。このような例は数多くあります。挙げればきりがありません。

私たちのサービスの中心は、障がいのある子供たちのケアです。私たちが活動に費やしてきたのは子供たちそのものでした。

私たちは草の根的な組織で、政府からの資金源を持っていません。私たちの支援サービスによって好印象を与えることにより、資金援助者を動かすことで、通常資金の60%を私たちに提供してくれるようになりました。例えば、10万円の資金が必要で、6万ドルの寄附は得られるわけですが、残りの4万ドルは自分たちで調達する必要があります。支援サービスを継続して提供することは困難ではありますが、支援金をいただきながらなんとか活動を続けられています。

私たちは、障がいのある子供たちとその家族、彼らが貢献し、彼らが私たちに与えてくれた支援を目の当たりにしてきました。どの家族も、特に母親がより積極的に支援活動に参加します。

障がいのある多くの子供たちは、身体的な理由により回復不可能です。必要なものは何でしょうか？長期的なものです。いつか彼らの両親から独立し離れるかもしれませんが、私たちの社会的ケアは継続的に行われます。

私たちは、そのようなプロセスの真っ只中にあり、このプロセス全体に参加することで、より多くのボランティアを結び付けることができました。

私は、黄浦区の初代長を含む区政府の関係者に感動しました。ある人は、もう第一線の指導的立場にはいないと言いましたが、今回私が濟州島に来る前に、わざわざ関連委員会の責任者を私の所に連れてくるために来てくださいました。「あなたが10年間に何をしたか見せてください」と。

私たちの仕事を報告すると、彼はとても感動していました。彼は、「この10年間、あなたたちの努力は決して無駄ではなかった、それは子どもたちのためであり、私たちは政府との関係

というより深いつながりを再構築できた」と言いました。

実際、人々が必要としているのは感情的なつながりであり、私たちの関係には、お互いのニーズの中で自分自身の責任を見出すものでなければなりません。

2018年に、私は広州の深セン理工大学にいたのですが、当時、李市長はジェニー・ユーという名前でしたが、国際的なまばゆいばかりのセンターを持っていて、彼はそこで、私たち3人の学生を戦わせてくれました。誰のプロジェクトが、6分以内にこの学生全員を征服できるかを競うというもので、成功すると賞金800元がもらえるというものでした。

私はその6分で3,500元を調達し、1位になりました。なぜかというと、その時彼は、「あなたが言った一文に深く心を動かされたからです」と言いました。私が言ったのは、外部の建物や道路の損傷は簡単に修復できますが、障がいを持つ子供たち、彼らの身体や壊れた心を修復するのは非常に難しいと言いました。

それが私たち、つまり知識のある人々や思いやりのあるグループがしなければならないことです。このプロセスにおいて、私たちは最善を尽くし、愛を捧げるべきです。なぜなら、この種の愛には、ある種の責任が伴うからです。

最後は、私たち中国語の言葉の文章で終わりたいと思います。それは「千里の道も一歩から」です。私は、障がいを持つ子どもたちへのサービスの面で長い道のりがあると思います。ここにいる私たち全員の努力で、アリストテレスの視点を引用すれば、つまり、愛を支点にすれば、私たちの努力は、障がい者への配慮という大義全体を含め、障がい児のケアのための強力なてこを形成することができると思います。

中国、日本、韓国だけではないと思います。私たちの間に愛の橋を再び架けることができます。黄埔の私と私たちだけでなく、もっと知識のある人々への愛の橋も架けてくれます。

世界の皆さん、ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは、日本側の発表になりました。日本からはお二人の方が発表されますが、まず、リアン文京の山内哲也施設長をお迎えします。山内哲也施設長の発表をさせていただきます。

Report on the Practice and Exploration of Guangzhou Huangpu District Spiritual Home Service Center in Serving Disabled Children

Sun Hongsong

President, Guangzhou Huangpu District Spiritual Home Service Center

Guangzhou Huangpu District Spiritual Home Service Center was established in March 2012, with a team of a volunteer service team composed of senior psychological counsellors, social workers, teachers, marriage and family counsellors, and other professionals, provides in-depth public welfare services such as psychological counselling, marriage and family counselling, parent-child education, children in need, employee psychological assistance, and crisis intervention to the community. The center adheres to a diversified service model and actively explores innovative models of “social enterprises”, in 2015, the “Little Captain Club” was incubated to provide full education for children and adolescents. The profit from the afternoon care service was mainly used for disabled and disadvantaged children, as well as mobile children. Over the past decade, more than 8 million yuan has been raised through the integration of social resources, which has made certain achievements in the physical and mental health growth of disabled children and the psychological stress relief of family members.

The service of Spiritual Home has been developed through case studies in practice:

Case 1: In 2013, when we were serving migrant children in Guangzhou, we discovered 11-year-old Xiaoyan. Due to a high degree of scalding at the age of six, her arms and chest cavity formed adhesive bonds and could not stretch properly, resulting in a large area of skin deficiency below the head. Later, through the joint efforts of Soul Home and South Korean entrepreneurs in Guangzhou and Changsha, Xiaoyan was sent to Korea for treatment in November of that year. After the first phase, Xiaoyan regained her free arm extension. Now Xiaoyan has graduated from university and is living and working normally.

Case 2: Xiaoyu is an autistic child who is prone to emotional excitement and conflicts with classmates at school. She also sometimes beats her mother at home. With the help of a psychological counsellor and social worker from Spiritual Home, Xiaoyu’s mother mastered communicating with Xiaoyu. Xiaoyu’s emotions tended to improve. In December 2020, with the help of volunteers, Xiaoyu and her mother successfully boarded the plane and participated in the disabled children’s family-building activity in Chengdu.



心安かな家における障害児童サービスの分野に関する実践的な探索報告

広州市黄阜区心安かな家—理事長 ソン・ホンソン

2023年 11月

※ 心安かな家：中国語では心灵家园 [Xinlingjiayuan] である。



連合国の児童保護公約

(児童保護の大綱)

1. 生存権利—すべての児童は固有の生命と健康に対する権利を有し、児童保護には可能な限り最高水準の医療保健サービスを受ける権利が含まれている。
2. 保護を受ける権利—児童の発達に害を与えてはならず、保護を受ける権利には差別、搾取、拷問、虐待または放置から児童を保護するほか、家族を失った児童と難民の児童に対する基本保障も含まれている



児童保護の主体

1. 児童保護の主体は、国、社会、家庭、学校、幼稚園にある。
2. 児童保護主体の状況（例：安定した国、完全な制度、経済発展、安定的で和睦な家庭）これらはすべて児童の生存権を保障する基礎となる。
3. 児童保護のための基礎整備と児童保護を実践する主体はまたどのように責任を履行しますか。

主体責任にどのように対応するか、 中国で取る行動にはどのようなものがあるか？

まず、正式に加入する公約（形式と立場）

1990年8月29日、中国常駐連合国外交大使が中華人民共和国政府を代表して《児童権利公約》に署名し、中国は105番目の署名国となった。

第二に、具体的な行動（国家責任と意志）

頒布実施《中華人民共和国 未成年者保護法》

《中華人民共和国 未成年者保護法》 児童保護の上級設計

1991年9月4日、第7期 全国人民代表大会の常務委員会 第21回会議で1991年9月4日、中華人民共和国主席令第50号公布を通過、

2006年12月29日、第10期 全国人民代表大会の常務委員会 第25回会議で1回目の修正で2006年12月29日中華人民宮和局主席令第60号公布を通過、

2012年10月26日、第11期 全国人民代表大会の常務委員会 第29次会議通過に基づき、2012年10月26日中華人民宮和局主席令第65号を公布した。

全国人民代表大会の常務委員会が2013年1月1日から施行される「中華人民宮和局未成年者保護法」改正に関する2次修正を決めた。

地方自治体——《広州市保護に苦しむ児童の安全及び保護指針》の紹介

市が保護する危機児童の安全を保障し、児童の養育責任を適切に履行し、児童の合法的な権益をよりよく保護するために、《民法総則》、《未成年者保護法》と《國務院の農村残留児童保護の強化に関する意見》（国発[2016]13号）、《國務院の危機児童保護業務の強化に関する意見》（国発[2016]36号）、《最高人民裁判所最高人民検察院公安部民政部〈保護者の未成年者権益侵害行為に関する問題処理に関する意見〉》、《中国共産党発》（24号）、《広東省委員会》広東省[2016]129号）、《広州市人民政府の一層強化された危機児童保護強化に関する意見》（水府区[2018]16号）に基づき、本指針を制定しました。

※ 広州 (Guangzhou) 市



危機児童保護の概念が登場 国家の責任と責任意識の反映

- 1、放浪する未成年者は何らかの理由で一時的に生計を失った未成年者である。事実上、誰にも扶養されない児童、エイズの影響を受けた児童、両親の服役あるいは薬物中毒によって放置された児童、貧困家庭の重病あるいは徹貴疾患を患った児童です。
- 2、児童保護の立法過程から特定保護団体を具体的に分類するまで長い時間がかかりましたが、立法は国家状況、世論の要求に符合しなければならないというのがまさに責任ある国家が負わなければならない責任と責任意識です。



受刑者の子どもを支援する政策の画期的な発展

- ・2006年、民政部など15省庁と委員会が《孤児救助事業の強化に関する意見》を発表したが、収監者の未成年子女を救助計画に含めたことは画期的だったが、「親が刑を宣告されたり、他の理由で一時的に生計を失った未成年者は、関連法律の規定に従って適切な措置を取ることができる」と規定しているだけで、具体的な法律保障案はない。同年、広東省民政部は文書を発行したが、保護者のいない収監者の未成年子供を各級民政部署で一時的に5大保護支援範囲に含めることができるよう要求する内容であった。条件が整うところは該当地域の敬老院、福祉施設に行かせて支援しなければならない。強制性がないため、各地域ごとに実践度が異なる。



広州市黄阜区心安かな家サービスセンター

広州市黄阜区の心安かな家サービスセンターは、2012年3月、黄阜区民政局の承認を受けて設立された。黄阜区における初の専門心理相談と社会事業サービスを結合した公共機関である。センターチームは、多数の専門心理カウンセラー、結婚家庭カウンセラー、社会福祉士そして教師で構成されている。主に地域住民と外部住民を対象に心理相談、結婚および家庭相談、子供教育、危機児童、青少年、職員心理支援そして危機介入など公益サービスを実施している。そして事例の指導を中心に、小グループ作業、グループ指導および関連心理成長過程に対する講義を幅広く進行している。地域社会、企業、学校、軍隊などで無料心理相談を行っている



心安かな家は、危機児童のために最善を尽くす

- ・心安かな家は、障害児童孤児、事実上扶養してくれる人がいない児童、収監者の子供、農村残留児童など疎外階層とその家庭に深みのある心理相談と社会福祉サービスを提供している。
- ・2012年から管轄区域に立脚して移住労働者のための心理相談を提供している。
- ・2013年には、企業の役職員にストレス解消、そして結婚および家庭相談などのサービスを提供し、同年7月には移住児童と残留児童のためのサマーキャンプサービスを提供した。
- ・2015年1月には「リトルキャプテンクラブ」を設立し、地域社会での管轄地域の青少年と移住労働者の子供たちのためのサービスを提供した。



南京 (Nanjing) 女兒の餓死事件

- ・2013年、南京で全国を揺るがした女兒餓死事件が起きた。亡くなった姉妹の実父は麻薬で服役中で、母親は幼い弟を家に閉じ込めた後、消えた。報道によると、幼い2人の命は最後の瞬間に小さな手で窓を叩きながら救助を要請し、彼らはとてもお腹が空いていた。報道によると、ある隣人が地域社会に助けを求めたが、地域社会は政策に合わないと考え、子供たちが孤児院に入ることを断った。地元の警察も子供たちの面倒を見ることができず、週に1回だけ見ることができた。近所の人は、幼い姉妹の家の鍵をもらって彼女らにご飯をあげたことがあるが、このような善行は長続かなかった。鍵をなくしてしまおうと面倒になるのではないかと姉妹の母親が現れると、近所の人は鍵を返した。
- ・最後の悲劇は、孤児院で受け入れられず、警察の無関心、隣人は困った状況が発生するのではないかと心配している状況で、幼い姉妹は家で飢え死にしました……
- ・この事件発生後、社会の各階層が反省し、この惨事で社会的な問題である「我が国で運用されている後見制度に保護者が保護を疎かにしたり、保護できない場合に被保護者に対する権利に対する救済が不足している」という問題が明確かつ明確になった。



心安かな家2013年に初めて受刑者の子供を救出した事件

- ・シャオイェンズ、女兒、今年13歳、母親はサンシーグループ移住労働者である。シャオイェンズは、3歳の時、胸に熱湯がやけどを負ったひどい傷跡ができただけでなく、右脇が腕と胸まで重なり、この部分は成長が止まった。さらに脊椎が右に引っ張られて変形を起し、服を着る時もとても辛かった。シャオイェンズは学業において常に1位、2位を占めたが、身体的な傷と苦痛はその子供の身体的、精神的健康に非常に深刻な影響を及ぼした。その子は治療を受けたかったのですが、虚弱な母親は能力がなく、毎回娘の事情を話すたびに涙声で、娘が治療を受けられるならどんな代価でも払いたがっていました。しかし、国内のどの病院でも治療をしてあげようとしませんでした。父親はいつも家族のそばにいなかったし(シャオイェンズが6歳の時、父親はシャオイェンズが2回目の火傷治療を受けるためにお金を稼ぎに外地に出て、年齢が高く技術力がなくて働き口を探すのが難しかった。故郷の人々の扇動でケーブル電線を盗んで捕まり10年の刑を宣告された。)母を頼りに育った。
- ・皆さんの愛と支持を通じて、ある韓国の先生がシャオエンズを韓国の医師に紹介してくれた。シャオイェンズが韓国に行って初歩的な診療と治療を受けることを望んだ。韓国の医師たちは手術費用を受け取っていないが、最低薬代としては7万円(人民元)が必要であり、それに交通費、食費、宿泊費まで加えると少なくとも8万円(人民元)が必要であった。ヤンさんの母親の手元には、一生懸命貯めたお金がわずか2万円(人民元)だけだった。友人たちに電話をかけ、わずか2万円程度を借りることができた。まだ、2万円ほど不足しており、現在親子二人のパスポートはすべて用意されており、ヤンさんのお母さんはこの大切な機会をとても大切にしており、各階層の人々が彼らを助けてくれることを願っており、13歳のシャオエンズが多くの人々の保護の下でより広い空に向かって飛ぶことを願っています!



サービス対象が6歳（2006年）当時にひどいやけどを負い、2013年（13歳）に韓国病院に移送され治療を受け、2018年に大学に入学した。



苔

袁枚（清）

白昼もどこでも見られない、
青い春になると勝手に現れるね。
苔の花はたとえとても小さくても、
牡丹の花のように咲き乱れることを学ぶ



心安かな家が光州市の公益創業投資を 4回連続で引き継いだプロジェクト

心安かな家が申請した危機児童サービスプロジェクト「成長オアシス-ファンフグ危機児童支援計画」は

第4回「党、企業、社会の共同建設、孤児保護プロジェクトの構築」

第5回「収監者保育サービスプロジェクト」

第6回「ファンポペイトン」少女ケアサービスプロジェクトと

第7回光州市社会組織公益ベンチャー慈善事業の支援を受けた。



危機児童サービスへの介入の探索に関する3つの側面

- ・ 1、個人的な側面への介入
- ・ 両親の犯罪服役のために両親の愛と家庭教育に欠乏が生じるので、収監者の子供たちの心理的な要求に関心を持たなければならない。心理相談、社会参加などのサービスを提供して収監者の子供たちが地域社会によりよく融和できるよう支援しなければならない。
- ・ 社会性が遅れ、友達の応援が足りないため、友達と交流できるプラットフォームを提供する。
- ・ 個人の潜在力の発展が制限的で、発展する空間および場所が足りないため、個人の潜在力および趣味を発掘するようにする。



危機児童サービスへの介入の探索に関する3つの側面

- ・ 2、家庭の側面への介入
- ・ 危機児童はたいてい親戚の家に預けられ、保護者は経済的にもケアの面でも二重的な圧迫に直面しており、収監者の子供たちの保護者のための疎通および支援プラットフォームを構築し、保護者が理解とケアを感じられるようにし、政府の関心の下でより多くの社会的支援が継続的な支援を提供しなければならない。
- ・ ミクロ的側面から家庭委託政策の保障とサービスの保障を推進し、危機児童と子供の身の安全と健康を保障するという前提の下、危機未成年者救助情報プラットフォームとフィードバック制度を構築し、委託家庭に多くの支援を提供し、家庭内での保護能力を強化しなければならない。



司法領域における危機児童サービスへの介入の探索に関する3つの側面

- ・ 3、社会的側面への介入
- ・ 収監者の子供たちに対する社会的支援は、しばしば情報の不均衡などの原因で適時に支援されない状況に直面します。
- ・ 主に経済および物質的な支援、家庭教育、社会的欠乏などの側面で求められます。



危機児童のための5つの工程

- ・ サービスホットラインを開設する
- ・ プロサービスチームを組む
- ・ 介護基金の設立
- ・ プロのボランティアチームを養成する
- ・ ソーシャルケアシステムの構築



心安かな家が管理する危機児童事例の紹介（1）



サービス対象者の
夢を叶えるように
助ける



心安かな家が管理する危機児童事例の紹介（2）



サービス対象者の戸籍の問題解決のために多方面で協力



心安かな家が管理する危機児童事例の紹介 (3)

- ・ アジャン(仮名)は窃盗の疑いで、2018年7月13日から洪山拘留所に収監され裁判を待っており、彼の妻は精神障害を患っており、現在妊娠7ヶ月であり、3歳と2歳未満の幼い子供がいる。現在、生活苦に置かれており、当分は地域住民委員会で職員を派遣して世話をしている状況である。犯罪容疑者のアジャンの家庭事情を考慮して、危機児童を保護することを原則として、当センターは貴病院に法律の許可範囲内での支援を願います!

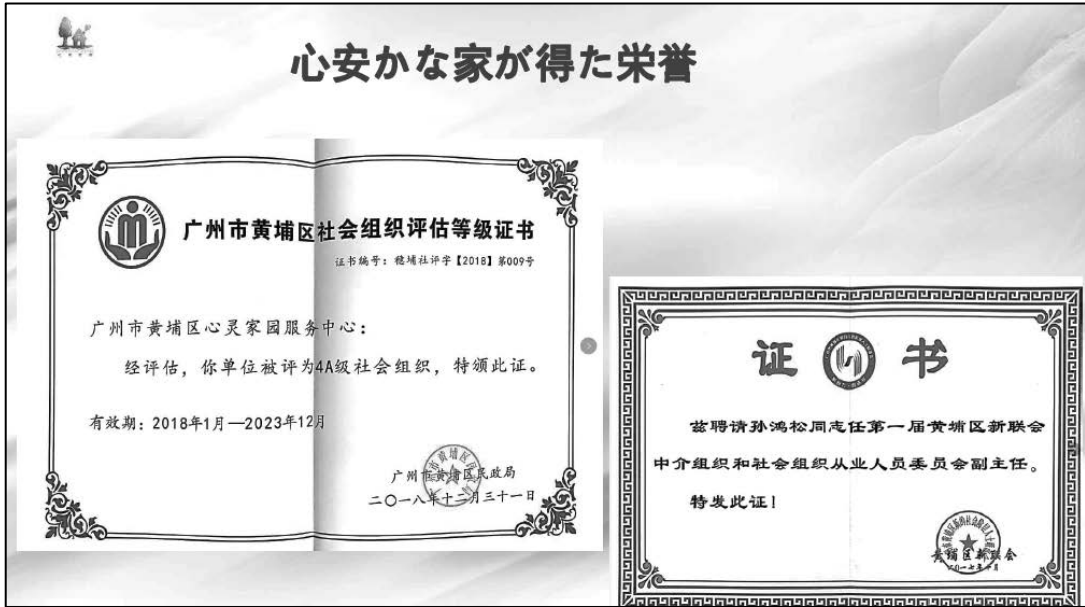


サービス対象者の両親が事件に巻き込まれ、面倒を見てくれる人がいない問題を解決するために多方面で協力




黄浦区九龍で地域住民と共にサービス対象者の家を訪問








感謝の言葉

**心安かな家の障害、そして危機の児童プロジェクトに支持して
くださった政府部門、事業体、企業体と情熱を送ってくださった各
階層にいらっしゃる同僚の方々に感謝の言葉を伝えます。この場
を借りて皆様に崇高な敬意を表します！**

**困っている子供たちを通じて、私たちは個人の責任を負いました。
このような責任も愛です！**

ありがとうございます！！

3.5 リアン文京の地域活動ーリアン de つながるプロジェクト

山内 哲也(Tetsuya Yamauchi)

社会福祉法人武蔵野会リアン文京施設長

こんにちは。東京都文京区というところから参りました山内と申します。少しお時間いただきまして、私どもの実践の報告をさせていただきたいと思えます。

今、見えておりますスライドが、リアン文京の、私どもの活動拠点の全景でございます。4階建てで、全て福祉施設が入っております。人口 20 万の地方自治体の福祉拠点です。



次のスライドに飛びます。これが平面図です。詳しくは、あと見ておいてください。お時間ございませんので。

子どもからシニア、障害者、それから一般の地域住民までも含めた多機能複合施設でございます。入所と通所、居住施設も中に入っております、通所、それから間接的には相談・支援、あと居宅訪問なども行っております。

日本の場合、中心市街地は地価が高い関係もありまして、だいたいこういう複合型の多機能施設が増えてきているという実情がございます。

これが既存のさまざまな事業でございまして、大小 20 以上ございます。そこにプラスで社会貢献活動と、下に書いてございます、社会貢献事業をしてるという状況でございます。

その社会貢献事業を 8 つのキーワードで整理をしております。私どもはミッションとして、人と人、人と社会をつなぐ絆社会を実現するというミッションを開設時からテーマにしておりまして、そこに向けて、まず「交流する」ですね。これは文字どおり、いろんな方が多世代で交流をする。建物自体が複合施設なので、イベントだとか、こういう交流事業は、そもそも一緒にやっております。

それから、「集う」「出会う」、同じ意味のようですが、この「集う」「出会う」は出合いを演出する。つまり、入り口のところで多世代の方が一緒に交わる。障害を越えて交わるような工夫をしております。

「参加する」こちらは参加支援です。障害者理解ですとか、共生社会の実現、それからフードロスとか、そういう社会のテーマを目標にして、その共感で集まって来る方たちを、まとめて、運動を起こしていくという活動しております。

それから「育む・共育」です。「きょういく」とは共に育つというんですが、これもいろんな講座や講習をやっているわけですが、午前中の武漢大学のチャン・ワンホン先生からのご報告にもありましたけど、興味関心から入っていくってことを非常に大事にしております。そのニーズを最終的に、知識、スキルを身に付けていただいて、社会活動に生かしていきましょうということをおどもはサポートしようという内容です。

特に今、福祉教育に力を入れていまして、小学校 1 年から 6 年、つまり 6 歳から 12 歳ぐら

いの子どもたちに、障害者とか、あるいは、いろんな方と接していただくということをやっております。

これが一番大きなテーマになっていますが、「居場所」でございます。先ほどのいろいろな貢献事業をお見せしましたが、2018年の時点で、交流人口、いろいろなふれあいのある交流人口が年間で16万人を超えておりました。しかし、コロナが始まってから、それが一挙になくなるわけです。私たちが地域貢献として大切にしていたサービスというのも、拠点を中心にして展開していましたので、さまざまなサービスが孤立をして、分断することになりました。そういうことで、やっぱり地域の方に居場所をつくっていくことがすごく大事だというふうを感じております。

これは「支え合う」、これはいろいろなところと共生社会をつくっていきましょうということで、他団体との連携しながら貧困家庭の子どもの学習支援、子ども給食、あとは被災地支援とか、さまざまなことをやっております。これはネットワークを形成していくという動きでございます。

ここはちょっと省きます。日本が、地域共生社会に向けてということで、少子高齢化の中で、こういう社会福祉施設も、自分たちがやっている目下の仕事意外に地域貢献をしなさいということを義務付けられております。

そういう中で、障害のある人も、ない人も、サービスの受け手も、それからサービスをするほうも、垣根を取り払ってみんなでやっていきましょうというのが、地域共生社会にすごく大事だということを、国の施策で言っているわけですが、あらためて障害の枠を越えて、当事者参加ができるまちづくりということを考えているところでございます。

ここはいろいろな地域課題がありますということで、日本全国共通することですが、孤立・孤独から始まって、障害者の働きのかたとか、引きこもりとか、認知症の問題とか、これはさまざまなことがありますという地域の生活課題を挙げております。

その中で私どもがちょっと注目をしているのが、20万人の自治体、文京区というところの福祉拠点ではあるんですが、もうちょっと施設の足元、近隣地域にとって身近な拠点を作りたいと考えました。居住生活をしている障害者の地域って何かって考えた時に、半径1キロもないところだろう、地域の中だろうというふうに考えました。

そういう中で、障害のある・なし関係なく、じゃあ、私どもの地域の問題って何かというと、生きにくさとか、生きづらさを抱えている全ての人が抱えているごく身近で、リアルな生活の問題にとりくんでいこうとしております。

その生きづらさの根っこのところ、この根っこの養生をどうしていくのか。公的なサービスは、堅いサービスですので、対象も決まっていますし、サービスの内容も決まっています。そうすると、コロナみたいな事態になった時に個別のニーズに対応ができない。じゃあ、障害者だけが問題かということ、子育ての方もそうですし、一般に働いてる方も同じような苦しさを味わったわけですね。そういう生きづらさの方たちをどうやってつないでいくのかっていうのが、私どもの今のテーマでございます。

そういうことで、私どもが得意にしている多世代型の共生社会づくりということで、地域情報紙の発信や養蜂とかを始めました。それから障害者アート、それから障害者、ここでは知的障害でございますが、当事者のボランティア。それと、まちなかCafeというコミュニティカフェを中心にして、そこに地域住民を巻き込みながら、新しく地域のまちづくりをしたいというふうな考えました。

これは、その図でございます。4つのプロジェクトがあって、真ん中にプラットフォームとしてのいろいろな考える場を用意しているということです。

その中で、つながるといふことについて、さまざまな参加者からのご意見や感想を頂いて、11のキーワードにまとめておりますが、ちょっと時間がございませんので、少し省いていきたいと思っております。

一人でいたいとか、気晴らしがしたいとか、失敗しても許されるとか、そういう自分たちがいたい場所です。最終的に、まちなかの居場所としては、「何を言っても大丈夫」、楽しめる。それから絆が生まれる。「お互いさま」で支え合っている。そして、「とりあえずやって」みても失敗される、嫌な顔されない。そして、いろいろな人が出入りしてもいい。そういう緩やかにつながっていく関係が、今身近なところの居場所に必要なんじゃないかというふうに感じております。

これはTweediaというコミュニティカフェです。ここにいろいろな方が集まってきているということです。それからこれは、半径300メートルぐらいの中にあるいくつかの拠点でございます。知的障害者の方がボランティア活動をしたりするということですが、このボランティア活動も、全く当事者だけで運営をしております。最初は、福祉施設の職員が付いていたんですが、やっぱりひも付きですと、やっぱりそれは利用者であって、地域住民ではないんですね。あらためて地域住民という立場、視点に立って、本人たちはいろんな失敗がありますが、自分たちで考えてボランティア活動をしていただいております。

そういう形で今、リアン文京が、左側がリアン文京の内容ですが、右側のNPO法人を今立ち上げようというふうに考えております。この立ち上げによって、リアン文京の主導から、私どもが、利用者が地域住民として、利用者という垣根を取って、一般の地域住民として、あるいは、周りの地域住民と一緒にあって、NPOという活動法人を立ち上げているところでございます。

その中で私どもは、今度は、社会資源の相乗効果ということで、真ん中が、ひと、もの、場所、情報、技術など書いてありますが、そういうことでお互いの強み、弱みを生かしながら、社会課題の追求をしていきたいというふうに考えております。

活動の軸になるのがこの養蜂です。都市養蜂でやっていますが、採蜜から加工までいろんなイベントができて、非常に共感を呼びやすいみたいです。

次に障害者アートです。今はまちなかのアトリエで、地域住民の方のアート活動ももうごちゃ混ぜで一緒にやっています。

それからこれは『文京人』というミニコミ誌づくりでございます。これはシニアの方たちが、ミニコミ誌の編集技術を学んで、地域に向けて、『文京人』という地域の方のこういう活動をしている人たちを見つけて、取材をしていくというプロセスで、自分たちの地域のよさを知っていただくと同時に、私どもの施設だとか、運動に参画をしていただくという、一つのプロモーション活動に使っております。

そしてこれがBe-rin、知的障害者の活動、ボランティアチームです。これをだんだんと拡充していきたいと思っております。これまでのお話にもございますが、やはり当事者の方が主体性を持って、押し出していく。そのことによって地域が耕されていくということは、すごく大事だというふうに思っています。今、障害者の自立支援において、当事者が主体的に地域に積極的にかかわり地域の中の土台をどうつくっていくのか。それが無い限り、就労の知識や、スキルや、社会環境がどこまで整っても、生きる場所の起点が育っていないと、やはり人は息苦し

いし、生活ができないし、分断したままとなる気がします。

それはたぶん、知的障害とか、障害者だけではなくて、地域住民がそれぞれに考える地域全体の問題なんだというふうに考えております。

今この「ちえのわ」地縁、血縁と日本では申しますが、地元で集まったご縁で、何かの偶然で、何かのイベントで、何かの運動で一緒した人たちで、一つの輪になって地域の問題を解決していこうというNPO法人を起こしているところでございます。

時間短いですが、ご静聴ありがとうございました。以上で報告を終わります。

Community Activities of Lian Bunkyo

Tetsuya Yamauchi
Director, Lian Bunkyo

Bunkyo General Facility

Bunkyo-ku is a locality in Central Tokyo, Japan. The resident population is under 200,000, with a daytime workforce of 800,000. Lian Bunkyo started operations in Bunkyo-ku in April 2015 and is currently operated by the social welfare corporation Musashinokai. Lian Bunkyo is a comprehensive welfare facility for the general population, disabled, elderly, and children. The cases reported here are examples of Lian Bunkyo's efforts to enable harmonious coexistence within the local community.

The Great East Japan Earthquake of 2011 taught us that mutual help and solidarity among people are important in a community. We applied these lessons to the management of Lian Bunkyo. As a local welfare center, we have developed various community activities based on the mission of "connecting people to people and people to society to realize a bonded society," focusing on eight keywords: encounter, exchange, support each other, education, place, symbiosis, communication, and participation.

In 2016 the Social Welfare Law, a basic welfare law, was revised requiring welfare facilities operated by social welfare corporations to implement projects that contribute to the community and actively promote community development initiatives, besides the welfare services they provide. A total of 27 community contribution activities, both large and small, were implemented by Lian Bunkyo.

However, various lifestyle restrictions owing to the Corona pandemic made it impossible for people to attend and receive social services. In addition, the 27 community service activities were reduced in scope or discontinued. Lian Bunkyo's services were unable to reach the community, and existing welfare facility services found it difficult to respond adequately to the problems of weak community ties and isolation. Institutionalized welfare services are limited to a certain method and target population, making it difficult to reach those who are between the systems and have difficulties in their lives.

Although Lian Bunkyo performs various specialized welfare functions, we realized that the project system was vertically divided and could not respond to the individual needs of residents that arose from the coronavirus disaster. Therefore, we planned to establish a place outside the Lian Bunkyo building that would enable collaboration with residents and build a place for coordination between public welfare services and private entities.

Discussions with local welfare organizations, educational institutions, judicial associations, disabled persons, parent associations, and neighbourhood associations highlighted numerous life issues including poverty, withdrawal, childcare anxiety, dementia care, employment of disabled persons, and a lack of manpower for festivals. Even though there were only a small number of people, they had diverse difficulties in their lives; difficulties existed not only among people with disabilities but also among all generations. The root of such difficulties in living is hidden and difficult to observe, but we were able to identify the circumstances that lead to such difficulties in living. During the discussions, we asked the participants about the kinds of connections they required. As a result, 11 connection elements were identified. These were the ability to participate as an individual, the ability to do what one wants to do, dinners, not being rushed, close friends, opportunities to sell, opportunities to work,

opportunities to create, opportunities to meet people, neighbours with whom one could walk and shop, opportunities to experience history, and minor distractions from daily life. We also found that there is a tendency to avoid welfare services out of fear of being criticized by society for receiving welfare services.

Taking this into consideration, we thought it necessary to create a place where people could connect in a natural and relaxed manner, in the community where they lived, by chance or otherwise. We decided to create a place in the community where everyone could enjoy themselves, without any discrimination due to disease, disability, or personal history.

Currently, we are in the process of opening a nonprofit organization called Chienowa. The management of Chienowa will be transferred from Lian Bunkyo to residents, and Lian Bunkyo, with their social- work experience and expertise, will provide support for the management of Chienowa from the sidelines. Furthermore, the organization is making efforts to have every user of Lian Bunkyo become a social resource and to have every one of them become resident who can solve problems in their community with their initiative.

We believe that it is vital to shift from a relationship of providers and receivers of welfare services to one in which both are providers and receivers, as we face a serious labour shortage due to the rapidly aging society and declining birthrate. In particular, we recognize the importance of the proactive participation of people with disabilities in the development of a symbiotic society at the regional level. Therefore, promoting opportunities for people with disabilities to participate in society is of utmost importance.

One of Lian Bunkyo's goals is to nurture and enable community leaders who will contribute to the community. A unique feature of Lian Bunkyo is that it is a complex facility. This means that people of various generations and those with disabilities can experience activity programs in the same building, enabling multigenerational interactions naturally. People participate in attractive programs that interest them and use their acquired knowledge and skills. They can use their skills to interact with diverse people and increase their number of friends and acquaintances.

These interactions and experiences can motivate one to contribute to the community. Through the various programs offered by Lian Bunkyo, we believe that we can promote the development of symbiotic community relations from the convergence of peoples' interests, Lian Bunkyo's activity programs, multigenerational exchange, and social participation.

On the other hand, Chienowa is a place where people with various difficulties in life can feel safe. The organization believes that it has a role to play as a receiver that provides. We aim to work hand-in-hand with those who provide as well as those who receive in this region. Currently, Chienowa has established three activity centers within a 500-meter radius of Lian Bunkyo: Place Suido 1, Place Suido 2, and Tweedia. These centers are engaged in community coexistence

planning centred on five activities: beekeeping, art for the disabled, volunteer activities by disabled people, information dissemination, and community events. The company is working with residents to promote harmonious coexistence of the community members. We believe that these five activities will help connect residents and people with disabilities in a natural and relaxed manner.

Though many issues remain, we hope that Lian Bunkyo's efforts will contribute to the creation of a community with regional symbiosis.

リアン文京の地域活動

リアンdeつながるプロジェクト



社会福祉法人武蔵野会 総合施設長山内哲也

4階 文京福祉センター江戸川橋 (地域福祉連携施設)
指定管理者: 社会福祉法人 武蔵野会
地域福祉の振興を目的に、視察教室、地域活動室A・B・C、料理教室、多目的室の貸出しを行います。
また、老人福祉センターの学習室、トレーニングルームは、後継の貸出しを行います。
利用時間: 午前9時から午後9時30分まで
休 日: 年末年始 電話: 03-5940-2901
ホームページ: <http://care-net.biz/13/ien/>

1-3階 障害者支援施設 リアン文京
運営: 社会福祉法人 武蔵野会
障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう各種障害者サービスを行います。
●短期入所・日中短期入所【3階】 短期入所ユニット企画
対象: 知的障害者及び身体障害者等
内容: 短期間の入所による生活支援
●軽度障害者入浴【3階】
対象: 軽度の障害や老衰等のため公衆浴場の利用が困難な方
内容: 定期的に浴場の提供
●施設入所支援【2-3階】 生活ユニット・絆・結・智
対象: 知的障害者及び身体障害者等
内容: 福祉施設において夜間や休日の生活支援
●地域生活支援センター1型【2階】
対象: 障害者(児)及び医療的ケア児
内容: 創作活動、各種機能訓練、余暇支援、社会体験(医療的ケア児)、地域交流の促進及び福祉講座など
●生活介護【1-2階】
対象: 知的障害者及び身体障害者
内容: 日常生活の身体介助サービスや機能訓練、創作活動など
●就労継続支援【A型・B型】【1階】
対象: 一般企業等への雇用の困難な障害者
内容: 働く場及び生産活動の機会の提供など
電話: 03-5940-2822
ホームページ: <http://www.team-rien.com>

福祉避難所
地震等による災害が発生し、家屋の倒壊・流失等により避難が必要となった際に、一般の避難所では生活が困難な障害者の方が安全に生活できるよう、福祉避難所を指定・運営します。

各階平面図 地上4階・地下1階 延べ床面積 8022.81㎡

4階 文京福祉センター江戸川橋
3階 子どもショートステイ・障害者支援施設 リアン文京
2階 障害者支援施設 リアン文京
1階 障害者基幹相談支援センター・障害者支援施設 リアン文京
地下1階 機械室・倉庫

4階 文京福祉センター江戸川橋 (老人福祉センター)
指定管理者: 社会福祉法人 武蔵野会
区内に住所を有する60歳以上の方を対象に、介護予防、健康相談、入浴サービス等の各事業を行います。
また、高齢者の交流の場として、学習室、トレーニングルームの貸出しを行います。
利用時間: 午前9時から午後5時まで
休 日: 年末年始 電話: 03-5940-2901
ホームページ: <http://care-net.biz/13/ien/>

3階 子育てひろば江戸川橋
運営委託: 社会福祉法人 武蔵野会
保護者と就学前の乳幼児が、一緒に安心して遊びながら、他の親子との情報交換や交流が図れる場です。
専門指導員が常駐勤務していますので、「子育て」についてお気軽にご相談ください。
利用時間: 午前10時から午後4時まで
要 期 (7月1日～8月31日) は午後5時まで
休 日: 祝日・年末年始 電話: 03-5940-2909

3階 子どもショートステイ・トワイライトステイ
運営委託: 社会福祉法人 武蔵野会
満2歳から小学6年生までの子どもを対象に、保護者が仕事・病気等の理由により一時的に子どもを自宅で保育することが困難になった場合に、宿舎を伴った短期から、1週間の日中帯の一泊のみを行います。
子育て支援課 電話: 03-5803-1256

3階 障害児通所支援 放課後等デイサービスびおら
運営: 社会福祉法人 武蔵野会
対象: 知的障害及び身体障害者等の就学後の18歳未満
内容: 日常生活上の支援やレクリエーションなどの遊場所づくり
リアン文京 電話: 03-5940-2822

1階 障害者基幹相談支援センター
運営委託: 厚生労働省・文京区の会共同事業体
知的障害・発達障害・精神障害・高齢などの障害のある方に、社会福祉士等の専門相談員が相談支援や障害福祉サービスの利用支援等の総合相談を行い、地域における相談支援活動の拠点としての役割を担います。
利用時間: 午前9時から午後6時まで (土曜日は午後5時まで)
休 日: 日曜日・祝日・年末年始 電話: 03-5940-2903
FAX: 03-5940-2904

リアン文京 都市型複合施設の地域プラスONE

既存サービス

- 文京福祉センター 江戸川橋 (シニア・地域振興施設)
- 子育てひろば江戸川橋 (子育て世代)
- 障害者支援施設 リアン文京 (障害者)
(入所・通所・短期入所による福祉サービス)
- 就労支援施設 ワークプレイスぶんぶん (障害者)
- 放課後等デイサービス びおら (就学障害児)
- 地域生活支援センター マイポジション (軽度障害者)



社会貢献活動

都市型複合施設の機能を生かした全世代型の地域活動

武蔵野会の地域プラスONEから共生社会のまちづくりへ寄与

<p>「集う 出会う」 人を惹きつける、魅力ある施設、「マグネット化」を目指す ・交流イベント ・ネットワーク参画</p>	<p>「共に生きる」 ・障がい者の社会参加促進 ・LGBTやHIV/AIDSへの理解と啓発 ・制度の狭間にいる人への支援</p>	<p>「ふれあい・交流する」 多世代交流 ・多世代型の交流 ・障害者同士の交流 ・インクルーティブ的活動</p>
<p>「支え合う」 共生社会の町づくり ・食糧支援 ・被災地支援 ・まちづくりネットワーク ・伴走型支援への参加</p>	<p>チームリアン チームえみふる ミッション ～絆社会の実現～</p>	<p>「育む・共育」 福祉の教育の推進 ・学習支援・子ども福祉講座 ・生涯教育（シニア・障害） ・実習生・ボランティア育成 ・各種講座・講習会</p>
<p>「安心の居場所づくり」 居場所・たまり場の安心基地 ・レスパイト ・一時預かり ・緊急避難としての居場所づくり ・癒しや安心の場づくり</p>	<p>「聞く・伝える」 福祉の発信 ・SNS等の活動・新メディア開発 ・障がい者アートの発信 ・当事者の語りの場づくり</p>	<p>「参加と活動」 参加と活動の場づくり ・町会活動、地域イベントの参加 ・シニア、障害者作品預託販売 ・障がい者の社会参加促進⁴</p>

ポッチャ大会



交流する



カフェコンサート

もちつき大会
多世代交流



盆踊り 共生



将棋大会
交流

5

文京総合福祉センター祭り
センターまつり



福祉センター祭り

集う
出会う



こどもまつり

ボランティア
のつどい



アートギャラリー

6



あなたのまちへ ムダゼロキッチン

地域イベント販売会



障害者の日の集い

クレエ・デ・リアン

参加する



絵手紙クラブ



仏像講座 元気で
生き生き教室



育む・共育



子育て
救急講座

各種講座

<p>フクシを知ろう！ 介護福祉士（3月・5月）</p> <p>日時：9月2日（土）10:00-12:00 9月9日（土）10:00-12:00 9月16日（土）10:00-12:00</p> <p>会場：福祉センター（3階）</p> <p>講師：福祉センター職員</p>	<p>高齢者施設 ボランティア講座</p> <p>日時：9月2日（土）9:00-15:30 9月9日（土）9:00-16:15 9月16日（土）9:00-16:15</p> <p>会場：福祉センター（3階）</p> <p>講師：福祉センター職員</p>
--	--

なごやかクラブ
（単身高齢者）



縁が和 子育て支
援・多世代



居場所



あゆみクラブ
地域障がい者との
友達活動（在宅）



リアン食堂
フードドライブに
よる共生型食堂



「地域における公益的な取組」の責務化

社会福祉法改正第24条第2項

- ・ 障がい者、全世代の人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現
- ・ 住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくり



社会福祉法人・事業所のハード・ソフトの資源を地域社会の資産にしてい

公的優遇に見合う創意工夫

「過剰な内部留保（利益剰余金）が蓄えられている」という批判

- (1) 公益性・非営利性の徹底
- (2) 国民に対する説明責任
- (3) 地域社会への貢献

地域において。少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスの充実

11

持続可能な地域づくりに寄与する

- ・ 個人や地域の「必要」から出発する
- ・ 地域のセーフティネット
- ・ 地域を支える責務
- ・ 制度の枠にとらわれない自由度
- ・ 多様な地域の主体と協働する
- ・ 社会資源の開発を考える

持続可能な社会

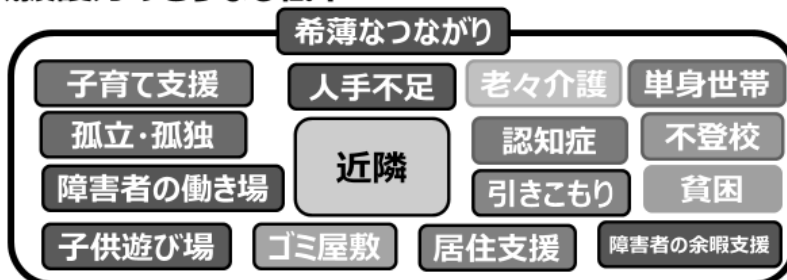
共生社会の実現

障がいの枠を超えて 当事者参加によるまちづくり

12

地域課題

- 対象者とサービスの範囲が限定される福祉サービスの限界
- 制度の狭間に取り残される少数の人
- 福祉ニーズの多様化 生きにくさの境界線があいまい
- コロナ禍で浮上した地域のつながりの希薄さ 孤立・孤独
- 地域援護力のさらなる低下



13

生きにくさの根っこ

- ・ 根っこは隠れていて見えづらい 自分の根に気づくきっかけ
- ・ 引っこ抜くのではなく 根っこの養生 (安全感覚・自己決定)
- ・ つながりをもつこと 養分は人間関係の中で紡がれる言葉
- ・ 孤立・孤独 役割・出番・今日行く処(場・目的)
- ・ いきにくさの連鎖 地域のネットワーク 見守りと支え合い (つながる つなげる つながりを広げる)

※ あきらめず つまづいても 理解と共感で伴走しつづける

14

リアンdeつながるプロジェクト

リアン文京の枠組みを超えて地域課題を解決するしくみ

(活動主体を住民に転換)

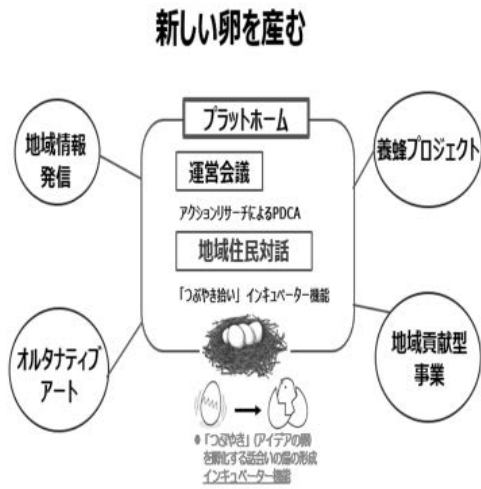
地域住民との対話



多種多様なコンテンツベースでつながるコミュニティづくり

15

プラットフォームの11の機能



- ① 「おひとり」 でつながる場
 - ・ひとりで気兼ねなく利用できる空間
- ② 「やりたい」 でつながる場
 - ・各施設で対応できない個別のニーズに対応
 - ・やりたいことを実現
- ③ 「食」 でつながる場
 - ・カフェ（飲食）でつながりが生まれていく場に
 - ・地域共生食堂 子ども食堂
- ④ 「ゆるやか」 につながる場
 - ・入ったり、出たりということが自由にでき、利用することができる場
 - ・既存の障害福祉サービスの補完を行う

16

- ⑤ 「売る」 でつながる場
 - ・蜂蜜、製菓、自主制作品等の販売
- ⑥ 「はたらく」 でつながる場
 - ・15分という短い時間単位での就労可能
 - ・障害者の就労支援
 - ・重度の障害者も支援者と一緒に
 - ・失敗を許容してくれる空間
- ⑦ 「出会う」 でつながる場
 - ・カフェを利用する方（従業員・顧客・協力者など）が顔なじみの関係となってつながりをもつ
- ⑧ 「つくる」 でつながる場
 - ・「道の駅方式」で預託販売を実施
- ⑨ 「生活動線」 でつながる場
 - ・散歩、買い物、仕事、通学など、日常生活の動線上にある強みを発揮
 - ・普段のくらしの中で、自然につながることでできる場所
- ⑩ 「伝統・歴史」 でつながる場
 - ・歴史のあるまち「文の京」の特色を生かし、日頃から伝統に触れる機会を
 - ・自然に歴史に触れ、この街で暮らす豊かさを
- ⑪ 「愉しみ」 でつながる場
 - ・やりたいこと、得意なことができる場所
 - ・愉しみでつながる仲間づくり

17

まちなかの居場所 安全感覚の場

話 しやすい
「何を言っても大丈夫」

支 え合い
「おたがい様」

愉 しむ
「愉快・時間を忘れる」

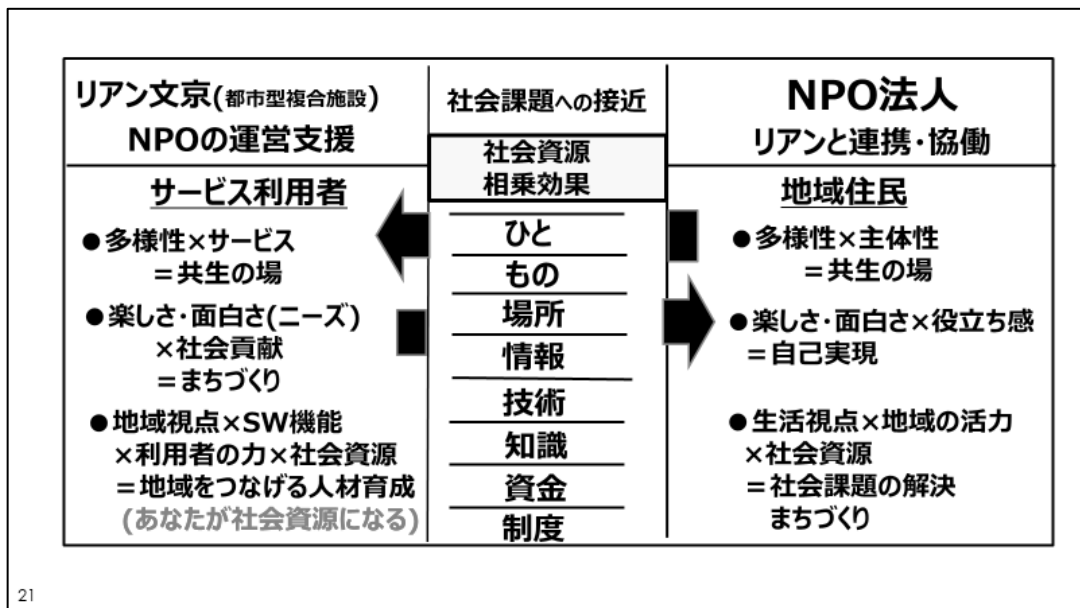
挑 戦できる
「とりあえずやってみる
失敗が許される」

絆 が生まれる
「帰属感・居場所感」


包 摂する
「ごちゃませ」 新奇歓迎
疾病・障害・経歴等で区別しない」

緩やかにつながる 押し上げるでも 引っ張るでもなく 寄り添い 伴走する

18



地域には障害のある人、ない人、こどもからシニアまで様々な方が暮らしています。これらの方がごちゃまぜに区別なく、一住民として地域のご縁でつながって、みんなで知恵を出し合い、このまちに居てよかったと思えるコミュニティづくり

<p>01 アート部</p> <p>誰もがいつでも気軽に、自由な発想でアートを愉しむ活動の場づくりの実現。アーティストの誕生を支援</p>	<p>02 養蜂部</p> <p>養蜂を通して誰もが輝く「場」を作り、養蜂・商品化・販売までを行う第6次産業化を実現</p>	<p>【パートナーシップ】</p> <p>武蔵野会 文京総合福祉センター リアン文京</p>
<p>05</p> <p>地域メディア部</p> <p>文京区内の魅力を発見し、情報発信。広報誌、WEB、SNSなどの情報発信を通して、わが街文京の素晴らしさを伝えます。</p>	<p>【プラットホーム】</p> <p>地域の生活課題をそれぞれの立場や自分たちの「強み」を生かして連帯して解決にあたる協働の場として</p> <p>PLACE SUIDO 1・2</p> <p>地域の人たちが様々な興味・関心によって集い・交流する場として地域に開放</p>	<p>03 イベント部</p> <p>イベント運営を通して、障害の垣根なく、多世代間交流を行い、子育て支援を実施</p>
	<p>04 ボランティア部</p> <p>知的障害者のメンバーで組織するボランティアチーム</p>	<p>06 Café Tweedia</p> <p>コミュニティカフェ 障害者等の就労の機会 リワークの活用 地域交流・多世代間交流</p> 

養蜂部


地域のつながりから生まれた養蜂プロジェクトは、はちみつの6次産業化をめざしています

養蜂活動を通じてまちづくりに貢献する

6次産業化とは？

生産物の価値を上げるため、農林漁業者(1次産業)が、生産だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、それによって産業を活性化しようとするものです。

私たちは、地域の方と一体となり、はちみつ(生産)だけでなく、瓶詰、パッケージ作り(2次産業)、流通・販売(3次産業)にも取り組み、障がいのある方の就労や社会参加の機会を創出しながら、地域の活性化に貢献していきます。



①養蜂

ミツバチの巣箱を作り、住みやすい環境を整え、健康を管理します。病気や害虫から守り、エサが足りない時は補助します。

②採蜜

巣箱からはちみつを取り出し、ろ過します。

③瓶詰・パッケージ作り

はちみつを瓶に入れて、タグなどを付けます。

④販売

はちみつを販売します。

⑤絆社会の実現
自然環境・生物多様性の維持

地域住民 シニア こども 障害者
教育機関 商店街 福祉施設

「障害者アート」



24

地域メディア部

文京人 (ぶんきょうじん)

3



コンセプト:

文京区の人と地域をつなぐミドルシニア向け情報誌

編集方針:

文京区にお住まいの方の魅力ある生き方や地域での活動などを紹介する その魅力的な生き方に共感する地域の仲間の輪を広げていく

誌名の由来:

「文京区を愛する人」さらにはこれから「文京区を愛してくれる」方々に向けた情報誌で文京区の人と地域を繋げたいという思いを込めて

地域のシニアの方に雑誌編集講座を受講してもらい、そのスキルを地域に活用してもらっている

発行部数: 30000部を目指す

25

ボランティア部

障害者の地域貢献活動

4

当事者×地域
～地域交流イベント～



アクセス

■ PLACE SUIDO-1
(プレイス水道1)
【所在地】
〒112-0005
東京都文京区水道2丁目5-11



■ PLACE SUIDO-2
(プレイス水道2)
【所在地】
〒112-0005
東京都文京区水道2丁目10-18



活動風景



PLACE SUIDO
ホームページ



※ PLACE SUIDOの活動については
ホームページ(<https://place-suido.jimdosite.com/>)をご覧ください。

NPO法人

地縁の輪 (ちえのわ)



特定非営利活動法人 地縁の輪 (ちえのわ)
設立準備室
〒112-0006 東京都文京区小日向2-16-15
リアン文京内

連絡先 03-5940-2822

リアン文京 地縁の輪(ちえのわ)係

営業時間 9:00~17:00 (平日のみ)

27

ご挨拶

近所に
ほしいものは
何ですか？



あなたの声を
聞かせて
ください！

この街に暮らす人、学ぶ人、働く人、遊ぶ人みんながこの街の住人です。その人々がまちなかの居場所でお話を通して心をつなぎ、つながりを作り、優しくあたたかく支えあい暮らしやすい街となるような、そんな居場所があったらいいなと思いこの活動を始めました。人々が地元のご縁でつながって、居心地の良い、ふるさと我が街をいっしょに創っていきましょう。

活動紹介

「文の京にあつたらいいな」をいっしょに創りましょう！
誰でもふらっと立ち寄って、ほっとできる、まちなかの居場所を



プラットフォームであるPLACE SUIDO（プレイス水道）を主たる拠点とし、現在はアート・音楽・イベント・ボランティア・地産メディアの5つの活動を行っています。

応援のカタチ

ご支援いただける団体様・個人様を募集しております
活動にご賛同下さる方のご支援を心よりお待ちしております

知る まずは当団体のホームページを見て下さい。私たちの活動に、ご興味を持っていただければ、とても嬉しいです。

訪れる 様々なワークショップやイベントを行っています。ぜひのぞきにきてみて下さい。開催日時おしりべりだけでも大歓迎です。

広める 私たちの活動をぜひ広めて下さい。誰かと繋がりたい方、地元をより良く愛していきたい方に、私たちの存在を知ってほしいです。

働く 活動のサポートを希望しているボランティアを募集しています。ワークショップやイベントの運営など、私たちと一緒にやりませんか？

寄付する 書籍・アート・イベント開催、居場所づくりなどの活動には資金が必要です。ご寄付はこの活動の推進のために使わせていただきます。

参加する ぜひ活動にご賛同いただき、賛助会員になってください。一緒に居心地のよいまちづくりを目標し、地域の輪をのびのびに広げましょう。

賛助会員・寄付のお申込み方法

- 賛助会員
年会費：個人会員 1,000円
- 寄付
随時受付しております
- お申し込み方法
①ホームページより申込書をダウンロードし、ご記入ください。
※書式は事務局にもございます。お電話にてお問い合わせください。
②申込書をメールまたはご郵送ください。
③書面の確認後、振込先をご連絡いたします。
※領収書が必要な場合はお申し出ください。
- お申し込み先
特定非営利活動法人
地縁の輪（ちのわ）
設立準備室
〒112-0006
東京都文京区小日向2-16-15
リアン文京内
TEL: 03-5940-2822
リアン文京ちのわ係



3.6 異言語 Lab.の活動

菊永 ふみ(Fumi Kikunaga)

一般社団法人異言語 Lab.代表理事

皆さんこんにちは。日本からやってきました、一般社団法人異言語 Lab. の代表理事の菊永ふみと申します。よろしくお願いいたします。

皆さま、大きな拍手をありがとうございます。

今まで登壇された皆様は福祉・支援の文脈でご説明をされておりましたが、私たち異言語 Lab. の活動は「支援」というよりも、「ビジネス」でのアプローチであることをまずお伝えします。



私は生まれつきのろう者で、仕事はコンテンツを作ることです。

異言語 Lab. は手話を第1言語にしたチームの集まりです。ろう者難聴者の方が多く、聴者(聞こえる人)が少ないという構成になっております。

私たちは「聞こえない」=「できない」、「駄目だ」ではなく、シンプルに「音声言語を話す」、「視覚言語を話す」つまりは「異なる」ということをお伝えしたいと思います。

異言語 Lab. のミッションは、「異(ことなる)を楽しむ世界をつくる」です。

異言語 Lab. の主な事業は3つあります。異言語脱出ゲーム、手話を使ったイマーシブシアター、手話を使ったグッズやゲームグッズの製作・販売です。「支援を受ける」形ではなくて、シンプルに私たち自身の強み、それは手話やろう者の文化、つまりは目で世界を捉える私たちにしか作れないものをコンテンツやグッズにして創り出し、ビジネスにしております。コンテンツを作って提供する、それに対しての利益を得る、利益からチームメンバーに妥当な報酬を支払うというビジネス構造です。

異言語 Lab. の最も主たる活動に、異言語脱出ゲームがあります。皆さまの中で、謎解きゲームを知っている方はいらっしゃいますでしょうか。脱出ゲームなどやったことがある方いらっしゃいますか。異言語脱出ゲームとは何か、ぜひ映像をご覧くださいというと思います。

これは2019年にNHKという日本の番組で放送された映像です。聴者の若者は芸能人2人とろうの若者2人、合わせて4人で閉じ込められた館からコミュニケーションをメインにした謎を解きながら脱出をするというものです。

—NHK「異言語脱出ゲーム ONTV」のワンシーンを視聴—

六角形の館に四人が閉じ込められている。さらに館の中はそれぞれ壁で仕切られ、一人ずつ部屋にいる。中央には柱があり、腕が一本入るくらいの穴が4つあり、それぞれの部屋が見えるという状況。

この方は聴者ですね。みんなと話をしたいんだけど、壁に遮られて近づけません。中央の柱にはみんなと繋がる穴があります。

で、声を出して、男性を呼んでいるのですが、その男性はろう者なので気付いてないですよ。また別の聴者の女性に声をかけ、彼女は声で気付くんです。ろうの男性はたまたま穴があること、そこに二人が集まっていることに気づき、3人は穴から顔を合わせられる状況になりました。

最後にろう者の女性が、なかなか気付かなくてですね、手で大きく振っても後ろを見ていて、気付かないという状況ですね。

3人は手を振って、ずっと一生懸命呼んでいますよね。しかし、後ろを見ているので、反応はありません。彼女は一人でうーんと考えています。

それではどうすれば良かったのでしょうか。ろう者の男性が咄嗟に閃いたアイデアを出します。自分の手持ちのハンカチを彼女の部屋に投げることによって気付いてもらうという方法です。それでやっとお互いの目線を合わせることができました。そこからコミュニケーションを取って行って、鍵を開けるために謎をクリアしていきました。

異言語脱出ゲームは謎を解き、ミッションをクリアするために異なる言語を持つ者同士がコミュニケーションを取らなければいけない。聴者とろう者という、言語が異なる人が出会い、試行錯誤しながらコミュニケーションを取っていく。コミュニケーションを取り合って情報を交換することで謎が解けます。どんどん新しい謎を解き進めていくことでミッションをクリアしていくゲームです。

こちらは最後のミッションに挑戦している様子です。最終的には、手話ができない方も、ゲームの中で覚えた手話を使いながらコミュニケーションが取れるようになっていくんですね。最後にとある合言葉を手話で伝えて、館から無事に脱出することができました。ミッションクリアです。そんなゲームです。

異言語 Lab. を設立したきっかけですが、私は生まれつきのろう者であることから、二つの世界を行き来したことから始まっています。両親、兄は聴者でして私だけがろう者です。小学校も通常の聴者の学校に通っていました。中学・高校はろう学校に入りました。大学は聴者が通う大学に入ります。その後、今度はろうの児童がいる施設の職員になる、というように、聴者の世界とろう者の世界を行き来する人生でした。

当然ながら、聴者に囲まれて、私だけろう者なので、なかなかコミュニケーションが取れず、とても苦しかったです。言いたいことも言えずに、分かりたいのに分からない状況に苦しむことが何度もありました。これは、人間が誰しも持つ欲求でして、「あなたに伝えたい」、「あなたのことを分かりたい」という思いが自然と積み重なっていました。

また言語の違いからろう者の世界と聴者の世界という、2つの世界に分断されるということが起こります。結果的に社会はやはり聴者が圧倒的に多くマジョリティ側、ろう者がマイノリティ側となっています。ろう者はマジョリティの聴者にどうしても見下されてしまうという社会の課題があります。

聴者とろう者が対等な関係にしていくためにはどうすればいいのか、をずっと考えてきました。その時にたまたま謎解き脱出ゲームが大好きだったので、当時、働いていた施設の、ろう・難聴の子どもたちと聴者の大人たちとの交流会で担当になった時に、謎解きゲームを作ってや

ってみました。それが結果的によくて、そこにいた人からの後押しを受けて、異言語脱出ゲームが生まれました。とある会社の研修の一環で異言語脱出ゲームを 2015 年から 7 回ほど開催いたしました。

2018 年に一般社団法人異言語 Lab. を設立しました。それから自主公演、企業とのコラボなど多数の公演を行いました。NHK さんと「謎解きドラマ L の招待状」というドラマの放映も行いました。コロナ禍の間にはオンラインの架空空間 Zoom を使って、手話を知らない聴者がろう者の役者に手話や身振り、物を持ってくる、絵に描くなどしてコミュニケーションを取って、お化けを退治するというゲームも開催しました。

全国各地で、たとえば、北海道から九州・沖縄まで「異言語空間への招待状」という名の公演を行っております。

これは「うしなわれたころさがし」という公演なのですが、私の中で究極に面白いなと自負しています。映像があるのでご覧ください。

— 「うしなわれたころさがし」のダイジェストムービーを視聴 —

南の島、そこは視覚言語で話される島なのですが、その島に記憶と感情を失う奇病が発生します。その危機を救うために参加者は上陸し、原因を解明し、解決に導くというミッションです。黄色い服を着ている人が、ろう者のアテンド (ガイド) です。お客さまは皆さん聴者です。ろう者のアテンドと一緒にコミュニケーションを取りながら謎を解いてもらっています。一生懸命手話で伝えないと、ミッションをクリアできません。

今まで 5 年間で 17 つの作品を作ってきました。そして 52 公演行いました。参加者は通常の謎解きゲームを含めると 3 万人を超えました。これらの作品の全てが、ろう者、また難聴者が中心となって制作しております。企画から制作、脚本、デザイン、映像制作、表現、パフォーマンス、運営全てを、ろう者、難聴者で行っております。会議は、ろう者難聴者が中心に手話で議論が行われています。なお、聴者はこの会議の場にはおりません。

とある印象的なエピソードを紹介します。ろう者の若い新人のスタッフが、あることを言ったのです。「コロナ禍になってマスクが当たり前になった。聞こえないので何を言っているかわからない、口元が見えないので何を言っているのかわからない。お客さまと話すことはできない」という切実な悩みでした。

この時に私は「聞こえないからできないではなく、シンプルにやり方が異なるだけだ」と伝えました。ゲームマーケットでの映像を見ていただきます。

— ゲームマーケットでの接客の映像 —

異言語 Lab. のブースでろう者のスタッフが聴者のお客様にゲームの遊び方を説明している映像

こちらはろう者のスタッフです。声を使わずに、身振りや指さしやスマートフォンなどを使ってゲームの説明をしています。つまり、異言語 Lab. の活動というのは「ろう者と聴者の出会う場を創る」ということです。そこで出会った時に聴者は、ろう者のやり方を見て、体験をして学ぶ、つまりは顔を見て話す、筆談をする、手話を使う、身振りで伝えるなどのろう者なら

ではのやり方があるということを学んでいくのです。

このように企画、制作、表現など、全てろう者・難聴者が行っておりまして、聴者はどんなに能力があるとしても、異言語 Lab. では遠慮していただくことを事前にお伝えしています。もちろん、音響、通訳、日本語翻訳など聴者の力が必要な場面はお願いしていますが、基本的に全てろう者、難聴者自身で進めることを大事にしています。

このような場だと、皆さん、やっぱり自分で異なる人とコミュニケーションを取って、制作・運営する力が育つということですね。そしてこれらは支援の文脈ではなく、ビジネスとしてやっています。つまり参加者に日本のお金でいいますと 6,000 円のチケット代を払っていただいて、ゲームに参加していただく。通常の謎解きゲームの相場は 3,000 円～4,000 円なのですが、それよりもちょっと高い金額を払っていただいております。その金額をもらっている以上、私たちは質の高いコンテンツを提供しなければならない。事前に研修も行っております。その結果、SNS やアンケートや口コミなどで、参加者の反応が自分たちに返って来ます。いい評価もあれば、悪い評価ももちろんあります。それらが全て自分たちの責任として戻ってくる。さらにその声を元に改善していく。

これはまさにろう者・難聴者である自分自身が社会を切り開きながら、自身を肯定していくという意味なのです。異言語 Lab. の活動はろう者・難聴者である私たちが自ら耕し、本来こうありたい姿で社会と繋がっていくことで、自分自身を肯定的に受け止めていく過程そのものです。その結果、社会は変わることを肌で感じられ、それが私たちの自信につながるということです。

異言語 Lab. の未来についてお話しします。アメリカの SXSWEDU2023 に登壇し、ゲームをやりました。

—SXSWEDU2023 での異言語脱出ゲームの映像—

世界中の人たち 100 名ほどが会場いっぱい集まり、ゲームを通して得られた情報を整理し、最後のアクションをして、盛り上がる映像

こちらはゲームの最後、ミッションクリアをする瞬間ですね。皆さん外国人で聴者です。日本にいるろう者とオンラインで繋がり、視覚言語でコミュニケーションを取りながら、謎を解き、無事に成功しました。

実は今日、済州島に来たのは 2 回目なんです。今年の 7 月に同じく韓国の済州島で世界ろう者会議が行われました。その時に異言語 Lab. としてブースを開きまして、ゲームをやりました。異言語 Lab. からろう者のキャストが 1 名、ろう者の海外の方が 4 名参加しまして、手話でコミュニケーションを取りながら、謎を解いています。大変熱狂しています。

私の目標は、2026 年までに世界中に異言語脱出ゲームを広めていきたいと考えています。韓国や中国の方々と皆さん一緒に何かできればいいなというふうに思っています。ぜひお繋ぎいただければ嬉しいです。

発表を終わりにします。ありがとうございました。

Summary

Fumi Kikunaga
President of IGENGO Lab

IGENGO Lab. is a Deaf group that offers society experience-based entertainment. Our mission is to “create a world where being different can be enjoyed”. Our main businesses include “Interlingual Escape game”, Immersive Theater, and goods production and sales.

The purpose of the “Interlingual Escape Game” is for both deaf and hearing participants to cooperate to solve the many mysteries that include the features of sign language and spoken language. By experiencing the game, people from different languages and cultures can interact and the participants can think more deeply about the true nature of communication.

This can lead to the development of people with a deeper understanding of diversity and people with the ability to apply their experience for more accessible communication in society.

Fumi Kikunaga, a developer of “Interlingual Escape Game”, has spent her life often moving back and forth between the world of hearing people and the world of deaf people. In such a world where the overwhelming majority of people are listeners, she has experienced the frustration of not being able to understand what is being said, or being unable to say what wants to be said. It is out of a simple desire to communicate with you and to understand you.

At the same time, I felt that there are two worlds: the world of the spoken language of the hearing and the world of the visual language of the deaf. Since she was a student, she has been thinking about how Deaf people and hearing people can face each other on equal terms.

In 2015, Fumi Kikunaga developed an “Interlingual Escape Game” that incorporated sign language, written texts, and gestures in the mystery-solving game.

The program was incorporated into corporate training held approximately seven times, and was well received.

In 2018, Fumi Kikunaga established the General Incorporated Association IGENGO Lab. Since 2018, IGENGO Lab. has worked with many different organizations (both public and private) to spread to society the beauty and attraction of Japanese Sign Language. With NHK, Japan Broadcasting Corporation, we were able to create a TV program.

One of our representative works is “Ushinawareta Kokoro Sagashi: A Quest for the lost memory”.

This Interlingual Escape Games’ story starts with the researcher (participants) being sent to an island to save the island from a strange illness that takes away the emotions and memories of the people. On the island, people use visual language for communication. The participants must gather information by communicating with the people on the island using the “island sign language”. The time limit is one hour for the participants to solve the mystery and save the island.

Through this game, the participants can look more deeply into the language that the deaf use and by interacting with the deaf, they can create a common image that will be the clue to solving the game. By putting the participants in an unknown world of sign language, the participants can experience many

emotions such as not being able to communicate well, the feeling of joy when they were able to communicate and the feeling of uncertainty in a world that they are not familiar with.

To date, IGENGO Lab. has produced 17 works and held approximately 52 performances, which have been experienced by 30,000 people. The production, including the planning, composition, script, mystery production, design, video production, sign language expression, direction, performance, and management, was created mainly by deaf and hard-of-hearing people. These works can only be created by those who use sign language daily and perceive the world visually.

Deaf and hearing impaired people discuss with their peers who speak the same language and create ideas by themselves. It's not about whether you can do it or not, or whether it's fast or slow. It's simply a different language, a different way of doing things, and a different culture. When dealing with hearing people at Interlingual Escape Games or selling goods, the deaf people themselves do not rely on hearing staff to deal with them. We communicate through written communication, gestures, and pointing.

As a result, it is important for the IGENGO Lab. to feel that the content itself, the culture of deaf and hearing-impaired people, is valued by society. This will lead to our empowerment. In this way, we are confident that cultivating the subject matter independently in an environment where psychological safety is guaranteed, will lead to self-transformation and change in society. In other words, the activities of the IGENGO Lab. are the process by which we, as deaf and hard-of-hearing people, accept ourselves positively and stand up for ourselves.

So far, IGENGO Lab. has provided a prototype of an "Interlingual Escape Game" at SXSWEDU2023 held in Austin, USA, and the World Conference on the Deaf held in Jeju Island, South Korea. Participants were taken into a whirlwind of enthusiasm. Our goal is to expand to all parts of the world by 2026.

Interlingual Escape Game is a unique game that can change something "unknown" to something "familiar". We are currently developing an inter-lingual escape game that can be enjoyed by people from all over the world. We believe that our work can help to accelerate the global understanding of a diverse society.



IGENGO Lab.

あなたに伝えたい、あなたのことを分かりたい。

人と人をつなぐコミュニケーション方法は、
手や身体、表情、声、文字などさまざまに存在しています。
この世界は「IGENGO」にあふれています。

つたえあう、その可能性を広げていきます。



NAME
FUMI KIKUNAGA

WORK
Content creator
Representative Director, IGENGO Lab.
Heralbony Co., Ltd. Corporate Planning
Office Welfare Team

LOVE
cat, beer, to sleep
Immersive theater
Real escape game

deaf

1. Introduction IGENGO Lab. & Interlingual Escape Game

2. Opportunities for establishing IGENGO Lab.

3. Significance of development by deaf and hearing-impaired people

4. The future of IGENGO Lab.

1. Introduction IGENGO Lab. & Interlingual Escape Game

2. Opportunities for establishing IGENGO Lab.

3. Significance of development by deaf and hearing-impaired people

4. The future of IGENGO Lab.

IGENGO Lab.



IGENGO Lab. MISSION

Differences make the world more exciting

Deaf and hearing-impaired people take the lead in involving hearing people to engage in management, planning, production, and expressive activities. We will also create opportunities for individual to flourish. Through the contents of IGENGO Lab., we create new value with people around the world.

異言語脱出ゲーム
Interlingual escape game

Immersive Theater

2022年5月28日(土) 13:00 / 18:00
2022年5月29日(日) 13:00 / 18:00

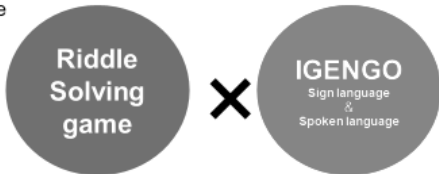
IGENGOSHOP



Riddle solving game



Interlingual Escape Game

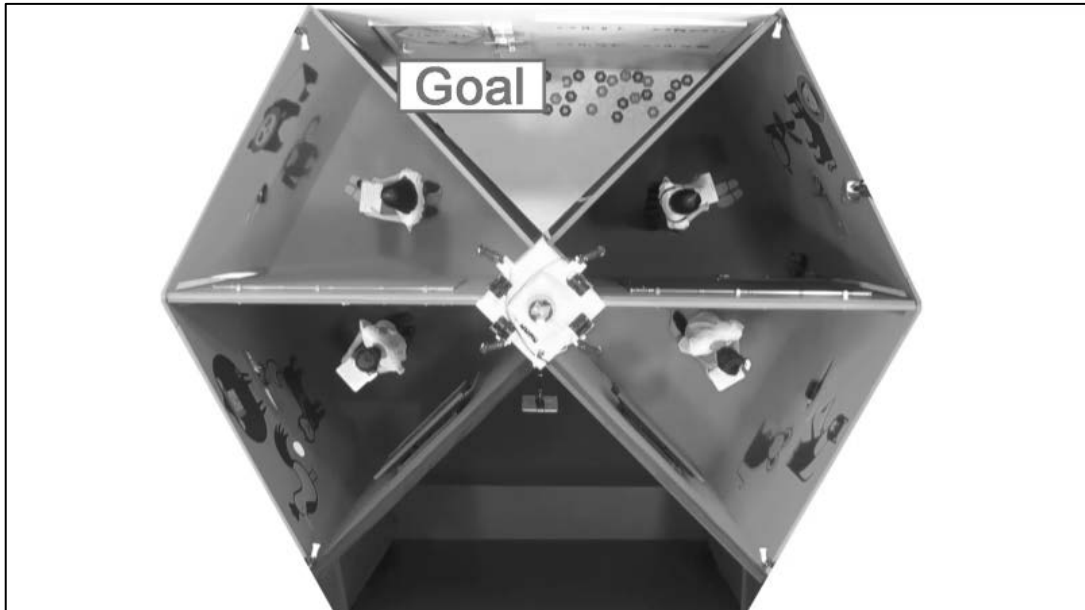


**Hearing people who do not know sign language and deaf and hearing-impaired people, who speak sign language, meet face-to-face.
A game where you communicate, solve puzzles, and complete missions.**

common missions to clear with a time limit

the necessity of participation of both deaf and hearing people
⇒ both deaf and hearing people will help each other

feeling happiness when people can understand and communicate with each other

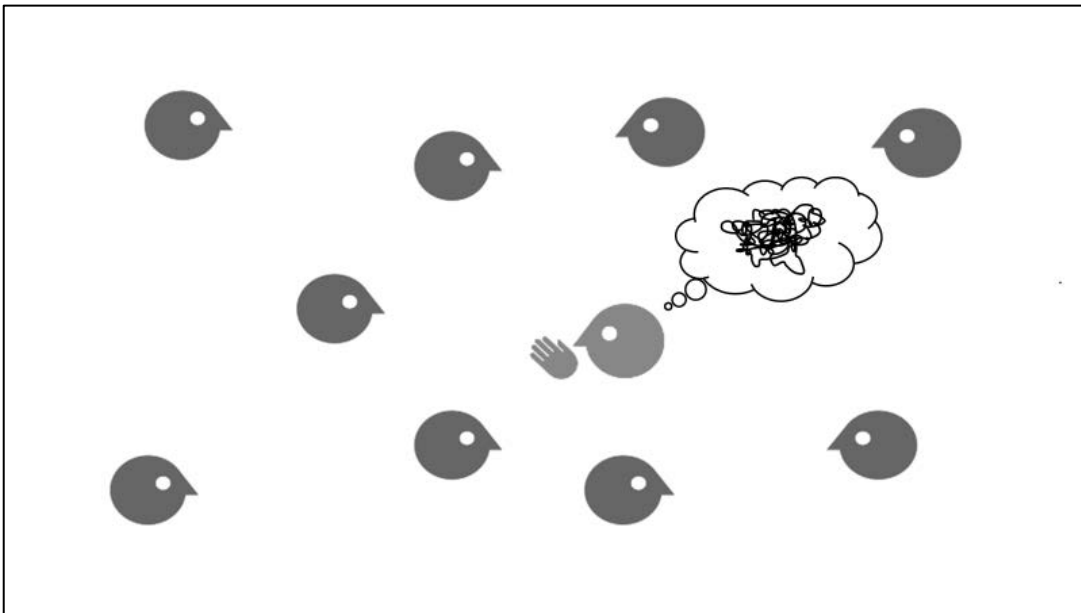
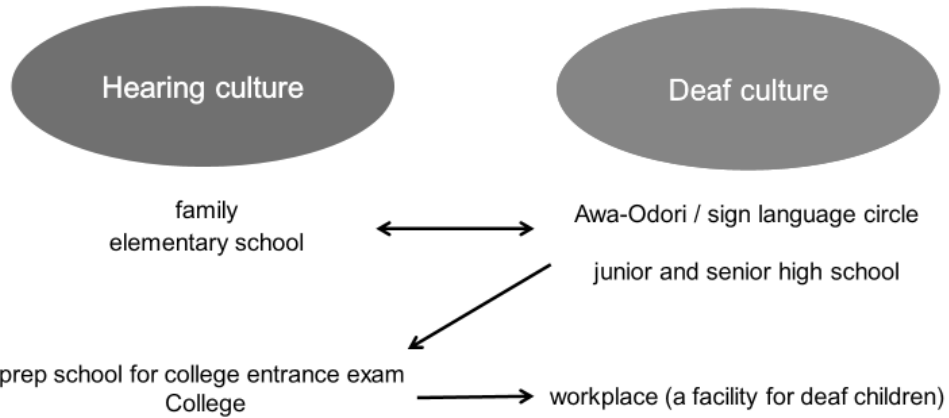




- 1. Introduction IGENGO Lab. & Interlingual Escape Game**
- 2. Opportunities for establishing IGENGO Lab.**
- 3. Significance of development by deaf and hearing-impaired people**
- 4. The future of IGENGO Lab.**



Moving between two cultures







Event held for corporate employee training from 2015 to 2018



IGENGOLab.



IGENGOLab.'s first performance
5mm to Love Story



collaboration project with YOSHIMOTO KOGYO HOLDINGS CO., LTD.

The Mystery of the Hidden Treasure Sleeping in the Blue Sea
 ~Encounter on a moonlit night~

2019.4.20
 13:00-15:00
 16:30-18:30
 会場：西宮クラブ
 〒216-8502 西宮市大池町2-1-1

Sustainable Goals
 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21

beyond
 2020

ESG/SDG
 西宮クラブ 西宮市大池町2-1-1

Co-produced with NHK, incorporating a mechanism for viewers to solve puzzles on a mystery-solving website.

Mystery Solving Drama “L’s Invitation”

Communicate with deaf clients online!
Remote DE Ghost Extermination Strategy

1時間内にお化けを退治して下す!!

リモートDEお化け退治大作戦
 ~種差別に勝つ~

とり憑かれちゃった?!

held in Tokyo, Chiba, Saitama, Kochi, Mie, Osaka etc.

An invitation to IGENGO Space



Hearing people who do not know sign language are immersed in an island of visual language, a journey to save the island from crisis—

Searching for Lost Heart



Works by IGENGO Lab.

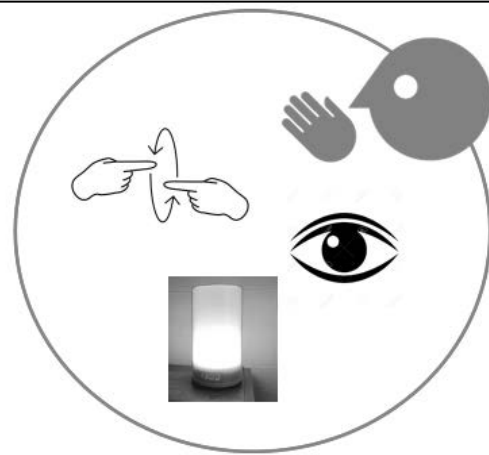
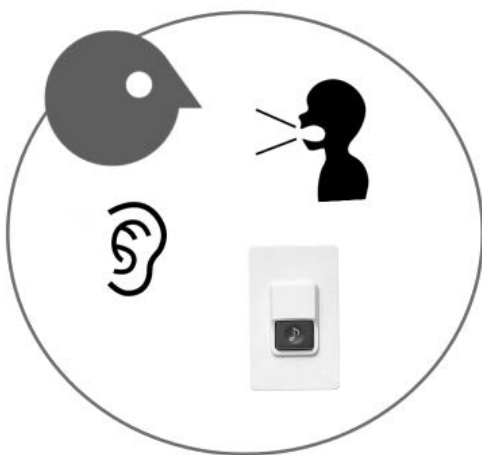
Plan
 Composition
 Script
 Problem creation
 Design
 Video production
 Expression
 Performance
 Operation

Created mainly by deaf and hearing-impaired people



Wearing masks have become normal, and it became difficult to hear and see people talking.
 It is unable to interact face-to-face with event attendees.

It's not that one cannot do,
it's just that one is different.



Different language, different ways of doing things, different cultures.
That's all.



Create a place where deaf and hearing people can meet



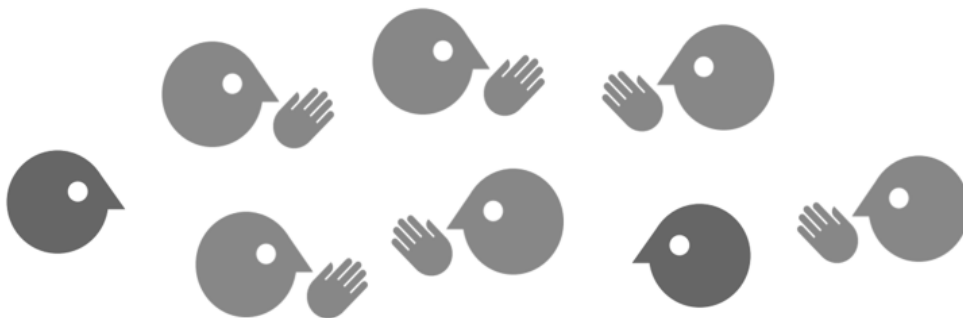
Present the deaf way



Hearing people notice and learn



Deaf and hearing-impaired people are at the center of planning, production, and expression.



A place, where psychological safety is guaranteed, is easy to exert power.

Planned, produced and managed by deaf and hearing-impaired people.



**Be evaluated in both good and bad ways.
(SNS, surveys, word of mouth, etc)**



Connect to self-affirmation and aim for further aspirations.

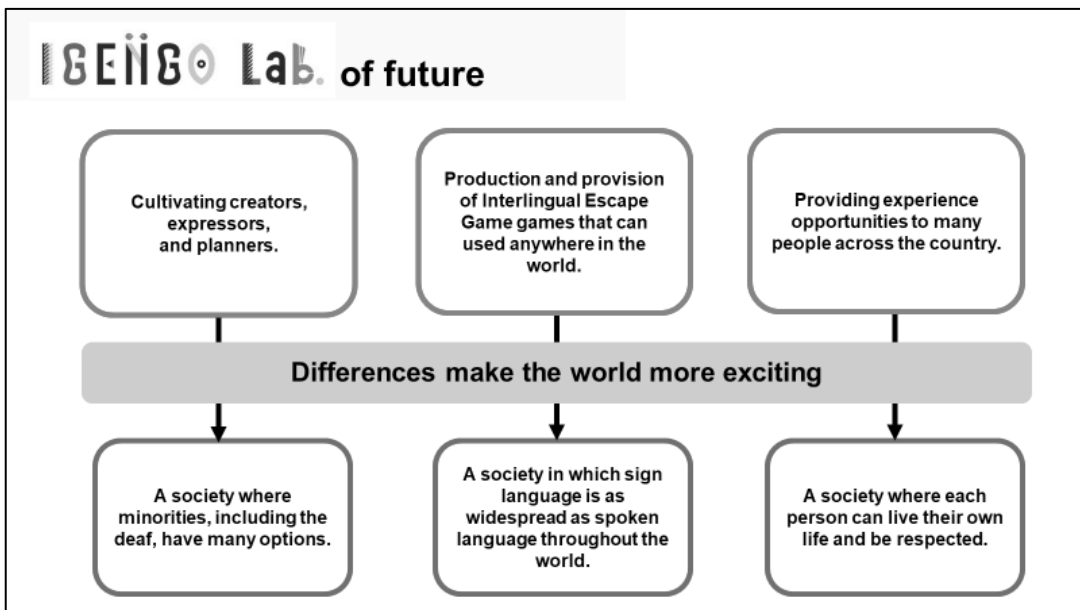


Society changes.

- 1. Introduction IGENGO Lab. & Interlingual Escape Game**
- 2. Opportunities for establishing IGENGO Lab.**
- 3. Significance of development by deaf and hearing-impaired people**
- 4. The future of IGENGO Lab.**







4. 閉会挨拶

山岡 義典

東アジア市民社会フォーラム実行委員会 委員長

どうもありがとうございます。今日はゆうべの懇親会から始まるわけですが、今回のテーマ、非常に国際的な強化基盤が、やっぱり障害者の権利条約ができたこと、私ども、日本においても、それによって各国の障害者政策が、別々で進行展開していて縦割りの政策論だったのが、権利条約に比準に関連してそれぞれの分野で集まってフォーラムをやりました。それによって私は、世界的に共通言語というか、共通で話す場が増えたことによって、障害者の仕組みっていうことは、世界かなりユニバーサルに議論できるようになったという感じがいたしました。

ですから、それぞれの法律の名前だとか、時代とか、順序とかは違うわけですが、全体として、一通りレベルの整った仕組みができていますので、感じ方も、議論の仕方、他のテーマに比べて、非常に国際比較がしやすくなったというか、国際的に理解しやすかったのではないかと思います。

それともう1つ私は、あいさつの中にも当事者性っていうことに触れましたが、私どももかなり重視しています。これもその条約があったからなんですけれども、やっぱりそれぞれの民主化のプロセスの中で、人権っていうことが注視されて、障害者に限らず、さまざまな差別をやめていこうと、そういう大きな流れの中に障害者における差別というか、区別というか、区別をしないコミュニティができつつあるというか、そういうものをイメージできるようになったんじゃないかなと思います。

そういう意味で、今回のテーマは大きな、文化的な、文明的な流れの中で互い同士の最先端の部分でお互いに交流できたのかなと思います。私たち、やっぱり文化とか、社会とか、経済もそうだと思いますけれども、さまざまな差別をなくして融合するところから、また新しい動きが出てくるのではないかとということを今日あらためて感じさせていただきました。

どうも大変刺激のお話をたくさん聞かせていただいて、通訳の皆さんは、本当に今日は日本語の通訳を聞いて、中国の方、韓国の方のお話を日本語に通訳して聞かせていただいて、非常にありがたかったです。本当に通訳していただいた方には感謝を申し上げます。この活動がますます盛んになることを願い、また来年の中国での展開を楽しみにしておりますので、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。





第 14 回東アジア市民社会フォーラム参加者



日本側参加者

第14回東アジア市民社会フォーラム

－ 障がい者の自立生活のための市民ボランティア活動 －

報告書

2024年3月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL:03-3945-1017 FAX:03-3945-1267
URL: <https://www.kohokyo.or.jp/>

©2024

印刷 株式会社美巧社
